

クラブ・スキー協発展のために

スキーリーダーテキスト



新日本スポーツ連盟
全国勤労者スキー協議会

まえがき

スキー協創立30周年を前に、8年ぶりの改訂をおこなったリーダーテキスト「4訂版」をお届けします。

改訂には、これまでにない全国理事を中心にした討議の中で意見集約を行いました。創立30周年を迎える、これまで作り上げてきた活動の到達としての記述を心掛けました。

前改訂からこの間の8年は、スキーは愛好者減が続いた時期です。また、スポーツの積極面と否定面の綱引きがつづいています。

私たちは、スポーツの積極面を前面にしたスポーツ活動に積極的に取り組むことを、今回の改訂に表しました。膨大なスキー・スポーツ愛好者がいる中で、スポーツの否定面がセンセーショナルに取り上げられるという状況での、スキー協の運動の方向です。

このような状況の中で、スポーツ連盟やスキー協の役割をこれまでの活動をふまえて書き改め記述しました。

スキー協のまわりには、スポーツ連盟に加盟する種目組織の仲間がたくさんいます。それぞれの種目の活動も紹介し、横のつながりも大切にしたいと考えました。

スポーツの専門組織としてさらに前進するために、各地のクラブや指導員の役割についても書き改めました。

スポーツの現状については、「スポーツ情勢」を最新の内容に書き改めました。また、スポーツの成り立ちと発展を簡潔におさえ、スポーツの価値（役割）を位置づけた「スポーツの発展をめざして」を新しく書き加えました。

さらに、国際的にスポーツの役割を位置づけた「宣言」や「スポーツ憲章」を資料として掲載しました。

大切なことは、テキストを作ることにとどめず、実際の活動とあわせて実践的な活用を進めることです。そのための指針となることを確信しています。「スキー活動で主人公になる」ために、一人ひとりの会員が持てる能力を發揮して、このテキストを手に大いにスキー協を広げましょう。

読むのが大変なほどのボリュームとなってしまいました。しかし、あらためて原点から考える機会として、全ての会員が手にしてほしいというのが執筆者全員の思いです。

1998年9月

全国スキー協理事長 石川 正三

目次

スキー協とは（歴史・活動と理念）	3
いきいきしたクラブ活動のために	12
魅力あるスキー指導のために	19
スポーツ情勢。そしてそれをきり拓くために	27
スポーツ連盟の役割と活動	32
スポーツ連盟種目紹介	37
スポーツの発展をめざして	42
全国勤労者スキー協議会規約	48
全国スキー協指導員規程、細則	51
全国スキー協山スキーリーダー規程、細則	58
全国スキー協テクニカルテスト規程、細則	62
全国スキー協傷害対策基金規定	65
全国スキー協常設学校規程	66
全国スキー協山スキー捜索・救出基金規程	67
全国スキー協山スキー規範	68
全国スキー協指導員派遣規程	69
年表	70
資料1. オリンピック憲章抜粋	83
資料2. 体育・スポーツ国際憲章	84
資料3. 「スポーツ宣言」（前文のみ抜粋）	87
資料4. 新ヨーロッパ・スポーツ憲章	90
資料5. ヨーロッパ・スポーツ憲章綱領	92
資料6. 新日本スポーツ連盟の出発宣言	95
資料7. 新日本体育連盟創立宣言	96
あとがき	97
(付録) 申請、申込、報告書等用紙見本	

スキー協とは(歴史・活動と理念)

悠久の歴史をへたスキーの魅力…

雪の斜面にシュプールを描いて

雪におおわれた山々。雪をかぶった木々。雪は私たちにスキーをする歓びをあたえてくれました。雪山は大自然の生きている気配と、人間の生への喜びが交錯し、雪を、山を思い、仲間に思いを馳せる不思議な魅力を持っています。

ノルウェーのレエディー洞窟で見つかった壁画には、スキーを付けた狩人が描かれています。この壁画は紀元前4500年も前のものと推定されています。古くは雪上の歩行具として利用され、現在のスキー・スポーツへと脈々と受け継がれてきたスキーは、生活と文化を漂わせ今も多くの人を魅了しています。

雪の山野を歩く、走る、滑るスキー。それは古来からずーっと続いているシュプールなのです。スキーは大自然の中に、自分自身を体現することのできる夢に満ち、限りなく自由でほかに類のないダイナミックなスポーツです。

雪上を移動する生活の用具から、何かのきっかけでスキーを使って遊ぶことを知り、悠久の歴史をへてノルディックスキーとアルペンスキーに分化してきました。そして、遊ぶ中から競技、スポーツとして発展してきました。

ノルウェーの冒険家フリチョフ・ナンセンは、「あらゆるスポーツの王者の名に値するスポーツがあるとすれば、それはスキーである」と表現したほどです。

雪上スポーツは、初めてスキーをする人から上級者まで、山スキー、フリースタイル、クロスカントリー、最近はスノーボードでと、雪の楽しみ方は多様になっています。『あらゆる斜面を自由自在に、空を飛ぶように…』『ポールの中を最高の技術を駆使して、百分の一秒を競うスピードを求めて』『雪の山野に夢と雄大な自然を求めて…』と、あらゆる年代の人が雪山を楽しんでいます。

厳しい冬の自然の中でのスキーへの思いと情熱が、科学的な成果と結びつき、仲間の中で励まし合いながら生涯スポーツとして続けられれば、スキーの可能性は大きく膨らむでしょう。



最古の女性スキーヤー（オラウス・マグヌスによる、1539年）。

スキーの楽しさを広げる全国スキー協

全国勤労者スキー協議会（以下、全国スキー協という）は、スキー愛好者の思いと情熱を実現するために、いろんな活動に取り組んでいます。

日本にはいろんなスキー組織がありますが、1500万人とも言われるスキー愛好者の中で、なんらかのスキー団体に組織されているのはほんの一握です。

スキーは一人でも行けるし、滑れます。しかし、生涯スポーツとして考えた場合、どうでしょうか。技術向上、安全問題、経済的なこともあるでしょう。最近は、車でグループで楽しむ人達も多くいます。一時期、気の合ったメンバーで行っても、なかなか継続的に活動するのは難しいようです。

全国スキー協は、スキーをやりたい仲間が自主的にクラブをつくり、スキーを楽しむために必要な費用、時間、いろんな制約をスキー仲間とともにひとつひとつ克服して、もっとスキーが楽しめるようにしようとスキークラブにスキー愛好者を組織し、始められたものです。それは、スキーに関わって愛好者が主人公になるということです。

こうしてできたスキークラブが、それぞれバラバラで勝手に活動していたのではたまたま気の合う仲間が集まつたのと同じになってしまいます。そのため、同じ目的をもったスキークラブが力を合わせようと、各地にスキー協がつくられているのです。

全国スキー協の組織は、都道府県スキー協にスキークラブが組織され、その各都道府県スキー協が集まって全国スキー協を構成しています。

スキークラブは、スキー愛好者の要求実現のたしかなよりどころとなり、一人ひとりが自発的に加入し、具体的にスキー要求実現のために活動する組織として、スキー協の一番基本となっている単位です。

このスキークラブが、都道府県スキー協のもとに「多様なクラブの共同と交流の場」として、「地域でスキーの普及と向上をめざす推進力」として、「地域でスキー要求の実現」をめざし、「他団体との協力・共同の窓口」として活動しています。

全国スキー協は、都道府県スキー協の集合体としての独自性を持ち、スキーの魅力をひろげるスキー技術という専門性を追求すること、そして、このような取り組みへの協力・

余暇活動の参加人口の推移（全体結果）

	参 加 人 口 (万人)								
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
ゴルフ(コース)	1,310	1,270	1,350	1,310	1,340	1,370	1,370	1,320	1,300
ゴルフ(練習場)	1,760	1,650	1,850	1,740	1,940	1,680	1,570	1,480	1,400
テニス	1,390	1,210	1,410	1,320	1,300	1,240	1,140	1,030	970
乗馬	80	40	70	70	70	40	60	90	60
スキー	1,520	1,380	1,700	1,760	1,770	1,670	1,670	1,610	1,360
スノーボード	—	—	—	—	—	—	—	—	330
釣り	1,750	1,540	1,700	1,780	1,970	1,970	1,890	2,040	2,000

(レジャー白書'98より)

共同を広げスキー界を民主的に変えていこうというところに、組織として活動する意義があります。

全国スキー協の取り組み

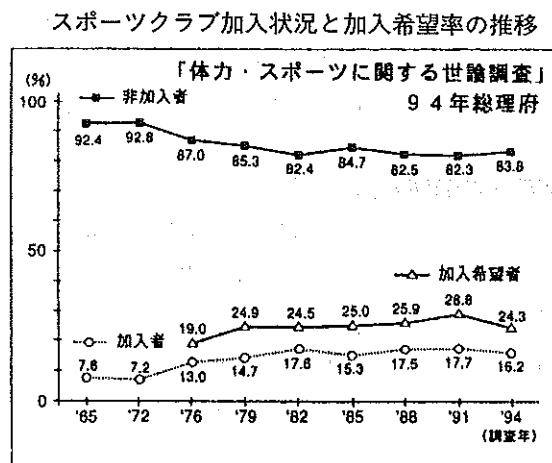
全国スキー協規約第二条には「健康で文化的な生活をめざし、スキーの歴史的遺産を継承発展させ、スキーを広く大衆のものとし勤労者の立場に立ったスキーに対する正しい考え方、スキー理論とスキー技術の普及と向上をはかる」と明記されています。これを現在の状況に当てはめると次のように要約できるのではないでどうか。

(1) スキーを文化として発展させるために

全国スキー協は、スポーツを「それは、万人の権利でなければなりません」と位置づけ、「体育・スポーツの普及と発展を願うすべての人」に、各種のスポーツ活動を進める新日本スポーツ連盟（以下、スポーツ連盟）に加盟し、活動しています。

スポーツは、オリンピックメダリストの山下泰裕さんの言葉を借りれば、スポーツを通して「丈夫な体、強い心、それから相手をいたわる気持ち、我慢すること、協力すること、譲り合うこと。そして人間に練られていく」「人間を形成する上で、切っても切れないものだと思う。事実、スポーツを正しく行えば、豊かな心をはぐくむことができると確信しています」と話しています。このような役割りや価値のあるスポーツだから「権利」として主張できるでしょう。

全国スキー協は、スポーツ連盟の“スキー”という種目組織の一つとしてスキーの楽しさを広げ、技術向上に向けて取り組んでいます。1969年2月に創立され、30年の歴史があります。創立当初は12都道府県52名でしたが、現在は32都道府県に300のクラブ、6500名余へと前進してきました。それは、全国各地のスキー協加盟のクラブが、国民の中のスポーツ要求の高まりの中で、広範なスキー愛好者の要求に応え、スポーツの自主的・民主的発展を促進する活動が一定の影響をもってきた結果でもあるでしょう。スキーが好きで、地域、職場などでスキークラブに加入している会員が、より良いスキー環境をつくる取り組みの中で持てる能力を十分に発揮しているからです。



全国スキー協は、憲法で保障された健康で文化的な生活をめざし、2500年にもおよぶスキーの歴史を継承、発展させるという大きな視野と未来への展望を持っています。

スポーツを多くの人が楽しむようになった現在でも、スキーはお金のかかるスポーツで、気軽にできるスポーツとはなっていません。また“スキーは儲かる”として、毎年デザインだけを変えて購買意欲を刺激するという悪しき商業主義の傾向もあります。スキーを多くの人が楽しめるように「スポーツ権」の確立をめざし、フェアプレー精神を育むスポーツ活動、スキー技術や理論の向上の取り組み、スキーの安全のための活動はますます重要なっています。

(2) スキー関係者との協力・共同を広げよう

スキーは愛好者人口が多いといつても、「気軽に」行けるスポーツでもありません。最近は「安く、近くで、短い期間」で、という「安・近・短」の傾向が一層強まっています。高速道の高い料金や用具、リフト料金などを考えると不況時には一番最初に切り捨てられるスポーツになります。スキーをしたいという要求が押しつぶされているようです。日本は、競技専用コースもなく、競技に関わるコーチや指導者は、活動費確保に苦労しており、企業に頼っているのが現状です。しかし、企業のスキー部は業績の犠牲になり、「廃部」に追いやられ所も出るなど、選手やコーチは無権利状態です。国は、社会体育指導者資格認定制度は作ったものの、予算は無く、制度内容も問題が多く、スキー団体に頼るだけで何の保障もありません。

国のスポーツ政策の貧困さは、スポーツ振興法（1961年）は作っても、その法律にもとづく振興策はまだ策定されていないことや、「民間活力の導入」のもとに「リゾート法」を制定し、企業の儲けのためだけに道を開くことなどにも現れています。スポーツ振興は、「サッカーくじ」などのギャンブルなどに頼るのでなく国のスポーツ予算の増額こそ本筋であり、ここに国民のスポーツ要求を結集できる核心があります。

最近のスキー場には、スノーボードを愛好する若者が大変増えています。十分に技術を習得しないで急激に増えたボーダーがゲレンデに出ることでの危険、ボーダーのために作られていないスキー場のためといった理由などから、特有の事故も起こっています。こうした点での安全への取り組みも、全国スキー安全対策協議会などで続けられています。よりよいスキー環境を考えていくためにも、社会的状況にも目を向け、国や自治体に働きかけ、スキー・スポーツの発展に向けた活動には広範なスキー愛好者やスキー関係者との協力・共同をもっと大きくしなければなりません。こうした取り組みは全国スキー協だからこそできることです。

(3) スキー技術・指導法の研鑽をしよう

スキーを通じてクラブに加入してきた会員は、多様な技術向上の要求を持っています。スキーという専門クラブとして、クラブ全体が高い目標をもち、その目標に向かって科学的、計画的な活動が重要です。

クラブ相互の練習やトレーニングの交流など、工夫をした取り組みで、会員の持てる力をいかんなく發揮してもらうことです。「だれでも向上できる」という取り組みには、スキー技術や指導法の研究が重要な鍵をにぎっています。

スキー技術は変化、発展しています。技術を固定的に考えず、科学的にとらえ実践し、普及への指導法を確立するという「スキーを科学する」ということが、自らが「主人公」として取り組めるのはスキー協ならではの特徴です。

全国スキー協では、広く世界の技術、理論にも視野を広げ、学ぶなかで、各地で指導活動を行ってきた歴史があります。現在、「基礎技術の発展形態がトップ技術にもつながる」「初心者からトップスキーまで統一的で一貫した」指導法を確立、実践し、指導員養成をおこない指導活動を行っています。

スキーの醍醐味を堪能する山スキーの普及にも精力的に取り組むとともに、山スキーリーダーの養成をおこなっています。また、競技力向上に向けたレーシングキャンプ、スキー競技大会を開催し選手の育成にも目を向けています。

スキー技術、理論を学び、技術向上のための取り組みがスキーの専門種目として活性化の源です。

(4) スキーと自然を考えよう

深い山岳地方でスポーツ・スキーをする時、その山々を考えないわけにはいきません。酸性雨、雪、霧による木々の立ち枯れ、リゾート法を軸にした乱開発による森林破壊、地球温暖化傾向などについては、防止策が国際的にも論議され、自然環境保護の具体策が実行されはじめています。

日本は、低山にも多くの積雪があるという特徴があるため、スキー場がこうした自然環境の犠牲の上になりたっているという一面もあります。それは、「スキーが儲かる」とした企業が、資本にものをいわせた開発の結果と言えます。また、アルペン偏重の結果とも関係しているのではないかでしょうか。その意味でも、山スキーとノルディック系のクロカン、ウォーキングスキーなど多様な要求に応える取り組みが、クラブレベルで行なうことがこれまで以上に大切になっています。

スキーという種目が自然破壊を招くものでも、スキーヤーが自然破壊をおこなっているものではありません。しかし、「地球規模で考え、地域で行動しよう」というスローガンもあるように、スキーヤーの側も自然保護を考えた取り組みが必要になっています。スキーヤーにとって大変大きな課題と言ってもいいのではないでしょうか。

地域の環境や自然に目をむけ、リサイクルや日常生活でのエネルギー消費、ディーゼル車の使用なども考えなければならない時期にきているのではないでしょうか。

(5) 豊かな人間関係をはぐくむスキークラブを

スキー協のクラブでは「オーナーとお客様」という商業スポーツクラブとは違い、スキーを通じて会員同士が対等平等に交流でき、自由に学びあうという人間関係を重視した運営を行う中で、豊かな人格形成のために自己表現ができる場です。まさに、全会員が主人公となります。

クラブでは、シーズンでのスキー行事はもちろんのこと、頭と体のトレーニングや他のスポーツも積極的に取り入れましょう。スキーはシーズンスポーツですから、オフシーズンの取り組みも含めた、通年の活動が大変重要です。また、内々の取り組みにならず、広くスポーツ界、スキー愛好者に目を向け、新会員を迎えるなどでクラブの拡大・発展への

夢や展望を持った計画的な活動を行うことが重要で、スポーツ権確立への第一歩となります。

さあ、あなたもスキー協のクラブでスキーの楽しみをおおいに広げましょう！

スキー協の組織制度

(1) スキー指導員制度

スキーという専門クラブにおいて、指導員が果たす役割は大きなものがあります。スキーは、適切な指導があれば誰にでもできるスポーツです。しかし、スキーをしたことがない人は非常に大変なものと考えていたり、経験者でも、もうこれ以上は上達しないなどとあきらめています。こうした時スキー協の、指導員の実践内容や、スキーについての適切な助言ができれば、あらたな意欲が湧いてくるものです。

地域にねざしたクラブレベルでの指導員の活動は、スキーを生涯スポーツとして続けていくための基本的活動です。全国スキー協では指導員制度にもとづき、指導員養成を積極的に行って、現在2,200名の指導員を認定しています。だからこそ、「親切で熱心」、なによりも「安全に、楽しく、早く、うまく」なると言われているのです。

(2) 山スキーリーダー制度

自然の山野を登り、滑降する山スキーは、誰もが憧れるでしょう。しかし、山スキーは自然の山野が活動領域となることから、雪山での生活の知識、技術を必要とします。

「まず安全に、仲間と楽しく山スキー」をモットーに、山スキーの普及と向上のために山スキーリーダー制度を制定し、リーダーの養成を行っています。

(3) 安全対策と各種共済制度

「安全」活動はスキー協の原点です。これまで「安全で楽しいスキー」の普及に力を入れ、指導員養成時にも「安全」の課題が単位として組みこまれ、「スキーの安全」のテキストを発行、スキー場安全調査活動、行政への働きかけを行うなど、一貫して重視してきました。また、「全国スキー安全対策協議会」にも役員を派遣し、多くのスキー関係者とともにスキー愛好者の安全確保について活動しています。

また、次の共済制度もつくりています。

①傷害対策基金

事故を起こさないための事前の取り組みとともに、不幸にして事故に遇ったり、事故を起こしてしまった時のために、その費用負担ができるだけ軽減しようと、会員が互いに助け合い、小額の掛け金で有利な給付をうけられるよう独自の「傷害対策基金」を設け、運用しています。

②検索・救出基金

山スキーでの事故の場合は、検索や救出に大変なお金がかかるのが実態です。緊急時のために、山スキー計画書の提出とともに「検索・救出基金制度」を設け、山スキーの普及と発展に取り組んでいます。

③賠償保険

制度として確立はしていませんが、スキーでの事故は賠償問題となる場合もあり、民間

の保険会社と提携した「賠償保険」の取次ぎも行っています。

なによりも、これらの取り組みを通して、会員の「安全意識」の高揚が最も大切です。

各種部会

[技術部会]

都道府県から選出される部員によって構成され、定期的にスキー技術の研究、理論の実践や、スキー教程の普及・伝達などを進めています。技術部会での内容は都道府県に伝達され、それぞれの県で深められ部会に集約されています。

[競技部会]

競技スキーの楽しさの普及と競技力の向上をめざして、レーシングキャンプの開催や全国競技大会の運営指導とともに、ポールセッターの養成もおこない、クラブレベルで競技に親しむ機会を増やすことなどが取り組まれています。

[山スキー部会]

全国スキー協の特徴ともいえる分野です。スキーはゲレンデでおこなうものという固定観念にとらわれず、ゲレンデを離れ山野にスキーの醍醐味を求め、大自然に親しむ山スキーの普及・向上に努めています。また、用具、気象、安全対策などの研究やテキスト作成、山スキークラブづくりを進めています。

96年6月には山スキーリーダー制度を設け、山スキーリーダーの養成・認定、研修を本格化しました。

主な取り組み

[競技大会]

専門組織として競技大会の位置づけは重要です。スキー技術はスピードとスキー操作の合理性追求の中で常に変化発展し、今日のスキー技術は、スキー用具の開発と深くかかわって発展してきました。特に競技大会では、「勝つ」ことに結びつく先鋭技術が発展します。そして、その技術は数年後には一般のスキーヤーにも取り入れられるという状況が見られています。

スポーツにおける競争は『相互に認めあった明文化されたルールとフェアプレー精神のもとで行われることによって、野蛮な闘争でなく、人間的な文化としての価値』を發揮するものです。フェアプレーはプロ、アマの違いや競技レベルを問わず、すべてのスポーツにおいてもっとも重要な課題です。「勝利のために手段を選ばず」という風潮が根深くある中で、こうした競技のもつ積極的な考え方を広めるために、「全国スキー競技大会」を主催し、充実させてきています。

クラブ会員の多様な技術向上の要求に応えるとともに、競技力の向上は専門組織の重要な側面です。高い目標と計画をもって、クラブ相互の練習やトレーニングの交流などの活動が、競技水準の向上のみならずクラブ活性化にもつながるものです。

[機関誌・スキーメイトの発行]

スキーメイトは、会員自身が編集・発行している“機関誌”です。各地の会員が登場し、

生きいきしたクラブ活動を誌面に反映させて、クラブ活動を応援しています。また、スキー界の出来事にも取材を行い、豊かな紙面づくりに努力しています。そのことは、スキー愛好者の多様な要求を実現し、スポーツ権をさらに拡げることになり、内外から注目され、影響力も大きくなっています。

[スキー教程の発行とビデオ制作]

全国スキー協では、スキー文化を継承・発展させていく“歴史の担い手”として、会員の英知を集め、実証的に実践・研究を積み重ねた指導法「スキー教程」を発表してきました。このことは、会員とスキー愛好者の技術向上の要求の中で、自分たちがスキーの主人公であるという自覚の表れです。

これまで全国スキー協では、『働くもののスキー』『楽しく、早く、うまくなろう』『楽しく、早く、うまくなるスキー』『新体連スキー教程』と、指導教程を発行してきました。また、映画も『楽しく、早く、うまくなろう』と『白のエチュード』を自主制作してきました。

そして94年10月には、現在のスキー教程をビデオとセットで発行するという画期的取り組みを行いました。このスキー教程とビデオは指導員、クラブの活動とあいまって共感を呼んでいます。

[スキーをとりまく環境改善にむけて]

私たちはスキーの専門組織として、全国スキー競技大会、指導員認定やスキーシンポジウムなどの取り組みとともに、スキーをとりまく環境全体を視野に入れ、スキーをする条件を拡げていくために「リフト料金の子供・障害者・シルバー割り引き」の取り組み、スポーツにギャンブルを持ち込む「サッカーくじ」反対、国のスポーツ予算の増額をもとめ、「消費税の廃止」、自然保護、核兵器廃絶など平和を守るための活動と、多様な取り組みをおこなっています。

しかし、実現のためには、他のスキー団体、スキー関係者、研究者・コーチなど、スキー愛好者やスポーツ関係者との協力・共同の取り組みを拡げることが大切です。

スキー人口は1500万人ともいわれています。スキーの人気は、何よりも自然を対象に、雪山の中でおこなうスポーツということにもあるでしょう。しかも、その方法によって楽しみ方はいろいろです。山スキー・フリースタイルなど、アルペン系の楽しみ方の幅がどんどん広がっています。また、着実に「歩くスキー」が普及し、競技大会も数多く開かれるようになっています。

これらに加えて、最近のスノーボードの急増、スノーパラグライダーなど、他の種目と違って、その楽しみ方、技術の普及などはかなりの幅と速度をもって多様化していると言ってもよいでしょう。

このような状況を考えると、スキー協の活動は日本のスキー界で大変重要な役割をもつておらず、より大きな広がりや速度が求められています。こうした取り組みを発展させてこそ、スキー協の役割が果たせるでしょう。

余暇活動の潜在需要（参加希望率—現在の参加率）

スキー、スノーボードへの関心は高い

(単位：%)

順位 性・年代 N		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全 体	3,413	海外旅行 35.1	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 16.0	オートキャンプ 12.6	水泳 (ブルーでの) 10.0	周遊 9.2	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 8.8	音楽会、コンサート など 8.2	スキー 7.9	ピクニック、ハイキング、 野営歩 6.9	登山 6.6
男	男性全体	1,857	海外旅行 33.7	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 17.1	オートキャンプ 13.1	スポーツ振興 (テレビは餘く) 7.8	スキー 7.7	ピクニック、ハイキング、 野外散歩 7.6	登山 7.1	音楽会、コンサート など 6.8	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 6.8
	10代	116	海外旅行 42.4	スノーボード 28.6	オートキャンプ 28.6	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 21.4	スキーダイビング、 スキー/ダイビング 16.3	宝くじ 13.4	スキー 12.9	ドライブ 音楽会、コンサート など 12.8	サーフィン、ウィンターサーフィン 11.6
	20代	296	海外旅行 43.6	オートキャンプ 22.6	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 21.6	スノーボード 12.3	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 11.9	ゴルフ (ロース) 11.6	スキーダイビング、 スキー/ダイビング 10.8	音楽会、コンサート など 10.2	スキー 10.2
	30代	294	海外旅行 41.5	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 22.3	オートキャンプ 20.8	音楽会、コンサート など 14.2	スキー 15.2	スキーダイビング、 スキー/ダイビング 13.8	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 10.4	男女浴 9.7	ピクニック、ハイキング、 野営歩 8.3
	40代	303	海外旅行 38.1	オートキャンプ 14.2	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 14.2	音楽会、コンサート など 11.3	スキー 10.4	ピクニック、ハイキング、 野外散歩 9.6	スキー 8.8	おを描く、影射する 8.8	釣り 8.4
	50代	320	海外旅行 28.2	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 16.1	水泳 (ブルーでの) 14.1	ピクニック、ハイキング、 野外散歩 10.9	周遊 9.7	ショギング、マラソン 8.2	おを描く、影射する 7.8	登山 7.6	スキー 6.8
	60代以上	327	海外旅行 16.9	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 10.7	水泳 (ブルーでの) 9.9	周遊 6.3	音楽会 5.9	登山 5.1	周遊 5.1	樹屋づくり 4.3	釣り 3.8
	女性全体	1,755	海外旅行 36.5	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 20.4	水泳 (ブルーでの) 13.3	周遊 12.3	オートキャンプ 12.3	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 10.3	音楽会、コンサート など 9.7	料亭 (日常的なもの を除く) 8.6	書道 7.6
	10代	125	海外旅行 57.9	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 38.0	スノーボード 27.5	オートキャンプ 23.1	スキー 22.4	スキーダイビング、 スキー/ダイビング 18.5	東京 16.5	宝くじ 15.5	ピクニック、ハイキング、 野外散歩 13.6
	20代	305	海外旅行 45.6	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 26.3	オートキャンプ 23.6	水泳 (ブルーでの) 16.4	周遊 14.6	料亭 (日常的なもの を除く) 14.1	音楽会、コンサート など 13.8	音楽会 13.0	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 11.8
女	30代	308	海外旅行 48.0	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 29.1	音楽会、コンサート など 26.1	オートキャンプ 23.5	テニス 18.4	スキー 17.1	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 16.5	アロピクス、 シャンパン 14.8	周遊 14.7
	40代	333	海外旅行 37.2	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 25.1	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 14.3	水泳 (ブルーでの) 13.8	周遊 12.4	料亭 (日常的なもの を除く) 11.4	テニス 10.5	登山 10.3	オートキャンプ 9.8
	50代	309	海外旅行 28.3	水泳 (ブルーでの) 22.7	周遊 13.9	周遊 12.9	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 12.0	料亭 (日常的なもの を除く) 9.9	洋棋、社交ダンス 8.5	テニス 7.8	お花 6.2
	60代以上	376	海外旅行 17.3	水泳 (ブルーでの) 10.9	周遊 8.9	国内観光旅行 (温泉、避暑、温泉など) 6.7	音楽会 4.3	パソコン (ゲーム、 趣味、通信など) 3.6	お花 2.8	ピクニック、ハイキング、 野外散歩 2.6	書道会 2.6

レジャー白書'98より

いきいきしたクラブ活動のために

全国スキー協には、各都道府県に約300のスキークラブが加入しています。これらのスキークラブのほとんどは自治体を中心に組織されている、いわゆる「地域クラブ」です。その他に、職場を中心に組織されているクラブや、全県的な目的別クラブとして「ジュニアクラブ」、「山スキークラブ」、「レーシングクラブ」などもあります。

これらのクラブ活動やクラブそのものについて、実際にはさまざまな目的や活動があり、私たちスキー協のスキークラブは結成以来、今日までの活動の歴史の中で独自の発展をとげてきました。

スキー協は都道府県スキー協とクラブが要（かなめ）

全国スキー協は都道府県スキー協の集合体です。この都道府県スキー協に各クラブが加入しています。スキークラブは、スキー協の活動単位の基本となっているのです。

こうしたクラブをまとめる都道府県スキー協は、

- ①各都道府県のスキー協運動の中心として、スキー分野で各地のスキークラブを基礎に、普及と向上に取り組む。
- ②クラブ運営や取り組み、クラブ間の交流やクラブ活動の活発化のために援助する。
- ③スキー要求の実現に向けて、スキークラブの結成を促進し、組織を拡大する。
- ④各都道府県で、広範なスキー関係者や研究者と協力・共同し、スキー、スポーツ界の民主的発展のために取り組む。
- ⑤スポーツ連盟のスキー部門として、他種目とも連携し、スポーツ界全体に視野を広げスポーツ環境の改善に向けた取り組みを行う。

という役割を持っています。こうした都道府県スキー協に組織されたクラブだからこそ、地域や職場に責任を持った取り組みができるのです。

スポーツ連盟・スキー協の要は都道府県スキー協と組織されたクラブです。組織の基本というだけでなく外部にむけた運動の基本的単位です。地域、職場でクラブが活動してこそ、スキー協の運動は発展するのです。クラブは、責任をもつ「地域」「職場」の要求に応えることを実際の取り組みで示すことです。

—ドイツのクラブ法の基準

スポーツクラブは、民法の中で「クラブ（Vereine）」法人として明確に位置づけられており、以下のような一定の条件を満たしたものについては、地方裁判所の登記簿に法人登録され、法人としての権利を得ることができる。法人登録をしたクラブは、クラブの収入（競技会収入、寄付金等）が非課税となる等の権利を得る。

- ①非営利目的
- ②最低 7 名の会員
- ③理事会の設置
- ④会員総会の実施
- ⑤同一自治体区内に存在する登録クラブと異なる名称
- ⑥会員資格の譲渡・相続等の制限
- ⑦定款の作成

なお、以下の事由が認められた場合には法人としての権利を剥奪される。

- ①会員が 3 名以下になった場合
- ②破産宣告を受けた場合
- ③営利を追求した場合
- ④公益を害する場合

クラブは身近なもの

クラブ会員にとっても、地域、職場の人にとってもクラブが身近でなければ発展しません。ここでは、クラブを組織する範囲の「地域」といった場合、「行政区」や市町村などとなります。沿線別などの社会環境や市内、郊外などといった生活環境の違いなどによることもあります。そうしたことが身近さでもありますし、運営において全クラブ員が必要とされている実感があること、自分のものと感じられる日常活動が大切です。スポーツが日常的になることと同じように、クラブ活動も日常生活の中で行えるようにしたいものです。会員が広範囲になっているクラブは、会員とも相談しながら会員の身近なところにクラブを作っていくように考えてはどうでしょうか。

—スポーツクラブの条件—

- 1) あるスポーツを楽しむために同じ関心を持った人びとの自発的な集まりであること。
- 2) スポーツを通じて仲間との交友を広め、またそのような機会を大切にする集まりであること。
- 3) その集まりの運営は、自分たちで処理してゆく能力と用意がある自主性に富んだ集まりであること。
- 4) その集まりの運営のために民主的な手続きを経た規約を持ち、それをみんなが忠実に守る覚悟があること。
- 5) よいプログラムが立てられ、絶えず活動が続けられ、仲間が十分満足するような配慮がいき届いていること。

出典：西田泰介「指導者のためのスポーツクラブ」プレス・ギムナスチカ、1979。

専門クラブとしての運営のポイント

スキーという専門クラブの運営をすすめる上で、会員同士が互いに理解し、ともに努力し、いきいきとしたクラブ運営に役立つよういくつかの点に注目しましょう。

①スキーの多様な発展を展望したクラブ運営を

スポーツとして、スキーを科学し、クラブ運営にもそれを反映させる。

②チームとクラブの違いをとらえた運営に配慮する。

会員の多様な要求と条件の違いを統一した運営。

③人間的な成長をクラブ活動を通じて

クラブへの加入にはさまざまな動機がありますが、根底には「存在をアピールする」

「役にたちたい」「学び、交流したい」などの意識があります。

④社会的存在としてのスキークラブの確立

自主的、民主的なクラブにふさわしく、会員からも周囲からも信頼されるクラブ

⑤会員の能力を発揮した創造的クラブ活動

こうした点に注目し、新鮮で魅力あるクラブ活動をおこない、新しい時代にふさわしいスキークラブにしましょう。

他のスポーツでは、日常的に練習会があり、一年中技術向上に努力し、競技会への参加があるのに対して、スキーは年に3～5回、10日前後スキーに行くのが一般的です。年1、2回というクラブ員も珍しくありません。しかも、長くて6ヵ月、短い地方ですと2、3ヵ月がシーズンです。あの半年はスキーには関係ない過ごし方になります。

上達するには「意欲」と「高い目標」を持つことが第一に必要です。そうした意欲に応え、継続できる運営を工夫しましょう。この際大切なことは、クラブ員全体の技術が上達する方針だからと言って、「少数の伸びるメンバーの足を引っ張らず、どんどん伸ばす応援をすることでクラブの力になってもらうことを考えるということです。もう一つは、「正しい練習法で楽しく練習を続ければ、誰でも上達できる」ということです。

スキー協はこれまで「楽しく、早く、うまくなる」スキーをめざし、指導法の研究に努力、実践を重ねてきました。こうした中で「安全に、早く、うまくなる」との評判を得るようになっています。指導員を中心に、よく研究し、工夫し、けっしてアキラメずに技術向上に励みましょう。

スキー行事もマンネリにならず、行ったことのない場所に行ったり、競技や山スキーに挑戦するなど、高い目標をもつことがプラスになるでしょう。

クラブ活動の実際

スキーという専門種目のクラブですから、クラブ運営の基本には「技術向上」「運営は民主的に、人間関係を重視」におくことが必要です。こうしたクラブの運営のポイントは「三つの中心」「三つの大切」（別項参照）に要約されて実践されてきています。これまでの各地のクラブ活動の実践から、基本的な点について見てみましょう。

クラブは「加入、脱退が自由」なものですし、企業や労働組合、政党とは異なり、時に

は「有能な」(有能過ぎる)リーダーの存在がクラブ発展にマイナスになったり、事務局や運営委員会のみの奮闘が必ずしもクラブを発展させないことさえあります。というのも、クラブの目的が、一人ひとりのクラブ員が主人公となって要求の実現、会員間の人間的交流にあるからです。

ワンマン運営が当初は必要な時もありますが長続きしませんから、2人から3人、3人から5人へと集団運営に早く切り替えます。20人程度までは全員参加で運営し、「全員発言」「全員一致」を目指すと、役割は原則として全員で分担、例会の会場とり、司会や記録、その他も複数で回り持ちで行いましょう。次第に適任者が判って、おのずと分担が決まってくるでしょうが、マンネリになることを避け当初のやり方を忘れず「誰でもできる」と常に新人登用、交代を習慣づけると、思わぬ持ち味を発見することにもなります。希望者が自発的に他の人に呼びかけてやるという雰囲気が大切です。

三つの中心、三つの大切

このような目的をもったサークルの運営には、次のようなポイントを重視したいものである。

それは、生き方中心、励まし中心、例会中心の三つの中心と、連絡重視、批評重視、新人重視の三つの大切である。

生き方中心——成長したいという青年の最大の願望に運営の中心をおくことなしには、その場その場かぎりの運営となって、多様に変化発展する青年の要求を正しく持続的にまとめていくことはできない。といって、人生論の討議を中心にしてことと短絡してはならない。人生の転機をもたらすようなあらゆる実践を通して考えあうことである。サークルとは生き方の発展を通した仲間との出会いの場であり、「見えない自分」とも鮮やかに出会う場である。

励まし中心——そしてそのなかで仲間を励まし自分を励ますことである。批評も反省も励ましの立場からなすことである。励ましなしにサークルはない。認める。信用する。協力協同してことにあたる、この関係を発展させる最高の方法は励ましなのである。

例会中心——サークルはなるべく全員が集まって、車座になって討論することなしには発展のしようがない。カンパニアを組むあと先にも必ず例会をもつことである。なんらかの方針をつくるにも総括するにも、例会が出発点であり集約点となるよう運営することである。つまり集会民主主義(直接民主主義)に徹した運営を中心にしてことである。小集団の民主的運営には、集会民主主義をつらぬくことが最高の方法である。

連絡重視——サークルは構成メンバーとの連絡が切れたり弱まったりしてはならない。それは仲間のつながりが切れたり弱まったりすることとよく直結しているものである。仲間のつながりなしに生き方も励ましもない。例会に参加出来なかった仲間にも連絡をとることで、参加意識を持続させることができると、次の集まりに参加意欲をもた

すことができる。会報などでも連絡や消息などを大切にすることである。

批評重視——批評とは自分の意見を客観的に確立することである。討論は客観的主義ではつまらない。「私はこう考える」「おれはこうしたい」という立場をつらぬくことを大切にしたいものである。すべての「権威の源泉はおれから発する」のである。それは他の発言を大切に聞くことにもつながるし、小数意見も大切にする立場がつらぬかれる。しかも、自分の意見がいつまでも自分にとどまらず、他を励まし全体の意識向上になるよう努めることである。機関紙誌などには仲間への批評を欠してはならない。そして批評が嬉しく受けとめられる雰囲気をつくることはとても重要な問題である。

新人重視——新人の加入は集団発展のバロメーターでもある。運営の新鮮さはまた新人の加入によって増大する。新しい人生体験をもった仲間は、集団のマンネリを打破する一番の新風でもある。したがって加入したあともその人を大切にする気風をつけておかなければならない。新人の加入と定着率の大きさはサークルの新しい発展を保障するものである。

(1) クラブ運営は役員会で

会員が多くなると、規約にもとづき役員会をおいて運営するようになりますが、①役員会でなにもかも決めるようにする、②どんどん新しい人が役員になる、という原則を守り、役員の選出は必ずしも「前役員の推薦」とはせずに、全クラブ員を対象にして選ぶのも良いでしょう。行事などは、中心メンバーに役員でない「実行委員会」を設けてやっていくのも一つの方法です。

規約は約束ですから、規約がないと団結の基準があいまいで、ともすれば古い人、技術の高い人、うるさい人のみが幅をきかずバラバラのクラブになりかねません。また、新しい人が入ったときにも困るし、入ってからこんなはずではなかったのに、ということになります。

クラブの規約は、そのクラブの現状に則したもので、誰にでもわかるものでなくてはなりません。結成の時からよその真似をして理想的な規約を作っても、数年後には無視されたり形骸化してしまいます。規約には共通認識、守るべきこと、目的、会員、活動内容、運営方法などを載せますが、禁止とか処罰などはないのが普通です。

クラブ発展の鍵は「民主的運営」です。民主的というと多数決のように考えがちですが、ここでは「全員一致」をめざし、「一人ひとりの要求実現」に、「全クラブ員が条件と能力におうじて」活動するという高い次元の民主主義を指しています。

(2) クラブ財政を重視しよう

人が集まり、活動をすればお金がかかるのは当たり前です。会議の時のお茶やお菓子類、事務所にしている人の家の電話代、役員会を公民館や喫茶店で開くこともあるでしょうし、役員ともなると交通費も余計にかかります。こうしたことのために会費を集めます。また、「一般募集」行事の案内チラシ、会員募集のリーフレット作りは、クラブの当然の取り組みです。ニュース（機関紙）発行や発送など、クラブの活動にはいろいろお金がかかります。

こうしたクラブ活動のための費用は、基本的にクラブが保障するようにしましょう。そのために「会費」を集めます。クラブ収入には「会費」と「行事収入」が考えられます。勿論、集めた会費の収支はきちんと、定期的に全員に報告するのは当然です。

会費は、最初の1、2年やってみるとどのくらい必要かわかつてきますから、皆で話し合いで決めると良いでしょう。この会費の状況をみれば人の動きがわかり、活動状況とクラブの性格もわかり、活動のパロメーターともなります。

「行事収入」は、クラブ活動の再生産につかわれるものです。ですから、営利企業の「儲け」とは違うと考えるべきでしょう。

会計係は、お金の動きを通じてクラブ会員の状況を一番良く知っているし、客観的に見られるのですから、常に役員会や例会にその状況を報告し、長期的な財政計画も含めて、おおいに話し合いましょう。

(3) 機関紙は会員を楽しくするもの

クラブ機関紙は、発行自体が楽しいものです。会員がクラブ活動の主人公として紙面に登場できるからです。会員と会員が機関紙をつうじて結びつきが深まり、交流できます。

そこが、クラブ活動の基本と言われるエンです。会員が増えてくれば、連絡網をつくり役割分担を行い運営します。そうなるとなかなか全体が見えにくくなったり、他の会員の動きがつかみきれず、連絡が届かなかったりということが起こりがちです。機関紙は同じ内容で、全ての会員に伝わるだけでなく、会員を増やすためのクラブ紹介にも使えます。

会員が主人公という状況を機関紙で作りあげることです。会員や関係者の名簿からはじまって、行事や役員会の出席者や内容、反省、感想など。できる限り、一人ひとりの会員の動きがわかるようになりますが大切です。また、希薄になりがちな加盟、関連団体との関係や取り組みなどもきちんと掲載しましょう。

機関紙は定期発行していくと「記録」ともなります。ますます、待たれる機関紙になるでしょう。そうなればそのクラブは必ず発展します。クラブ発展の陰に“機関紙あり”です。

(4) 技術向上に指導員の役割は欠かせない

スキーの専門種目クラブにとって、指導員の役割は大変重要です。初めての人にとってはスキーが好きになるか、嫌いになるかは、最初の出会いにかかっているといつてもいいのではないかでしょうか。こうした最初の出会いに指導員が深く関わってきます。

スキーは自然の中で、用具を駆使して楽しむスポーツです。適切な条件で、用具の性能を発揮することで楽しさも広がります。経験と技術をもった指導員がクラブにいるか、いないかではクラブの発展に大きく影響します。指導員は、安全で「楽しく、早く、うまく」なるよう自分のもてる技術を伝える情熱を持っています。常に指導員養成を念頭においた運営を心掛けないといけないでしょう。指導員が複数いれば、互いの指導経験を交流、研鑽して指導員のレベルアップも計れるでしょう。

(5) 多様な取り組みで一年をつうじた活動を

スキーはシーズンスポーツです。雪がなくなり、滑れなくなると寂しくなりますが、こ

のオフの時期の過ごし方でクラブの発展にも明暗ができます。オフシーズンには、多くのクラブが他種目のスポーツ（山、水泳、テニスなど）に取り組み、冬のシーズンに備えるという傾向にあります。また、クラブ総会や学習会など、シーズン中にはなかなか出来ないことをしています。

シーズンが終わったらクラブ活動も「一休み」にしないで、オフシーズンこそ、活発な取り組みで、活動範囲を広げ、あらたな活力にしましょう。シーズンの取り組みはオフシーズンで決まるとも言えます。

- ①他種目のスポーツやスキーに関わるトレーニングをクラブで行いましょう。技術向上や安全のためにも欠かせません。講習会に参加したり他種目のコーチ派遣も依頼するなど意識的に行います。
- ②クラブのあり方を話し合い、方針を決めるクラブ総会を開催します。クラブ活動を考え、これから取り組みを決める総会は必ず開催します。
- ③参加できる講習会は、コーチ養成の講習会に代表を送ったりすると良いでしょう。スポーツ連盟を活用してきちんとやりましょう。
- ④他クラブとの交流。一般会員が交流できることが大切です。こうした取り組みで自分のクラブの良い点や吸収すべきことなど、クラブ運営を考えるきっかけができます。他クラブとの交流は、自分のクラブを考え他クラブの事を知ることが喜びとなり、クラブやクラブ会員を一段と成長させることにつながります。
- ⑤スポーツに限らず視野を広げよう。「スキーだけしか知らない、話せない」とならないように、他の分野へ視野を広げることでクラブ活動も豊かになるでしょうし、指導時の表現なども豊かになり、幅が広くなるでしょう。
- ⑥新会員こそクラブ発展の鍵。

毎年新しい会員が入る。これはいきいきしたクラブ活動の第一歩です。新しく入った人は大きなプラスです。この新入会でクラブが大きく前進するかもしれません。新たな会員は、これまでにない発想や熱意があります。スキーの楽しさとスキー協の取り組みを薦める仲間です。「仲間が増える」ことはほど嬉しいことはないでしょう。

⑦夢を持ち、目標を持つことが、大きなしっかりした組織を作る出発点です。そして、目標や理想に向かって、あきらめずに進んで行くことがクラブ全体のものになると、クラブ活動も生き甲斐となるでしょう。失敗は成功のもと。何もしなければ失敗はないのです。試行錯誤によって成長していくのですから、会員の活躍を暖かく見守ってやりましょう。

さあ！ 新しい時代にふさわしく新鮮で、魅力あるスキークラブをつくりましょう。そして、日本のスキー界の一翼となりましょう。あなたの協力が必要です。都道府県スキー協、全国スキー協はあなたの活動をサポートします。

魅力あるスキー指導のために 指導員のあり方

スキーは、始めるきっかけと少しの援助があれば誰でも楽しめるスポーツです。小さな子どもから年配者まで、各年代においてそれぞれの楽しみ方ができます。大変魅力ある、奥深いスポーツでもあり、始めると「やみつき」になるでしょう。

雄大な自然の中で、科学の粋いをあつめた用具を使って行います。また、気の合う仲間とともにスキーをすることほど、心がやすらぐことはないでしょう。スキー協の指導員は初めてスキーをする人のきっかけから、さらに向上を目指す人の援助をすることなど、大切な役割を持っています。

スキー協の指導員が広範な知識と、しっかりした人生観をもっていないと、スキーをつうじて雪の山野で人間性の回復と自然にかかわる生き方について考えてもらう、絶好の機会を失うことになってしまいます。

さて、その指導員とはどんなことをするのでしょうか？「もう一度あの指導員に教わりたい」と言われる魅力あるスキー協指導員の活動について考えてみましょう。

(1) スキー協指導員の基本的な役割

スキー協の指導員は、スポーツ組織における技術指導という役割を持っています。ですから、スキー協の指導員制度は、技術の上達度にたいして与えられる勲章制度ではなく、科学的系統的指導法にもとづくスキー指導を公的に認める制度です。資格を取っただけでは意味を持ちません。もちろん、「スキー協の顔」として活動するわけですからスキー協の規約、方針、指導員規程に基づく献身的な活動を他のクラブ会員の模範となって実践して初めて、指導員資格は「珠玉の輝き」を発することができます。

全国スキー協規約第2条には『スキー協の目的』として、「健康で文化的な生活をめざし、スキーの歴史的遺産を継承・発展させ、スキーを広く大衆のものとし、勤労者の立場にたったスキーに対する正しい考え方、スキー理論、スキー技術の普及と向上を計る」とあります。

そして、この目的を達成するために、指導員規程第2条には、『指導員の任務』として、「指導員は民主的運動のリーダーとしての自覚と誇りをもって、運動の一掃の発展のために努力すると共に、スキー指導法の技術と系統性を深く学び、スキーのすばらしさ、楽しさをより多くのスキー愛好者に広めるために活動を行う」とあります。そのためにも、指導員は都道府県スキー協やクラブの中で、先頭にたって活動することです。また、「スキーメイト」「スポーツのひろば」を自ら講読するのはもちろん、常にクラブ会員やスキー教室参加者などにもすすめて読者をふやし、「クラブへの加入や協力してクラブ作り」を訴えると共に、自己のスキー技術の向上と、スキー指導法の習熟のためにもたゆまぬ努力が必要になります。

これらのことでもわかるように、スキー協指導員の役割はゲレンデだけのものではなく、

広くはスキー協活動の全般にわたることを理解してほしいと思います。

スポーツ団体では指導員は、そのプレーする部分で活動することは当然です。従って指導員の奮闘の度合いが、端的にスキー協の活動（技術、組織）の前進の度合いを左右すると言っても過言ではありません。

そのために、指導員として活動するために規程は、2つの義務付けを行っています。一つは年次登録で、「今年も私は指導員として活動します」という決意を「年次登録」という形で表します。もうひとつは、指導員研修会参加で、指導員のレベルアップは勿論、年々発展補強される指導教程を全ての指導員が正しく理解するために「研修会参加」が必要になります。指導員は、自分が全ての手本になることを常にわすれないように、日頃からの研鑽が大切になります。

余暇活動の参加率・回数・費用の推移（全体結果）

	参 加 率 (%)									年間平均活動回数 (回)									年間平均費用 (千円)								
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
ゴルフ(コース)	13.1	12.5	13.2	12.7	12.9	13.1	13.0	12.4	12.2	12.8	11.8	12.8	11.5	11.2	10.2	11.0	11.2	10.2	191.5	188.0	214.9	181.2	178.6	183.8	165.8	181.6	183.6
ゴルフ(練習場)	17.6	16.3	18.1	16.9	18.6	18.0	14.9	13.9	13.1	17.6	19.5	18.3	17.5	16.3	18.2	20.6	17.7	18.4	27.7	31.5	38.9	31.2	28.4	35.7	42.6	34.0	34.6
テニス	13.9	11.9	13.8	12.8	12.5	11.8	10.8	9.7	9.1	18.0	19.7	20.8	19.4	19.1	19.0	18.6	21.5	19.9	24.7	22.1	20.3	21.8	18.7	25.2	20.8	20.5	22.5
乗馬	0.8	0.4	0.7	0.7	0.7	0.4	0.6	0.8	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スキー	15.2	13.8	16.6	17.0	17.0	15.9	15.9	15.1	12.7	6.1	4.9	8.5	5.8	6.5	4.7	6.6	5.5	4.7	114.1	103.4	118.8	109.5	111.7	101.3	103.3	101.6	81.0
スノーボード	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—	—	—	—	—	—	—	—	89.1
釣り	17.5	15.2	16.6	17.2	16.9	16.8	17.9	19.2	18.7	12.8	12.4	11.0	10.0	12.2	10.6	10.9	11.5	11.6	41.0	42.1	44.4	37.9	43.7	47.4	44.6	46.6	44.6

※参加率が3%未満の活動は、誤差が大きいため年間平均活動回数、年間平均費用のデータは割愛した。

(レジャー白書'98より)

(2) 指導にあたって留意すべきこと

①対象者

対象者は、その時々の行事や派遣先の行事の性格によって様々になります。幼児であったり小学生、一般の大人であったり、年配者ということもあるでしょう。また、参加者の技術も期待も違ってきます。こうした対象者に則して、指導内容も変えなければならないでしょう。なによりも、「楽しく、早く、うまく」なるために最善を尽くすことです。

②自然とふれあい、自然保護を

高度に発達した管理社会や長時間、過密労働という人間性を阻害される状況の中では雪と自然とふれあうスキーは、人間性回復にとってかけがえのないものです。自然と人間の一体感、自然の中でよみがえる生命の喜びを堪能できるよう配慮することが大切です。

自然の中でよみがえた人間性は、美しい日本の自然の大切さを自覚できるでしょう。一度破壊された自然は二度と再び帰ってくることはありません。私たちの子孫に、自然を美しいまま残すよう努めましょう。

③人と人のふれあいを大切に

スキー教室や行事で一緒にになって初めて顔を合わせた受講者達が、仕事や活動や一切の利害関係から開放され、スキーをすることをつうじて共に自然とふれあい、人と人が真に

人間らしいつながりを持つことのできるように努めましょう。

人ととの心が通い合うことは、根源的な喜びと楽しさを感じさせることになります。このことの中にこそ、スキークラブが作られる必然性と必要性があるのでしょう。

④安全対策

スキー協の行事はケガをする人が少ないというのが伝統となっています。指導員の努力の成果です。指導員が「受講者に絶対に事故を起こさせない」という決意を固め、細心の注意と具体的対策を必ず行なうことが大切です。

体力と技術に応じた用具の使用、技術に応じた斜面の選定、技術に応じたスピードコントロールで事故の大半は防ぐことができます。

また、行事実行委員会のメンバーや他の指導員、そして参加者の協力で事故の要因を除く努力も必要です。同時に、規制や命令ではなく、受講者の自主的、自発的な注意を促すようになりますが大切です。

不幸にして事故が発生した場合には、あわてることなく冷静に、安全処置と「応急処置」をおこないましょう。(詳細は「スキーを安全に」を参照)

⑤急変する自然条件への対応

冬山の気象変化は激しいものです。また、時間の経過とともに気温も雪質も大きく変化します。天気予報に注意し、ゲレンデの選定、受講者の服装チェックなどに十分注意をはらいましょう。

単なる技術コーチ的な感覚だけでは、参加者の生命と安全を保障しかねないことがあります。山スキーや登山のリーダーが、あらゆる条件(雪、気象、体力、技術、気力、チームワークなど)を十分観察し、目標(山、コース)を確実に達成するために全知全能を傾けていることから教訓を学びとる必要があります。

⑥指導員の持ち味を生かして

実際の指導にあたっては、参加者の立場にたって、技術水準や運動適正、さらには習得技術の要求に応じて指導します。指導はうまい説明、上手なデモンストレーションだけでは伝達されません。指導員の人格、人間性を通して伝達される部分が非常に多いものです。指導員の職業、性格、経験のにじみでた、持ち味をおもいきって打ち出した指導こそが参加者の信頼を得るものであり、そのことを通じて技術上達が実現することができるでしょう。

(3) 講習(スキー教室)における指導員の心得

1. ゲレンデに出発するまで

①目的地までの列車やバスの中での活動から指導員の仕事が始まります。行事責任者や事務局とよく協力し、楽しいスキー行を演出しましょう。

②宿舎の部屋割りや集合場所の指示は正確に行い、できるだけ早く掲示するなどし周知徹底します。特に夜行の際は、到着後少なくとも3時間程度の仮眠を厳守したいものです。また、次の点にも注意するようにしましょう。

イ) 各自の体調をチェックし、具合の悪い人には休養してもらう。

- ロ) 貸スキーは技術・体力に合ったものを選び、ストッパー、ピンディングの調整など、不備がないよう点検を援助する。
 - ハ) 服装のチェックも、事故防止、機能性（保温性、防風性）など、その日の気象条件を考慮して行なう。
- 二) 集合時間、集合場所がはっきりわかるように伝える。
- ホ) ゼッケン、名札などの配付も早めに済ませる。

2. クラス分けについて

クラス分けを正しく行なうか否かは、スキー教室を充分に楽しいものにすることと、技術の上達速度とに決定的な影響を与えます。クラス分けは組織作りですし、仲間作りです。

指導員責任者が中心になり、すべての指導員が協力し、次の諸点に注意し、正しいクラス分けをしましょう。

イ) クラス分けの前に、一定時間足慣らしのために滑ってもらい、今までの習得技術を充分発揮して滑れるようにする。

ロ) 一度の滑りだけでは不十分の場合が多いので、一回目で大別し、二つのグループで二度目の滑りを行い調整をするとよいでしょう。

ハ) クラス分けはスキー技術だけに頼ることなく、年齢、体力的な差も考慮するとともに、一緒にきたグループなども支障がないかぎり希望に添うようにします。

ニ) 十分に配慮したクラス分けをしても、クラス内に技術進歩のアンバランスが起こります。

アンバランスの発生は、基本的には指導員の責任で、受講者のせいにすべきではありません。途中でのアンバランスも最終的には揃う（遅れた人も追いつく）と考え、一番遅れている人に水準を合わせ、他の受講者の温かい援助と協力を求めることも考え、クラス全体で励まし合うようにしましょう。少なくとも、安易に下のクラスに落とすなどは、指導員として恥ずかしいことです。学校教育の「落ちこぼれ」的扱いをスキー場においては絶対にしてはなりません。

大きな行事や長い日程（3日以上）の場合などは、最初のクラス分けの段階で、受講者全員に事前に「アンバランス発生時は、クラスの編成変えを行う」ことを、明確にしておき、指導員会議などでよく相談して調整するようにしましょう。

3. 講習を始める前に

用具点検、準備体操、自己紹介などをする中で、できるだけ早く打ち解けて、楽しいクラスの雰囲気をつくるようにしましょう。

①用具の点検（指導員は簡単な修理用具の携帯が必須）

靴の履き具合、スキーと靴のセッティング、ストックの正しい握り方、セーフティビンディングの正しい調整などに力を貸すようにしましょう。滑走面もチェックし、ワックスを塗ることも必要です。こうした用具の点検の中で、用具の理解を深めるようにします。初心者の場合には、靴底への雪の付着防止に防水スプレーとワックスの塗布も考えるとよいでしょう（レストランなどのタイルでは滑らないように）

②自己紹介

名前だけでなくスキー経験、趣味、要望など、時間と気温など条件の許す範囲で、互いの気心が知れるようにすることが大切です。この時、指導員が良き手本を示すことです。出来るだけ全員がお互いの名前を覚えるように工夫しましょう。指導員は少なくとも2時間以内に、全員の名前と特徴を覚え、ゼッケンで人を呼ぶなどという失礼は慎みましょう。

③準備体操

楽しい雰囲気を作りつつ、充分に行なうことは事故防止にもなります。体や手が動いても、雪の上や慣れないスキー靴のために必要な程度に動いていない人が多いので、上手にリードすることです。指導員の指示どおりに体を動かすという条件反射のようなものをこの機会に作れれば最高です。

④技術の到達目標の約束

3日間なら3日間の日程で技術上達の目標を説明し、指導員と参加者が一体となって目標を達成するよう約束しよう。目標が明らかであれば、指導は系統的となるし、参加者にも理解しやすく、意欲もでます。特に、全員の力で目標を達成した喜びは格別です。

⑤適切な斜面選定と安全の確保

参加者の技術上達に、適切な斜面を選ぶことは決定的といってもいいものです。参加者の技術程度に合わなければ、体が硬くなつてケガのもとですし、練習種目に不適切な斜面では練習効果もあがりません。そして、練習の際に他の人から突入されないよう、斜面の使い方や止まる場所に注意するなど、安全には細心の注意をはらいましょう。また、スキー場の安全についても気がついた事については、管理者などに申し入れも必要です。

スキー指導豆知識

- 死亡事故の大部分は毛糸の帽子一枚あれば防げたと言われています。キャップでもいいから着用しましょう。
- 紫外線の反射率は夏の海岸で67%、雪の上では90%です。ゴーグル、サングラスを着用しましょう。ゴーグルは屋内でかけた方が曇りません。
- 山の天気は変化しやすいもの。下着も綿は汗が冷えるとつめたくなります。吸湿性のない化学繊維や毛がよいでしょう。スキーパンツをスキー靴の中に履きこんでいる人がいます。靴ズレのもとです。
- 皮の手袋は、皮の脱脂をしていないものの方が温かです。また、手にぴったりした物より少しゆとりがあるほうが良く、薄い毛の手袋を下にすると温かです。
- スキー靴は屋内でしっかりバックルをかけましょう。ゲレンデまでバックルをかけてゆき、ゲレンデについたらもう一度バックルをしめるとピッタリします。
　　バックルをかけてから何回も足首と膝の曲げ伸ばしをすると、足に馴染みます。
- スキーを持って歩く時は、トップを前にビンディングのトウペースが上方にくるように、スキーは縦に合わせ持つようにしましょう。(回りの人に注意します)
- 女性は髪をウエアの中に入れておく方が良いでしょう。特に長い髪は外に出しておくと危険です。また、ウエアから紐などが出ていると思いがけない所に引っ掛かり、怪我をします。

4. 講習に際して

日常生活の中では“滑らないよう”に、心理的、神経的な訓練がされているのに対して、スキーは滑らせるという日常とは逆の動きとなります。そのための心理的な不安や恐怖心、抵抗を取り除くことは大変重要です。

精神的にも肉体的にもリラックスさせながら、あとは指導法を充分に生かして、明るく、楽しいスキー教室を開催しましょう。

- ①受講者のレベルに合わせた地形と斜度が、決定的に重要です。特に初めてスキーをする人に「恐怖心」を持たせないようにしなければいけません。上達にも影響が大です。平地技術には充分な時間を使いましょう。転び方、起き方は良く教えましょう。特に危険な転び方（手をつく、ひざをつく、前に転ぶ）は十分理解してもらいましょう。
- ②講習は、参加者の要望や技術程度にもとづき指導教程を組み立て、やさしいものからだんだん難易度をあげていきます。練習種目が完全にできなくてもおおよそのことができるようになったら一端先に進み、あとでもう一度戻ってみると意外な進歩を発見するものです。
- ③一度にたくさんのことなどを指示せず「重点をひとつだけ」のアドバイスにしたいものです。
- ④練習中の運動のポイントを強調し、リズムにのって動作できるよう「かけ声」をかけて、助けるのもよいでしょう。
- ⑤技術用語はさけ言葉はやさしく、判りやすく、参加者にマッチしたことば使いをしましょう。
- ⑥指導員の動作は、できるだけオーバーにして見せる必要があります。相当のオーバーアクションでも、参加者からは普通にしか見えない場合が多いものです。実技の手本は何回も行いましょう。
- ⑦必ず良いところを褒め、「こうしたらもっと良くなります」と、具体的に指導し、少しでもうまくいったらすかさず誉めるようにし、自信と積極性をもたせるようにしましょう。失敗した時の大切な言葉は「惜しかった」の一言。
- ⑧基本ができたら、リフトを使って長い距離を滑るようにしましょう。指導員が先頭に滑り、練習技術を使い、練習種目に合った斜面を選び、受講者がばらばらにならないように安全なスピードで滑ります。スタート順は、うくいかない人を先頭にしましょう。
- ⑨講習中、スキー場でのマナーやエチケット、自然なども折にふれて話ましょう。もちろん、指導員自身も実行します。
 - イ) 自分のコントロールできるスピードで滑る。
 - ロ) ゲレンデを歩くときは、ゲレンデの端を歩き、ゲレンデに穴をあけないようにする。
 - ハ) 紙屑、空き缶、吸殻などは、決められた場所に捨てるか、宿まで持ちかえる。
- 自然の大切さなどについても。
 - ニ) 滑走中に転倒したときはできるだけ早く起き上がり、斜面の端によけるようにする。
 - ホ) コースの中央にやりリフトの下に並ばせない。
- ⑩風の強い時には説明はなるべく少なくし、説明するときは参加者の背中が風上に、指導員の顔を風上にむけるような細かい配慮をする。

- ⑪過労は練習効果が上がらないばかりか、怪我に直接むずびつきます。時には休憩を入れ、お菓子や飴などを用意して気分転換を計るとともに、まわりの山や自然の解説などをするよう準備も必要です。
- ⑫昼食や休憩は参加者といっしょにし、感想、意見、希望などを聞くようにすることは指導内容に大切です。その際、飲酒は絶対に禁止です。
- ⑬講習終了時は、翌日の練習目標を約束し、集合場所・時間を明確にしておくことです。
- ⑭「教えてやる」というような態度はとらず、生徒と一緒に考え、上達の一助を担うという気持ちが大切です。他の指導員の指導経験や、時には参加者から感想を聞くなどして、自身の指導レベルを常に高める努力が必要です。

5. 講習のあとで

できれば第1日目の夜に、短時間でもミーティングを持つよう工夫しましょう。自己紹介の補足、講習の感想や次の日の要望を出してもらい、疑問などにも答えることです。

この時に班長さんを選んだり、クラスの名前を決めたりするいろんなプラス効果があります。また、最後の晩には反省会を兼ね、懇親的なミーティングが望ましいでしょう。指導員への意見、最終日の要望などを全員から聞き、講習に生かすことです。これらのミーティングによって参加者の意欲を高め、自主性を強めることで技術向上が早まり、クラブやスキー協の話を交えて、会への加入ともなり、新しいクラブができるもとにもなります。なにより、指導員の勉強になり、よりよい指導ができるようになるでしょう。

指導記録と評価

指導員は指導記録をつけ、指導報告書をだすことが望ましい。指導における「うまくいった点」や時には「失敗」の記録をつけ、記録をたどりつつ成長できるし、仲間の指導員と協力して指導レベルの向上につながります。

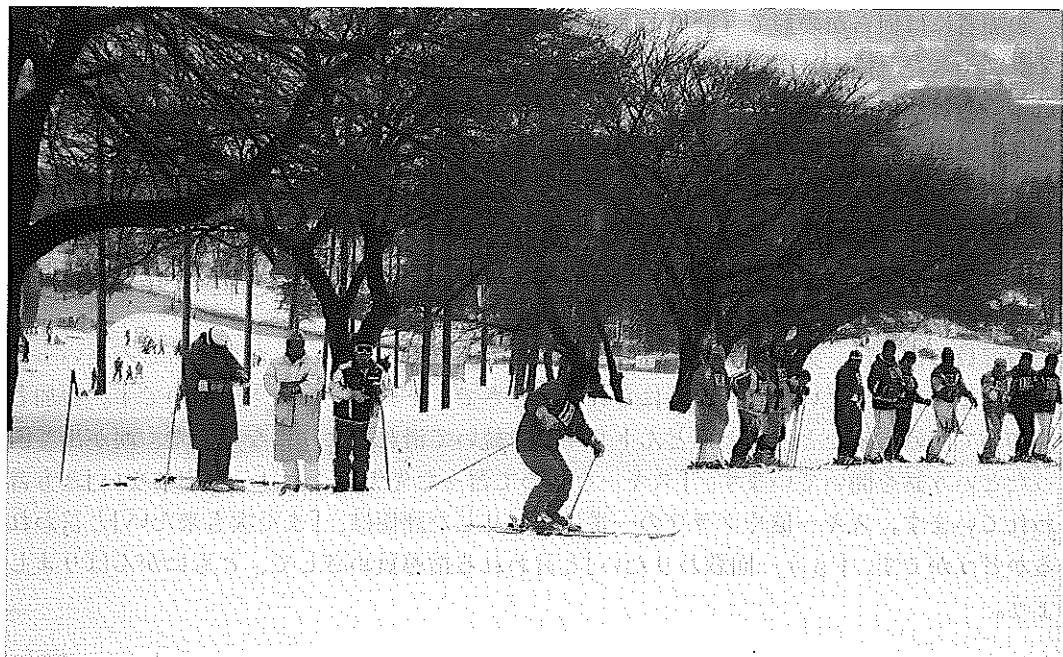
参加者には何らかの形で「評価と励まし、今後について」を渡してあげたいものです。クラブやスキー協の「技術カルテ」に記入して渡してあげるか、時には、ハガキや手紙で送ってあげるのも良いでしょう。こうした評価をもらうことは、とても嬉しく、励みにもなり、適切な評価をすれば、ふたたび参加してくれるなど、スキー協の評価が高まり、会員が増えるもとにもなります。

したがって、評価をすることは指導員としての最高の勉強であり、仲間や先輩指導員の協力と援助も得ながら努力してほしいものです。参加者への評価は、充分な観察と愛情のこもったものでなくてはなりません。

指導員の役割は、大変ですがとてもやり甲斐のあるものです。しかも、苦しみといつても「先生、先生」といわれ、頼りにされる嬉しさで、その喜びは大きいものです。参加者が初めて回転出来たとき、どんどんトレーンで続いて滑れるようになった時、涙が出て困ったという話を聞いています。「スキーを初めて習った先生のことは一生忘れない」とも言われています。スキー協やクラブの一番はっきりした評価は、「また次も来たい」と言われるかどうかです。「もう一回教わりたい」と言われる指導員めざして、ともにがんばりましょう。

スキー指導豆知識

- スキー場周辺の植物、動物、見える山の名前やスキー場の標高などを調べてくと、スキーチームの幅も広がり、スキー教室が楽しくなるでしょう。ちょっとした工夫を。
- 標高が100m高くなると温度は0.6°C下がる。緯度1度(約100km)北に行くと気温は1°C低くなる。
 - 遠くの山が近くに見える時は天気は下り坂。観天望氣はスキーヤーの基本。少なくとも悪天候の前兆、巻層雲ぐらいは覚えよう。
 - 木の枝の伸びている方向が一定なら、その反対方向から強風が吹くことが多い。
 - 方向がわからない時、大きな木を見ると北側に苔が生えている。
 - 春の雪が茶色なのは、雪が溶けて雪の氷核である黄砂が残ったから。
 - 水蒸気は零度以下になんでも氷核になる物がなければ結晶しない。



スポーツ情勢。そしてそれをきり拓くために より輝くスポーツに

はじめに——「スポーツ」をどう観るか

近代スポーツは、オリンピックを軸にして100年経る中で、人類の文化として大いに発展しました。

スポーツは、それを持ちたり、見たりすることで心身の爽やかさ・楽しさ・成就感・健康であることの実感・生活の豊かさ・仲間との交流連帯がつくり出されることはもとより、身体的能力の向上とともに、知的、道徳的能力をも発達させ、人格形成の一助をもなします。

これは、スポーツの世界のみならず、社会生活にとっても不可欠のフェアプレーを發揮することにもつながります。それがスポーツのもつ文化的社会的価値であり、基本的人権の一つとしてのスポーツ、その環境をよくすることの要求にもつながります。

20世紀に結実した近代スポーツを、「負」の部分だけを肥大化して否定的・悲観的にしかみない論議もありますが、21世紀を迎えるいま、どう発展しつつあるのか、逆に阻害しているものは何か、そこから何を引き出すか。そういう観点からスポーツ情勢を見ましょう。

(1) スポーツマンの自覚と競技団体の本來的役割

新しい発想・工夫、そして科学的トレーニングの導入もあって、スポーツのスピード・技術など、20世紀後半に飛躍的な進歩をしています。

昨今の日本スポーツ選手の場合、野球ではかなり多くの選手達が、アメリカ大リーグで活躍をし、スキーのジャンプ・複合やスピードスケートでは世界の上位を競っています。そして女性陣は、陸上（長距離）・テニス・水泳など、国際舞台での健闘があります。そこには、国のためにとか、学校のためとか、企業のためではなく、自分のために自主的で強い意志をつらぬき、多くの障害や困難を恐れず、可能性へチャレンジする勇気があふれています。

自らスポーツに親しみ楽しむ自立したスポーツマン像があらわれています。JOCの「がんばれ！ニッポン」キャンペーンにかかわっての「肖像権」問題やプロ野球の「FA（フリー・エージェント制）」などにみられるように、スポーツの社会的役割とスポーツマンの権利を主張し、行動することなど、人権感覚の高まりを示していることでも判ります。選手の方は大きく成長しています。一方、各競技団体の多くは、本来の役割を果たせないです。

選手の不当解雇、不透明な金銭疑惑による幹部役員の辞任・解任、国際大会での八百長・買収（バレーボール）。会長批判の理事を一方的に更迭（スキー）。選手の人権・安全さを無視し「興業」を強行（ボクシング）。選手の意向無視した辞める自由しかない「協約」（プロ野球）。代表チームの不振と監督交代のゴタゴタ（サッカー）など。

一方企業は、宣伝のために利用してきたスポーツ部を経営不振を理由に、選手達には一

切の相談もなしに一方的な休・廃部をするという無法ぶりです。各々スポーツに対する理念・行動のゆがみは、スポーツの政治的利用と企業の論理を優先する「商業主義」と無縁ではありません。それは、ドーピングなどの不祥事を生み出す原因にもなっています。

しごき・体罰・試合時における乱闘や暴力、果ては大学生部員によるレイプなど決して許されるものではありません。日本のスポーツ界に残る封建的体質を正しスポーツの荒廃を許さず、スポーツマンの人権、生活を守ることが課題となっている中で、正しいスポーツ観の育成、競技の大衆化と選手強化の長期的展望などを含んで競技団体のあり方が問われています。

スポーツを権利とし、より豊かな文化として発展するためにも、スポーツ団体が協力・共同して未来へ切り開いていく必要があります。

(2) 「サッカーくじ」に象徴されるスポーツ行政の貧困

いまやスポーツは、健康で人間らしい豊かな生活をする上で、不可欠となっています。文字通り「スポーツはすべての人にとて基本的権利」です。しかし、国はこれに逆行し、スポーツ振興法にうたっている「スポーツ基本計画」の策定を長年さぼり国民のスポーツ要求を切り捨てています。

スポーツ振興のための予算は、国民総生産量の0.003%（約170億円、フランスの70分の1）ときわめて貧困です。それを逆手にとり、国は悪法の施行をたくさんでいます。スポーツにギャンブルをもちこむ「スポーツ振興投票法（サッカーくじ）」がそれです。青少年をはじめ社会に、金銭にまつわる新たな病理現象をおこさせ、国民に財政負担もさせるという二重三重の暴挙です。政府がやるべきスポーツ振興の業務を放棄するどころかスポーツを破壊するものです。

加えて、自治省通達で「地方行革」をうながされ、自治体は公共スポーツ施設の値上げをたくさんでいます。加えて「受益者負担」を基盤に、「原価の100%回収を基本に料金を設定」という、公共施設の役割否定に等しい「原価主義」すら導入しようとしています。これはまさに、公共施設の役割を否定するものです。

少ない予算の中で、超豪華なハコモノを作つておけば、スポーツ振興になると考える貧しいスポーツ観とその行政は、使用料金の値上げや施設利用の不便さを増長し、スポーツ愛好者をしてますます施設利用から遠ざけてしまいます。これらは日本で、国体や国際大会を施行するたびに問題になっていることです。また、消費税も「スポーツ」を直撃しています。

貧困な国のスポーツ予算

* 国のスポーツ予算は約170億円、鹿島スタジアムの建設費200億円より少ない。

* 文部省、スポーツ議連は、この貧困な予算を増やす努力をすべきではないでしょうか。

* 文部大臣は、スポーツ振興法に明記した「スポーツ振興基本計画」を作ることを要求します。

国のスポーツ振興予算の推移（文部省体育局予算 単位 百万円）

	施設整備費	生涯スポーツ	競技スポーツ	合 計
1982	11,803	2,827	3,982	18,612
1983	11,224	2,722	3,056	17,002
1984	9,541	2,707	2,828	15,076
1985	8,301	2,649	1,894	12,844
1986	7,183	2,632	1,833	11,648
1987	6,372	2,567	1,923	10,822
1988	6,601	2,659	1,950	11,210
1989	7,842	2,670	2,599	13,131
1990	8,006	2,544	3,008	13,558
1991	7,814	2,453	2,797	13,064
1992	8,971	2,552	2,820	14,343
1993	14,174	2,555	2,818	19,547
1994	12,071	2,659	2,825	17,555
1995	12,357	2,703	2,791	17,851
1996	12,248	2,422	2,949	17,619
1997	11,598	1,680	3,327	16,605

日本と諸外国のスポーツ振興予算の比較（1990年度）

国 名	政府予算額 (単位百万ドル)	政府予算額 (単位億円)	対 G D P 比 (%)
フランス	1,333.0	1,971.0	0.21
イギリス	132.1	195.3	0.01
ドイツ	119.8	177.1	0.01
スペイン	309.2	457.2	0.06
スウェーデン	47.0	69.5	0.02
フィンランド	76.2	112.7	0.05
ベルギー	121.0	178.9	0.09
ポルトガル	191.1	282.6	0.28
デンマーク	52.5	77.6	0.04
日 本	89.9	133.0	0.003

(出典)

「スポーツ白書～2001年のスポーツ・フォアオールにむけて」

注1. ドル換算は、90年当時のレートによる。

注2. ドイツは連邦国家であるが、州政府予算は含まず。

(3) 日本のスポーツの基盤となっている学校体育

諸外国と異なり、日本の教育では小学校低学年から高校まで「体育」は必修になっています。ことは是非はあっても、学校での体育・「部活」は日本のスポーツの土台となり、大きな影響をもっています。

学校の体育は、スポーツを素（教）材とし文化の一つとして学習、認識・理解していきます。「部活」は、同好の仲間と一緒にスポーツを楽しむ中で、「自治」と民主主義を学び、自主性を身につける場です。

いま「完全週5日制」と「受験戦争」の下で、授業時数の削減が心配されている体育です。週2時間になれば、ゆとりをもって系統的に学することが少なくなり、「息抜き」、「体力づくり」・「集団行動」に押しとどめられる危険があります。スポーツ（体育）大会、運動会（体育祭）、球技大会など、体育行事も減らされることが懸念されます。

いろいろと矛盾をかかえている「部活」ですが、財界の要求にもとづく“学校スリム化”にのせられて、まだ受け皿のない地域に“放逐”されていいわけありません。このままいくと学校体育・「部活」をダメにしてしまいます。

人間関係が希薄とか、「いじめ」「ナイフ事件」に象徴されるように、子どもたちのおかれている状況は深刻です。学校時代にスポーツ（体育）を通して技術やルールを学ぶ中で民主主義、自由の精神を汲みとり、フェアプレーに徹する人格形成の一助とする、その意味からも体育は重要な科目です。

(4) 国際競技の功罪

オリンピックは、世界情勢の変化もあってあらゆる国・地域から、各地で戦争・紛争がおきている中でも、参加できるようになりました。(96年のアトランタオリンピックでは197の国・地域が参加) これは、スポーツが「国際平和に貢献」しているといえます。社会進歩の一助となっています。

しかし一方で、経済事情で参加できないところもあるのも現実です。こういう状況下ですが、国際競技での黒人と女性のめざましい活躍ぶりがオリンピックやテニス、ゴルフ等にあらわれています。

これは近代スポーツが、20世紀100年の間に文化として発展をすると同時に、“差別をなくす”ということで大きな貢献をしました。しかしあだ、差別は存在します。

国際競技は、いまやマスマディアを抜きに語れませんが、選手個人の自由やプライバシーを侵したり、競技会のプログラムをメディア優先で組みかえるなど、競技団体の主体性を奪うなどは本末転倒です。競技の主人公は選手です。そのため競技団体は、主体性を確立し選手が力を発揮できるよう努力すべきです。ナショナリズムにも要注意です。

冬季オリンピックと冬季パラリンピックの両長野大会では、日本選手の活躍もさることながらそれ以上に、大自然の中で研究されたグッズを駆使し、限りなき可能性へのチャレンジ・熾烈な競い合いの中で、選手間の友情・交流を通して国際交流・平和に貢献しています。加えて、観衆の応援がフェアだったことや大会を支えたボランティアの活動が、心

に残った両大会でもありました。

しかし、課題も残されました。

- ①うすい選手層—一定の成果をおさめたというものの、その後の層はうすい。科学的で系統的な強化法の構築と専用施設の充実。選手、コーチなどの生活保証。
- ②施設の後利用—住民に負担をかけず、安く利用できる方法の確立。国からの援助。
- ③自然環境の保護—施設を新設せず、既存のものの改修などで行う。

(②、③については他の大会についても言えます)

国際競技はもとより、国内でも大きな問題としてはドーピングがあります。スポーツは自分の力以外、何ものにも頼らずフェアにプレーすることが不可欠です。選手はもちろん指導陣も、ドーピングを認めたり、使用したりすることは、プレーまえに敗北しているものと認識すべきです。検査機会を増やすのも一つの方法です。

もう一つは、種目によってすがあまりの「低年齢化」です。幼児期から少年期に一つの種目だけに限って、他のすべてを犠牲にしての長時間練習は、本人の人格形成にも大きな影響があろうかと思います。関係者は考え直す必要があります。

(5) スポーツをより輝かせるために

日常のスポーツ活動を通じて、スポーツの価値をあらためて認識・普及して、今日のスポーツ情勢を切り拓く必要があります。

そのために、

- ◇スポーツマンシップやフェアプレーの促進。スポーツマンの人権や生活の確立とその擁護。
 - ◇国・企業などから自立し、自治の確立。封建的体質を一掃して、「民主主義」の徹底。
 - ◇スポーツメディアのスポーツに対する見識の向上。
 - ◇スポーツ環境整備のための予算増と、「サッカーくじ」の廃止・中止行動を。
 - ◇「ルールなき資本主義」的な大企業の横暴を民主的に規制する。
- などを徹底する必要があります。

20世紀に結実した近代スポーツを、21世紀により輝かせるために…。



スポーツ連盟の役割と活動

新日本スポーツ連盟は、1965年11月12日「新日本体育連盟」の名称で「体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」とうたった創立宣言をもって創立されました。そして、創立30周年にあたる1995年11月12日を期して、「新日本スポーツ連盟」（略称・スポーツ連盟）の名称で新たな出発をしました。（名称変更にあたっての出発宣言はP95に掲載）

スポーツ連盟が創立以来一貫して掲げてきた「スポーツ権」の理念とその確立をめざす運動は、わが国のスポーツを、人権・民主主義・平和の理念に根ざした文化として発展させる運動のセンターの役割をもっています。スポーツ連盟はこうした役割を果たすために、スポーツの愛好者、スポーツクラブ、広範なスポーツ関係者が所属組織や政治的な立場の違いをこえて、スポーツの発展の一点で共同の輪を広げることを基本的な任務としています。したがって、国民の切実で多様なスポーツ要求の実現とそれを妨げている社会環境の改革を願うスポーツマン、スポーツ愛好者とともにスポーツ連盟は存在し発展します。

現在スポーツ連盟には、登山、（含むハイキング）、スキー、テニス、軟式野球、卓球、水泳、バレーボール、サッカー、バドミントン、ランニング、剣道の11競技種目の全国種目組織をはじめ、バスケットボール、ソフトボール、ソフトテニス、ゴルフ、柔道、空手など3450クラブ、57,500人の会員が組織されています（主要種目の活動状況はP37に紹介）。2年に一度開催する総合競技大会である全国スポーツ祭典荷は10万人近いスポーツ愛好者が参加しています。

スポーツ連盟の目的とその活動の特徴は以下の点にあります。

「スポーツ　きみが主人公」の精神にもとづくスポーツ活動の推進

第一は、国民の多様なスポーツ要求に誠実にこたえ、自主的なスポーツ活動をスポーツ愛好者とともに組織し、発展させることです。

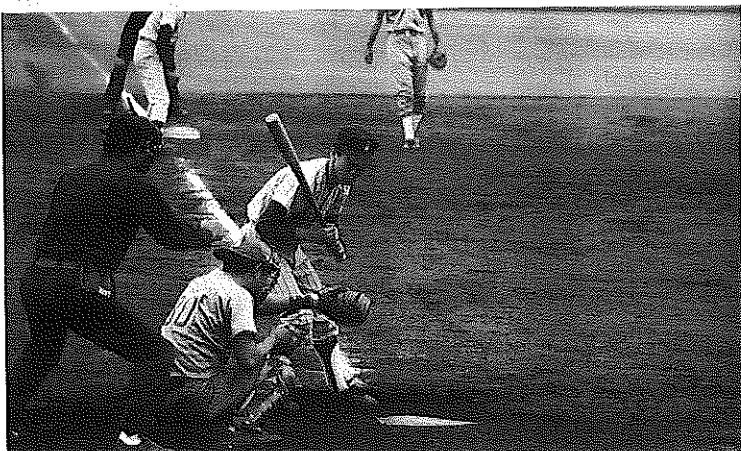
①だれもがスポーツの主人公に、スポーツは生きる力

朝日新聞（1994年9月25日付）の家庭欄「レジャースクランブル」が、「ドル平泳法」とその教室を実施しているスポーツ連盟を紹介しました。その日からスポーツ連盟の電話は鳴りっぱなしで、約一ヶ月の間に1000件をこえる問い合わせがありました。この殺到した「泳げるようになりたい」という要求を水泳協議会が受けとめ、そのための水泳教室を17回開催し参加者1040名、指導にあたったコーチ210名におよびました。こうした取り組みを可能にしたのは、「カナヅチさんも必ず水泳の主人公になれる」という発想にもとづく指導法「ドル平泳法」と、それを実践・研修を重ねてきた組織があったからです。

1995年1月17日の阪神・淡路大震災は、未曾有の災害をもたらしました。その日から半月たたない1月の末、スポーツ連盟加盟の兵庫県野球協議会の事務局長宅に「こんな時で

ですが、みんなで野球がしたいねん。それくらいの希望がないとやっていけない」との電話が入ります。この一本の電話がきっかけになって、被災地の野球再開の取り組みが始まりました。震災の一ヵ月後に野球協議会の特別総会が開催され、「震災に負けてたまるか」「神戸から野球の灯を消してはならない」との決意がみなぎっていました。総会は、震災で野球どころでない状態のチーム・個人にたいする温かい配慮を前提に、スポーツ連盟として被災者の立ち直りに貢献する活動を激励するとともに、野球を通じて連盟内外の仲間や他の野球団体との協力・共同の活動を進める、などの基本方針を確認しました。そして、2月26日に明石第一球場で新体連（当時）のリーグ戦4試合が行われ、震災下の「復興野球」が開幕し、それは所属組織をこえた野球関係者を大きく励ました。

水泳と野球のこれらの活動は、スポーツはすべての人が人間らしい生活をする上で、なくてはならない文化のひとつであり、「スポーツは国民の権利」というスポーツ連盟の基本理念を具体化した、スポーツマンのヒューマニズムの発揮そのものです。



②「選手が主人公」の競技会の創造

スポーツ連盟は、スポーツの普及にとどまらず、競技力の向上を重視する立場から「選手が主人公」の競技会づくりに取り組んでいます。この間卓球協議会が組織的にも飛躍的に前進していますが、その重要な教訓は、選手一人ひとりが大切にされる多彩な競技方法を創造しているところにあります。その一例は、「ペアマッチ方式の団体戦」です。従来の競技方式の多くが「強者を選抜する」ことのみを重視した競技理念です。これに対し、「ペアマッチ方式」は、一人ひとりの選手が自分のレベルにあった試合を数多く行い、十分に能力を発揮し、競い合うことができるという競技理念です。この競技方法による試合はプレーする選手にとって充実感があるだけでなく、見ている観戦者にとって面白く、こうした競技方法は世界のトップレベルにおける競技方法に共通するものとなっています。それゆえ「ペアマッチ方式の団体戦」はスポーツ連盟以外の卓球組織のあいだでも歓迎され拡がりつつあります。

このように国民のスポーツ要求に応えること、「スポーツ 君が主人公」の精神にもとづくスポーツ活動を旺盛に展開することは、スポーツ組織として果たさなくてはならない基

本的で本質的な活動です。こうした活動がすべての種目で地域で拡がることによって、スポーツを享受するだけでなくスポーツの創造者＝スポーツの主人公を育てるスポーツ権確立の展望を大きく切り開くものとなるでしょう。



スポーツの荒廃を許さずフェアプレーをはぐくむ

第二に、スポーツのゆがみや不正、暴力・しごきを許さず、スポーツ精神、フェアプレー精神をはぐくむことをどのスポーツ団体より追求しています。

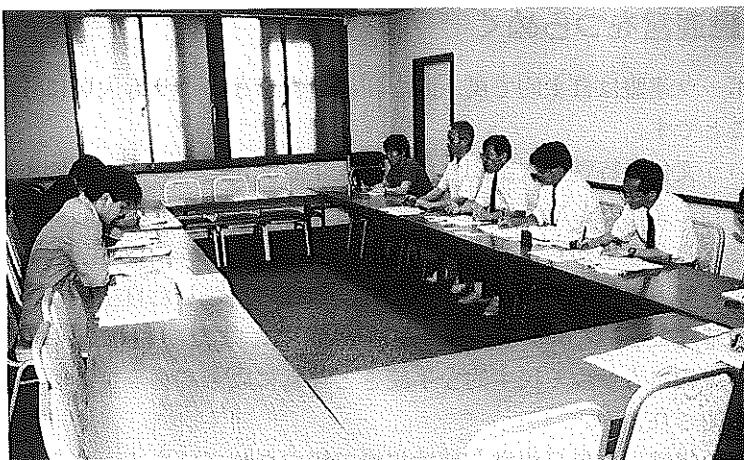
スポーツは、その歴史的な発展の経緯から自由や人権の発達と不可分です。ルールの確立は、近代スポーツの重要な特徴のひとつですが、その意味は、人間の「競い合い」から暴力を排除したことになります。スポーツは本質的に人権否定の暴力・しごきとは相いれないものです。わが国のスポーツ界に根強くある体罰・しごきは、こうした点からスポーツの発展に逆行するものであり、スポーツの社会的存在意義を自らおとしめるものといわなければなりません。また、国際的にも問題となっているドーピングは、選手の体を薬物によって破壊し、スポーツの前提であるフェアな競争を否定するスポーツの自殺行為というべきものです。こうしたスポーツのゆがみや不正の大元には、スポーツに対する商業主義的な利用や政治的な支配があります。スポーツ連盟は、こうしたスポーツをゆがめるものを許さない社会的な運動を一貫してすすめています。

この間大きな社会的で政治的な問題となつた「サッカーくじ」法案に反対するたたかいでスポーツ連盟は大きな役割を果たし、その存在意義をかつてなく広げました。それはスポーツ連盟が「『サッカーくじ』はスポーツ精神と相いれず、文化としてのスポーツの発展をゆがめる」ものだという立場から反対の理論的な根拠を明確にし、その主張が広範な国民各層の共感を広げ、反対運動の発展をリードしたことによるものです。「サッカーくじ」法案は、1998年5月12日衆議院本会議において採決が強行され成立しましたが、こうしたスポーツ連盟のスポーツの荒廃を許さない活動への期待はますます広がっています。

スポーツ環境の改善をすすめる

第三は、スポーツを行う社会的・経済的な条件の改善に積極的に取り組むことです。

そのため、国や自治体のスポーツ関係予算を大幅に増額し、公共スポーツ施設の増設とその管理・運営の民主化、指導員の増員などの条件整備をすすめるために、おおくの愛好者とともに国や自治体に要請や交渉を進めています。特に最近各地の自治体で「財政再建」を口実に公共スポーツ施設の使用料の大幅な値上げが相次いでいますが、東京都では、スポーツ連盟が体協に所属するすべての競技団体にもよびかけ「値上げ案撤回」の運動に取り組み、値上げ幅を大幅に引き下げる成果を上げました。また、毎年文部省はじめ関係各省に対し、労山、スキーアクなどとともに予算要求交渉を行っています。こうした活動は、スポーツ分野における「国民主権」「住民自治」の発露で有り、国民のスポーツ権を現実のものとするために欠かせない重要な活動です。



対政府交渉

スポーツは平和とともに

第四に、スポーツを通じての人々相互理解の促進、国際交流による平和な世界への貢献など、スポーツ活動そのものをとおして平和を実現する活動をすすめることです。

先にもふれましたが、スポーツは、野蛮な暴力や争いをルールにもとづく「競争」に高め文化としての近代スポーツを生み出しました。もともとスポーツは平和そのものです。こうした立場から、スポーツ連盟は、国民平和大行進や反核平和マラソンなどの活動を広範な団体と共同してすすめています。同時に、スポーツ連盟が、平和の課題に取り組む背景には、新体連の創設者達が戦前のスポーツが侵略戦争の道具に利用させられたとの苦い歴史の教訓を想起し「苦い轍（てつ）は二度とふまない」決意のもとに結集したことと深く関わっています。「スポーツは平和とともに」のスローガンは、スポーツ連盟の創立精神のひとつだと言えるものです。



民主的な組織運営をつらぬく

第五に、スポーツ連盟は自主的で民主的な組織運営をなによりも大切に考えるスポーツ組織だということです。

スポーツという文化の特質は人間的自由を拡大する文化だということです。スポーツ組織は、本来こうした文化としてのスポーツにふさわしい自主的で民主的な組織運営を不可欠とします。こうした立場から、スポーツ連盟は、「スポーツ 君が主人公」の精神を組織運営に具体化する努力を進めています。そして、地域に根ざした自主的なスポーツクラブの共同を組織の基礎とし、スポーツクラブが地域ごとに、また、種目ごとに連盟や協議会・協会を構成し、規約にもとづく民主的な手続きと運営によってクラブと愛好者の要求にもとづく活動が展開されます。

スポーツ連盟の組織は、種目組織と地域組織で構成されています。タテ糸としての種目組織は競技や技術の分野で持ち味を発揮し、ヨコ糸としての地域組織は文字どおり地域にねぎし種目の違いをこえて連帶する自治組織としての役割を大いに発揮することを持ち味とします。スポーツ連盟のこの2つの組織形態はわが国のスポーツの発展にとって不可欠のものであると考えています。

スポーツ連盟は21世紀を目前にした今日、新たな前進を開始しようとしています。「サッカーくじ」反対の国民的共同の運動は、「スポーツはすべての国民の権利」というスポーツ連盟の理念が国民の多数派になりつつあることを実践的に証明しました。それにとどまらず、各競技種目組織が全国各地ですすめている「スポーツ 君が主人公」の精神にもとづくスポーツ活動は、スポーツ愛好者、スポーツマンに共感を急速に広げつつあります。「理念上の多数派から運動上の多数派」への大きな飛躍の時代を迎えつつあります。それだけにスポーツ団体としての専門的な力量を大いに高めることが要請されています。高い志をもって「対話と共同」をキーワードに飛躍への歩みをすすめましょう。

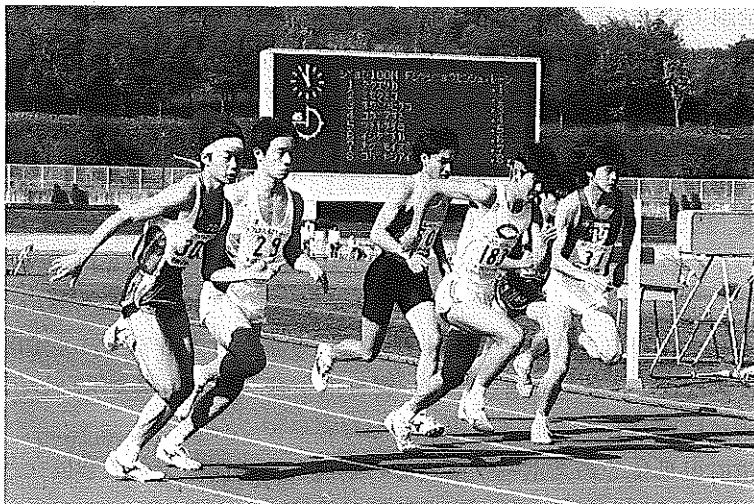
スポーツ連盟種目紹介

全国ランニングセンター

日本中がランニングブームに沸いていた1977年に発足しました。走る人が増えれば、怪我や事故も多くなることから「正しく安全で科学的なランニング」を普及してほしいという愛好者からの要求により設立されました。

現在センターの活動としては、①年に1回信州車山高原で指導者養成、初心者指導を中心とした講習会の開催。②全国10ヶ所の会場で1万人の規模で行う「全国縦断新春マラソン」の開催。③全国128ヶ所で、身近な所で気軽に誰でも参加できる「月例マラソン」の開催。④2年に一度のスポーツ祭典「陸上競技大会」の運営。⑤夏の名物行事である「反核平和ランニング」の取り組み等です。

更にセンターが発展しますようご指導をお願いします。



野球協議会

野球がスポーツとして成立したのはアメリカで1845年といわれています。

日本に入ってきたのは1872年＝明治5年だそうです。

アメリカでは草野球からの始まりですが、日本では一高・帝大とエリートの中に入りました。でも楽しいですから、人気のスポーツとして広がりました。戦争で断たれたのは野球だけではありません。しかし、沢村栄治はじめたくさんのスポーツマンが死にました。

スポーツ連盟の前身の新体連に野球協議会ができるのは1970年です。まもなく30周年をむかえます。全国800を超えるチームの13,000人がめざす、春の選抜は今年21回、秋の全国大会は32回になります。

野球はグランドと審判がどうしても必要です。施設の確保、審判の養成、フェアプレー

の技術の向上が、スポーツ連盟野球協議会の身上です。

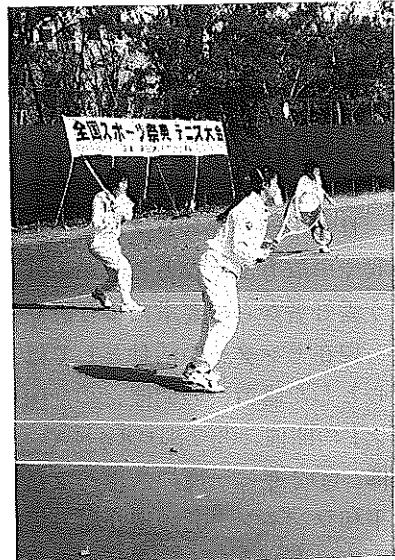
スキー協のみなさん、ともに足腰を鍛えましょう。

テニス協会

メインイベントであるスポーツ祭典テニス大会は、都道府県スポーツ祭典に全国で1万人を越えるテニス愛好者が参加します。そして、その代表選手によって全国スポーツ祭典（全国選手権大会）が開催されています。県祭典では、最低2試合はできるようにしたり、ランク別の大会で愛好者の要求に応えています。また、埼玉県大会では身障者のテニス大会も行われました。

また、テニス協会として「指導員制度」をもっており、「テニスリーダーテキスト」と「ビデオ」を発行しています。

しかし、全国で組織が確立している県は、17にとどまっており、当面24の県にテニス協会を確立したいと思っています。

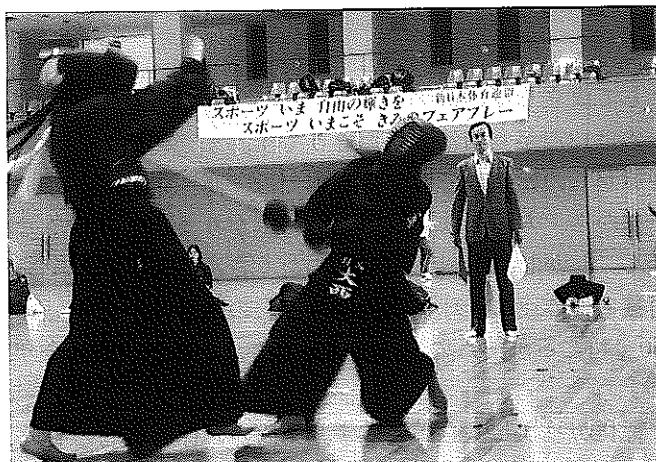


全国剣道協議会

1970年代にはいり「剣道界にも民主的な組織を……」という願いをもった剣道愛好家たちが集まって「勤労者剣道愛好会」(労剣)が、東京をはじめ埼玉、大阪、京都、神奈川などに次々とつくれられました。まもなく「全国勤労者剣道愛好会」(全国労剣)へと発展しました。

新日本スポーツ連盟（当時は新日本体育連盟）もまた、多くの種目で全国組織をもつ組織的な広がりのなかで、全国労剣もその一翼を担うべく組織加盟を果たし、「新日本スポーツ連盟全国剣道協議会」へと発展改組しました。

現在、都道府県単位でのスポーツ祭典での剣道大会の開催や剣道学校などを行ない、日常的にはいくつかの県で剣道クラブをもっています。



全国卓球協議会

今、卓球は各地の種目で一番「成長株」と注目されつつあります。「選手・愛好者が主人公」の競技大会を旺盛に開催し、競技を通して“上手になる権利”“楽しむ権利”を最大限に保障し合う活動方針が特徴です。どうすれば個人やチームが目標を持って向上への意欲を持つことができるか、既存の形式を打ち破って創意あふれる競技を考案しています。それがスポーツ連盟卓球協議会への愛好者の信頼となって、大いに組織拡大につながっています。

大都市圏の協議会は、その卓球界に影響をおよぼすまでに成長してきています。

しかし、北海道、東北、北信越、中国、九州など、まだまだ空白県も多く、過半数の24協議会結成をめざして奮闘中です。

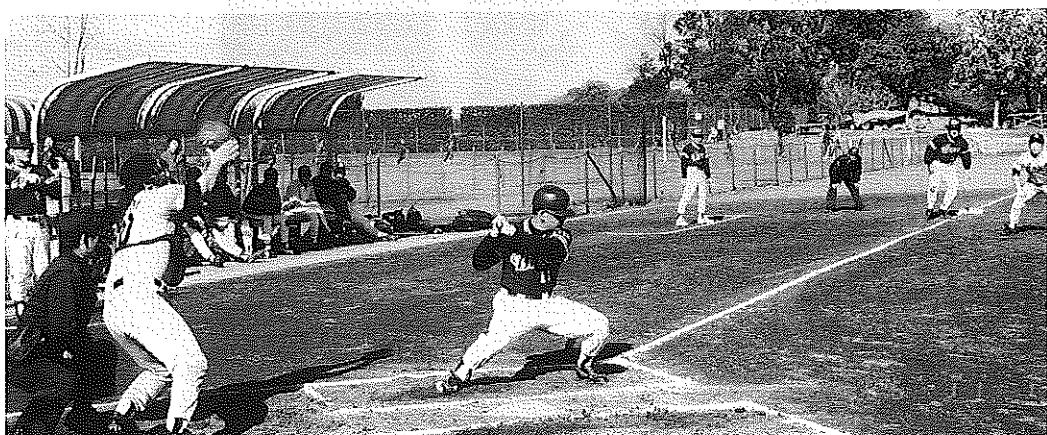
組織人員は7千名を越えましたが、もつか1万人達成に燃えています。

ソフトボール準備会

ソフトボールには残念ながらまだ全国組織はありませんが、都府県、地域には協議会をつくり、がんばって活動しています。競技の構成上チームのメンバー集めが大変重要なポイントとなります。同時に試合、練習の出来る施設の確保もチームにとって悩みの種となっています。

このような多くのチームの悩みや要求を、スポーツ連盟ソフトボール協議会に結集し、グラウンドの確保から試合の日程など、企画、準備、運営にいたるまで、各チームと参加する人達の手作りで運営しています。年間を通してはリーグ戦やトーナメント戦を中心に全国大会予選、交流行事なども積極的に取り組んで協議会としてのまとまりを計っています。

このようなソフトボールを愛する仲間の力と熱意が、16回にわたる全国大会と3回開催された東日本大会を持続的に成功させてきました。本年開催される第17回全国大会（静岡県草薙球場）を契機に、全国ソフトボール協議会の結成をめざして頑張りたいと思います。スキー協の皆さんの協力をお願い致します。



全国水泳協議会

1977年に7都府県、39クラブ、900名の組織で出発した全国水泳協議会は、98年4月現在13都道府県、130クラブ、3,000名の現状です。

子どもクラブ、親子クラブ、大人の主婦主体のクラブ、勤労者のクラブと幅広い層と、障害者参加のクラブもあり年間を通じて水泳を楽しんでおり、圧倒的に女性が多いのが特徴です。

「ドル平」水泳教室、海の祭典、指導員養成と研修会、クラブ交流会、指導員シンポジウム、子どもとスポーツシンポジウム、女性フェスティバル、連盟外からの要請に応えての指導員派遣などの活動から、競技大会は全国大会を始め、年齢別、女性大会、少年少女大会、学生大会、長距離記録会など、多様に展開し年間3,000名の参加者を組織しています。

全国サッカー協議会

1975年結成。結成総会には東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫のほか、宮城、福岡等からも代表が参加しましたが現在協（議）会が組織されている都府県は、東京、神奈川、大阪、兵庫、和歌山の5都府県です。京都が結成をめざして春・秋の大会を開催しているほか、東京・北区では独自にリーグ戦を、千葉県連盟では長年スポーツ祭典サッカー大会を開催しています。現在、加盟約200クラブが年間を通して、技術レベルに応じて1～4部のリーグ戦開催しています。また、シニア大会、オープン参加のスポーツ祭典サッカー大会、A～C級審判養成等の活動を行っています。



日本勤労者山岳連盟

日本勤労者山岳連盟は、1960年に創立された登山者の全国組織である。現在、650団体約2万5千名が参加している。

登山の実績では、体協参加の日本山岳協会には及ばないが、98年、チョモランマ大量登頂を果たすなど、高所登山でも着々と成果を挙げている。登山の発展・普及、遭難対策、山岳自然保護、遭難対策基金、雪崩講習会などでは、比類ない独自の活動実績がある。

近年、衰退しつつあるアルパイン・クライミングの傍ら、中・高年のハイキングが隆盛を極め、相次いで労山に参加してくる団体が、この2年間で約100団体にも及んでいる。この傾向は組織実態にも反映され7割りが40歳以上の中高年、ほぼ同じ比率のハイキング層をかかえ、遭難・事故対策などの課題も抱えている。

遭難対策、山岳自然保護など、山岳団体の協力・共同の取り組みも積極的にすすめられており、その中心で活躍する労山会員の姿には活気がみられる。

スポーツの発展をめざして 生きる力を得るスキー・スポーツを

(1) スキーは楽しく、素晴らしいスポーツ

長野オリンピック、パラリンピック（98年2～3月）での選手の活躍は多くの人に生きる勇気と感動を与えました。力と技を駆使して限界、可能性にいどみ、正々堂々と全力を尽くす姿が人々の心を揺さぶり、あらためてスポーツの素晴らしさを目のあたりにしました。

スキーは大自然の中で、あらゆる斜面を自由自在に滑ることにより、素晴らしい快適性、喜び、感動を私たちに与えてくれます。あなたも楽しくスキーをしていることでしょう。

スポーツの喜び、楽しさ、爽快さを経験した人にとって、記録や技術の向上を追求するようになります。そうした目標をもつことは自分の未知への挑戦、新しい世界を自分のものとし、生きる喜びとなり、スポーツを恒常的に、また生涯スポーツとして行うようになります。

人間は生まれた瞬間から生きているという証とばかりに手足、口を動かすなど、全身運動をします。社会生活をするとともに社会的な影響を受け、身体運動をしなくなる人もできます。

「好きだから」「健康のために」「余暇に」「楽しいから」「競技大会で良い成績を出したから」「体力をつけたい」「ストレス解消のため」など、スポーツを始める動機はそれぞれです。いずれにしてもスポーツの快適性を求めておこなっているのではないでしょうか。人間は本質的に体を使って喜び、快適性を得たいという人間的な欲求を持っています。

スポーツをしない人達のことも含めてスポーツとは何か、スポーツはどのように発展してきたのか、原点に戻って考えたいと思います。ところで、あなたは何のためにスポーツをするのですか？

(2) スポーツはどのように生まれ、発展してきたか

ポイント

労働の中から生まれた競技は、民主主義の発展と結びつき、他人を尊重するルールが作られ、様式化され文化としてのスポーツとなりました。

人々に喜び、感動を与えてくれる今日のスポーツが長い人類の歴史の中で、野蛮な競技からどのように発展し、人間にとて生きていく上で必要な文化となつたのでしょうか？

人類の誕生—原始共同体——樹上生活をしていた猿が地上で直立二足歩行により食料確保のために手を使った労働が始まり、道具を作ることが可能となり狩猟・農耕ができるようになりました。狩猟・農耕を確実にするためにはよりすぐれた道具、それを使いこなす技術、体力、精神力を必要とされ、そのためのトレーニングが行われるようになり、そ

の成果をめぐり競争になりました。それは、槍投げ、ランニング、格闘技などでした。これらは、生きていくための身体活動でした。

奴隸制社会——道具の発達は武器も作るようになり、生産力が小さいため他の種族を制圧し、敗者を奴隸化し農耕や牧畜の労働力をしました。こうして生産力が向上し、直接労働をしなくても生活ができる支配階級を生み出しました。古代ローマでは支配階級は娯楽のため剣闘士を檻の中に入れ、剣闘士同士の殺し合いや猛獸との格闘をさせるなど野蛮なことが行われました。古代ギリシャではランニング、槍投げ、レスリング、ボクシングなどが行われていました。

封建制社会——領主（貴族）、武士（騎士）の力による支配体制です。武士による軍事訓練が主なものであり、馬術、格闘技、弓術などです。フランスの貴族の中でテニスが生まれ、農奴には余暇がない中で、恒常的ではないがフットボール、石投げ、幅跳びなどが行われました。

資本主義社会——産業の著しい発展により、資本力を持っている階級と企業で雇われ働く労働者の階級が誕生しました。生産性が低い初期の段階では、労働者は長時間、過密労働で余暇も少なく、スポーツをする時間はほとんどありませんでした。お金と時間に余裕のある資本力を持っている階級がスポーツの狙い手でした。また、当時のアマチュア規定では「機械工、職工、あるいは労働者、これはアマチュアと認めない」（イギリス）、日本では「体育教師、車夫、郵便配達夫、牛乳配達夫」は競技から締め出されていました。

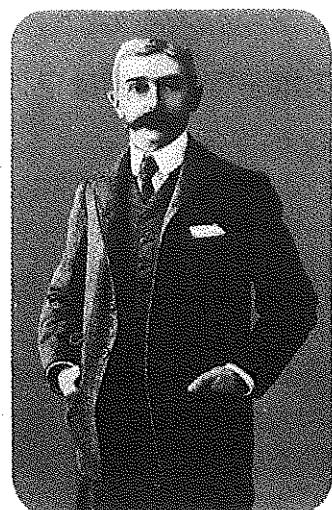
こうした中で、「自由、平等、博愛」などの人権思想が台頭てきて、人はみな自由で、平等であり、隣人を愛せ、すなわち他人を認めなければならないという考えはスポーツに大きな影響を与えました。

1896年、ピエール・ド・クーベルタンの提案によりアテネで近代オリンピックが開催するようになりました。

オリンピック憲章は、『オリンピック精神は肉体と意志と知性の資質を高揚させ、バランスのとれた全人の中にこれを結合させることをめざす、人生哲学である。オリンピック精神が求めるのは文化や教育とスポーツを一体にし、努力のうちに見いだされる喜び——「スポーツをベースにした生き方の創造である」「オリンピック精神の目標はスポーツをあらゆる場で、人間の調和のとれた発育に役立てることにある。またその目的は、人間の尊厳を保つことを大切に考える平和な社会の確立を促進することにある」「平和でよりよい世界を作ることに貢献する



古代ギリシアの武装競争。裸体でかぶとをかぶり、たてを構えて走っているが、やりを持つこともあった。



第一回オリンピック大会のころのクーベルタン

ことにある」（資料1参照）と宣言しています。

このように野蛮であった競技が、暴力を排除し相手を尊重するルールが作られ様式化されました。

(3) 人間が創りだした文化としてのスポーツ

ポイント

民主的な人間関係をつくる文化としてのスポーツ。「文化」は生活の仕方、人間が歴史的につくりだした価値ある生活様式。日本と国際的なスポーツの位置づけの違い。

長い人類の歴史をへて、近代になってヒューマニズムにもとづく身体の安全と対等、平等の条件で競い合うことを定めたルール、そしてスポーツマンシップ、フェアプレー精神とが結合され、野蛮な争いから人間性をもった競技に変わり、互いに相手を尊重する民主的な人間関係ができるようになりました。人類の平和と友好に大きな貢献をするようになり、スポーツは人と人が結びつくための効果的な手段となり、戦争などの暴力的な争いや、憎しみ合い、いがみあつた世界に新たな人間関係をつくるものとなり、人間が生きていく上で必要な文化としてのスポーツに発展してきました。

日本では文化=芸術と使われることが多く、絵画、彫刻、演劇、音楽など、芸術が主であり、スポーツは入っていません。広辞苑では「文徳で民を教化する事、世の中が開けて生活が便利になる事。文明開化、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住を始め技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治など生活形成の様式と内容を含む」としています。

スポーツ宣言（1986年、スポーツ・体育国際評議会）では「スポーツそれ自体が文化の必須の要素である。それは、倫理、生活方法、道徳的態度を授け、また同時に自分自身と他者の理解を生きいきともたらす」とし、国際的には文化としてのスポーツというとらえ方が定着しています。

文化とは生活の仕方、人間が歴史的に創りだした価値ある生活様式であり、スポーツは人間にとて必要な文化です。

(4) スポーツの価値は？

ポイント

人間的な成長に貢献する二つの側面—そのためにフェアプレーは必要不可欠。

そこで培かわれたものは——人類の進歩に貢献する。

今日の技術革新は人間の生活条件を改善しましたが、一方で人間の健康と心のアンバランスをもたらしました。産業の発展はベルトコンベアの流れ作業などに見られる単純労働を生み出し、精神労働が肉体労働より重要となり、知識の吸収のために余暇時間を費やすねばならぬ、都市の過密は長時間の通勤をもたらし、車社会は日常生活の中で体を動かす機会をなくしています。さらに今日の長時間、過密労働はスポーツをする余裕さえも奪っています。

こういう状況の中でスポーツは二つの役割を持っています。

第一は健康維持、体力向上のための身体的成長です。特に社会が発展し、生産、生活が便利となった現在、必然的に運動不足となり、長い人類の歴史の中で作られた筋肉、人体、骨など、人間としての機能退化を余儀なくされており、スポーツの必要性が増しています。

第二は社会的、精神的な能力の向上、即ち人格の全面的成長です。知的、道徳的能力を伸ばすことです。それはただスポーツをやればできるものではありません。フェアプレーがあつてはじめて人格形成にいきります。

フェアプレーをつうじて

ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領（資料5参照）ではフェアプレーの定義を「ルールの範囲でプレーすること以上のものとして定義される。即ち友情、他者への尊厳、終始正しく振る舞うといった概念をも包含している。したがってフェアプレーとは、単なる行動様式でなく、ひとつの思考様式として定義される」と宣言しています。ルールを守るだけがフェアプレーではありません。フェアプレーは相手を尊重するというヒューマニズムに基づくものです。それは、公正、正義であり、民主主義、自由、平等の思想を内在したもので

す。

スポーツをする中でフェアプレーを貫くならば、そこで培かれた精神は生活習慣となり、人間的な成長に貢献します。社会生活においても不正に対して目を向けることができ、平和な社会の担い手となり、人類の進歩に貢献することとなります。

（5）スポーツクラブは人間的に成長するための場

—ポイント—

要求実現の協力、共同を通じて人間的に成長する場です。

能動的な行動によってのみ人間的に成長します。

人間的に成長するには競技の中でフェアプレーをすることが大切ですが、スポーツで費やす時間は競技よりトレーニング時間のほうが多いのが普通です。そのトレーニングおよびクラブ活動は日常的に所属クラブを中心に行われています。

クラブに参加する人は「うまくなりたい」「楽しくやりたい」「仲間がほしい」などの要求をもとに入ります。クラブは職業（職域クラブは除く）、人生観、趣味、思考などが違う人がスポーツがしたいという共通の要求で結集されます。

クラブに入っても人間関係が悪かったり、気に入らなかったりすればクラブを辞めたと言わなくとも足を向けなければ終わりです。ですからクラブの民主的運営が大切です。それには、一人ひとりの要求を出し合い、実現することです。ここでは多数決原理ではありません。徹底した民主主義です。自らの要求を実現するためには、仲間やまわりの人々の要求を実現することにより可能となる事を学ぶでしょう。

つまり、要求実現の協力・共同という行動です。こうして自分以外の人の要求や痛みがわかり、他者への思いやりなどが生まれます。これはフェアプレーと同じであり、「スポーツ、君が主人公」です。その活動は能動的であり、この能動的な仲間の行動によってのみ

人間的に成長するのです。ですから、クラブの目的は一人ひとりのクラブ員の要求を実現し、人間的に成長することです。クラブがうまく行っているかどうかを見る場合、クラブ員の要求を実現しているか、どのように人間的に成長しているかを確認することが大切です。

体育・スポーツ国際憲章（資料2参照）

「健全な身体と健康だけでなく、全面的でバランスのとれた人間の発達に貢献する」「社会レベルでは社会関係を豊かにし、スポーツだけでなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレーを発達させる」

スポーツ宣言（資料3参照）

「他人との競争における誠実さは、スポーツの世界に人間性を与える。スポーツは我々を喜びと誠実さの雰囲気の中に集わせる。それは人々が、お互いをより全面的に知り、尊敬できるようにし、連帯の感情、気高い無私の行為への指向を目指めさせる。それは兄弟愛の理念に新しい次元を与える。スポーツ・グループは一つの家族である。各人がそこに見いだすことであろう思いやりと人間的温かさ、スポーツの競技のなかで創造されうる友情がその結合の秘密である」

（6）スポーツは生きていく上で必要な基本的権利

スポーツは人類にとって必要な文化として発展してきました。したがって、すべての人はスポーツに親しみ、実践する権利を持っています。1978年ユネスコ総会で「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と宣言（資料2参照）しています。

これより先、1965年新日本体育連盟創立宣言（資料7参照）で「体育・スポーツが少数の独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」という理念を掲げ、さらに1979年「スポーツ権の確立をめざして」という呼びかけを行い、スポーツが文化として発展することを追求しています。この見地は憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としているように、スポーツは文化であり当然その重要な部分です。

スポーツ権は国際的に定着していますが、わが国においてはスポーツの役割を低くみて、スポーツ権を認めようとしない風潮があります。いまこそ誰もがスポーツをする権利が保障される方向に転換することが必要です。そして、すべての人が生涯をとおしてスポーツを楽しめ、生きる力を得ることではないでしょうか。

（7）スポーツの民主的、文化的な発展のために

—ポイント—

心から喜べるスポーツのためには、独自なものとして発展させ、障害となっている職場の問題、政治、経済問題を解決し、社会を明るくすることです。

①スポーツを独自の文化として発展させる

スポーツは技術を中心とした抽象的な無形文化財の一つでもあります。労働から独立して、様式化され、独自の発展をしました。ところが、議員の票集めのためのソフトボール大会、野球大会、企業内では労務管理、宣伝広告塔、あるいは労働組合に関心を持たせるためのスポーツ大会などは、自動的に行われる親睦行事と違ってスポーツ以外の目的のために参加者が利用される「スポーツ大会」は文化として発展させる考えはありません。誰かのために役立つスポーツでなく、基本的にスポーツを独自な文化として、自分自身に生きる力を得るものとして発展させなければなりません。

②指導員、クラブ役員等がスポーツを発展させ、推進者自らが資質向上をする

スポーツの民主的、文化的な発展のためには、指導員、クラブ役員等リーダーは、技術指導、クラブ運営を通じて多くの仲間を指導し、推進することです。そのためにも、先ず自らがスポーツの文化的、社会的な価値を学び身に付け、人間的に成長し、仲間から尊敬される素晴らしいリーダーとなることです。

③スポーツを企業の営利目的とする商業主義を規制する

冠競技大会、企業の都合によるスポーツクラブの解体や選手の解雇など、商業主義の横暴を規制しなければ文化としてのスポーツの発展は保障されません。

④公共スポーツ施設、指導員制度の確立など、条件整備を国や地方自治体に要求する

スポーツがいつでもどこでも出来るようになるには、施設など条件整備がなくてはできません。憲法第25条の精神にそって確立することが重要です。

⑤自然を大切に守る

スポーツは自然の中で行われます。特にスキーは山岳部で行われ、自然との関わりがあります。酸性雪、人口雪、山林破壊造成スキー場、硫安使用等が問題となっています。将来にわたってスキーができるように、人類の発展のためにも環境保全が大切になっています。

⑥心から喜べるスポーツをするために社会を明るくする

いま、スポーツと政治・経済は切っても切り離せないものとなっています。先に述べた商業主義、条件整備はそれを示しています。

スキーリフトの子ども、障害者料金を設定させたのはスキー協が全国的な署名運動を起こし、当時の陸運局に交渉して政治を動かし出来たものです。私たちが一生懸命スポーツをやろうとすればどうしても職場の問題や政治・経済問題を解決し、社会を明るくしていくなければ本当に自由に、楽しく、心から喜べるスポーツはできません。

これまで見てきたように、スポーツは生きていく上で必要な基本的権利であり、人間的に全面的に成長するために必要な文化です。スポーツは文化として発展してから、私たちに感動と喜びを、そして生きる力を与えてくれます。スポーツを文化として正しい方向に発展させることは、私たちに課せられた重要な課題ではないでしょうか。

新日本スポーツ連盟

全国勤労者スキー協議会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この会はスキークラブの全国的な協議会組織で「全国勤労者スキー協議会（略称全国スキー協）」英文名称「Workers Ski Association of Japan（略称W.S.A.J.）」と呼び、事務所を東京都内におきます。

第2章 目的と活動

第2条 (目的)

この会は次のことを目的とします。

- (1) 健康で文化的な生活をめざし、スキーの歴史的遺産を継承発展させ、スキーを広く大衆のものとし勤労者の立場に立ったスキーに対する正しい考え方、スキー理論とスキー技術の普及と向上をはかる。
- (2) スキー界の民主的発展のために広範なスキー関係者との提携と共同・協力をはかる。
- (3) 新日本体育連盟の種目として活動し日本の体育、スポーツの民主的発展に寄与する。

第3条 (活動)

この会は前条の目的を遂行するため次の活動を行います。

- (1) 自主的、民主的スキークラブを基礎に加入団体相互の交流と援助をはかり、クラブ活動を活発にする。
- (2) 未組織地方に運動を広め、組織を拡大する活動。
- (3) スキー講習会、競技会、山スキー講習会、スキー映画会、シンポジウムなどの開催。
- (4) スキー指導員、リーダーなどの養成、認定、研修、派遣。
- (5) スキーに関する安全対策、傷害防止対策。
- (6) スキーならびにこれをとりまく諸条件の調査、改善。
- (7) 体育・スポーツ、レクリエーションの諸組織との交流。
- (8) スキーに関する国際交流。
- (9) 機関紙、誌、テキストなどの発行。
- (10) その他目的遂行のための活動。

第3章 構成と加入団体

第4条 (構成と加入団体)

この会は規約を認めて加入手続きをとり常任理事会の承認を受けたスキー団体で構成されます。

2、加入団体は都道府県スキー協議会（以下、地方スキー協という）とする。

地方スキー協がない場合には単位スキークラブとし、特に事情がある場合は個人でも加入することができます。

第5条 (地方スキー協・ブロック協議会)

クラブは、都道府県ごとに地方スキー協をつくります。

2、地方スキー協は、会の方針に基づき、一定の地域ごとに共同してブロック協議会をつくることができます。

第6条 (加入団体、会員の権利)

加入団体は代表を選出してこの会の諸活動に参加します。また加入団体の構成員はこの会の主催する諸行事に平等の権利をもって参加することができます。

第7条（権利停止、退会）

加入団体は次の場合、理事会の決議により権利停止または除籍があります。

(1) 会費の納入期限から6ヶ月たっても納入しないとき。

(2) 加入団体としてふさわしくない行為のあったとき。

2、加入団体は、所定の手続きを行って自由に退会することができます。

第4章 機 関

第8条（機関）

この会に機関として、総会、代表者会議、理事会、常任理事会をおきます。

第9条（総会）

総会はこの会の最高機関で、2年に1回会長が召集します。

2、総会は活動全般と決算報告について審議し、運動方針及び予算の決定、役員の選出を行います。

3、総会は会長、副会長、常任理事、会計監査と、各加入団体の人数比で選出された代議員で構成され、代議員の過半数の出席で成立、出席構成員の過半数で議決されます。

4、加入団体の3分の1以上の要請があったとき、及び会長が必要と認めたときは臨時総会を開きます。

第10条（代表者会議）

総会が開催されない年度には、会長が代表者会議を召集します。

2、代表者会議は、役員、及び地方スキー協、地方スキー協に準ずる加入クラブの代表者をもって構成し、総会に準ずる機能を持ちます。

第11条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ機関で年1回以上理事長が召集し、理事の過半数の出席で成立します。

2、理事会は会の方針に基づき、業務の執行にあたります。

3、会長、副会長の出席があったときは、理事会の構成員とすることができます。

第12条（常任理事会）

常任理事会は日常業務を執行する機関で、理事長、副理事長、事務局長、常任理事により構成されます。

2、理事長は、必要に応じ専門委員等を常任理事会に招き、意見、助言を求めるることができます。

第13条（事務局、専門部・専門委員会）

この会の目的を遂行するため、事務局、専門部、専門委員会をおきます。

これらの構成、任務等については、常任理事会が定めます。

第5章 役員

第14条（役員等）

この会に役員として会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、常任理事若干名、理事若干名、会計監査2名をおきます。

2、会長は、総会の承認を経て顧問若干名をおくことができます。

3、理事長は常任理事会の議を経て専門委員若干名を委嘱することができます。

4、この会は、会の主要な役員の任にあたって、会の発展に尽くした者を、理事会の発議、総会の承認によって「名誉会員」とすることができます。

第15条（選出・任期）

役員のうち会長、副会長、理事、会計監査は総会で選出し、理事長、副理事長、事務局長、常任理事は理事会で選出します。

2、役員の任期は次期総会までとし、再選を妨げない事とします。

3、役員の補充は理事会が行い、その任期は前任者の残りの期間とします。

第16条（任務）

役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長はこの会を代表し、この会の活動を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 理事長は日常業務を総括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は日常活動に必要な事務局を総括する。
- (4) 常任理事は日常活動の執行にあたる。
- (5) 理事は会の業務の執行にあたる。
- (6) 会計監査は会の財政、会計の監査にあたる。
- (7) 顧問は会長の諮問にこたえ、会の活動に参与する。
- (8) 専門委員は理事の諮問にこたえ、常任理事、理事に助言を与え、これを補佐する。

第6章 財政

第17条（収入）

この会の財政は、加入費、会費、その他によりまかねます。

第18条（会計年度）

この会の会計年度は、6月1日から翌年5月31日までとし、会計報告は定期総会または、代表者会議の承認を受けなければなりません。

第19条（加入費・会費）

この会の加入費は、地方スキー協については、1,500円、クラブは1,000円、個人会員は500円とします。

2、会費は年額制とし、その額は総会で予算決定の際、定めます。

第20条（会費の納入時期）

会費の納入時期は、加入承認日または、5月31日までとし、納入人員数は、加入時または5月31日現在とします。

第21条（その他）

納入した加入金、会費、寄付金などは、返却しないこととします。

2、加入団体がこの会を退会する場合、滞納会費のあるときは、これを納入しなければなりません。

付則

1、（地方スキー協準備団体）

- (1) 地方スキー協の組織されていない地域について常任理事会は加盟団体の一つを地方スキー協準備団体に指名、または承認することができます。
- (2) 前項により指名され、または承認された団体を地方スキー協とみなすことができます。

2、（規約外事項）

- (1) 理事会は規約の運営に必要な諸規程を定めることができます。
- (2) 常任理事会は日常業務の処理に必要な内規を定めることができます。
- (3) 規約・規程に明らかでないことについて常任理事会は規約の精神に基づいて処理できます。

3、（改廃・実施日）

- (1) この規約の改正、廃止は総会において3分の2以上の承認を要します。
- (2) この規約は、1988年6月19日から実施します。

全国労働者スキー協議会 指導員規程

第1章 総則

第1条 (目的)

全国スキー協議会（以下本会という）は、規約に基づき、指導員に関する事項についてはこの規程を定める。

第2条 (指導員の任務)

指導員は、民主的スキー運動のリーダーとしての自覚と誇りをもって、運動の一層の発展のために献身的に努力すると共に、スキー指導法の技術と系統性を深く学び、スキーのすばらしさ、楽しさを、より多くのスキー愛好家に広めるため、主に次の活動を行なう。

- (1) 本会〔都道府県スキー協議会（以下地方スキー協といふ）、クラブを含む〕の主催又は共催する行事に参加し、行事参加者に対し、スキー技術の指導、スキーに関するアドバイスをする。
- (2) 本会が、他の団体等から、指導員の派遣を要請された場合、本会（地方スキー協を含む）の求めに応じて、その行事に参加する。
- (3) 広く内外のスキー技術、スキー理論を学び、自己の技術向上に務めると共に、本会の定めるスキー教程を研究し、指導能力の向上に努力する。

第3条 (資格・種類)

指導員は、全国共通の資格をもち、その種類は次のとおりとする。

- (1)初級指導員、(2)中級指導員、(3)上級指導員

第4条 (認定登録)

指導員として認定された者は、本会に登録される。

2、認定登録料は1人3,000円とする。

但しネームプレート、バッヂ代については別に定める。

第5条 (指導員の義務)

指導員は、2年以内に、研修会を受講し、指定の単位を取得しなければならない。

2、指導員は、指導員証を携帯し、スポーツリーダーとしての自覚と良識をもって行動する。

3、指導員は、住所を変更した場合、遅滞なく、所属団体を通じて本会へ届出しなければならない。

第6条 (年次登録)

指導員は2年次以後、毎年その資格を更新するため登録しなければならない。

停止期間中であっても登録は行う。

2、年次登録料は1人2,000円とする。

3、登録時期は、毎年6月1日から9月30日までとする。

4、登録は、所定の様式により、地方スキー協を経由して本会に登録する。

5、本会直接加入のクラブ会員、および個人会員は、直接本会に登録する。

第7条 (研修会等)

指導員は、その技術と指導水準の向上をはかるために、本会が行なう研修会を受講することができる。

2、初級指導員は、本会主催、または本会が委嘱した研修会のいずれについても、受講することができる。

3、指導員は、クラブ毎に、又は地方スキー協毎に、自主的な指導員会議等をもち、経験交流や指導技術に関する意見交換等を行なうことができる。

第8条 (資格の停止、喪失)

指導員は本人が申し出た時、その資格を停止又は喪失することができる。

2、指導員は、次の場合、常任理事会の議を経て、その資格を停止され、または喪失するものとする。

- (1) 年次登録の義務に違反したとき。
- (2) 研修会の受講義務に違反したとき。
- (3) 所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。
- (4) その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

第2章 養成学校

第9条 (主催・委嘱)

本会は、この規程の定めにより、指導員養成学校（以下学校という）を開催する。

2、初級指導員養成学校については、本会の委嘱を受けて、地方スキー協が行なうことができる。

第十条 (事前発表)

学校の開催日程、会場等については、原則として、毎年10月に発表する。

第11条 (講師)

学校の講師は、理事長が委嘱する。

第12条 (会期・単位)

学校の会期は、3日間以上とし、単位は次の基準以上とする。

種類	課目	単位(時間)
理 論	①民主スキー（スポーツ）理論	1 (2)
	②スキー指導法	1 (2)
	③安全対策及び救急法	1 (2)
	計	3 (6)
実 技	①スキー指導法（実習を含む）	3 (6)
	②スキー技術	1 (2)
	③救急法	1 (2)
	計	5 (10)
合 計		8 (16)

ただし、上級指導員養成学校については、この外に、山スキー、競技スキー、スポーツの科学、現代社会とスキー、およびこれらの関連事項についての、講義、討論、実技等を含むものとする。

課目、単位等については別に定める。

2、テキストは本会が、指定、もしくは承認したものを使用する。

第13条 (受講資格)

学校の受講資格は次のとおりとする。

- (1) 本会の会員
- (2) 受講日現在満18歳以上の者

2、前項に定める者のうち指導員の種類ごとに次のとおりとする。

- (1) 初級
 - ①所属クラブ代表者の推せんのある者
 - ②個人会員は、所属地方スキー協の推せんのある者
- (2) 中級

初級指導員の資格をもち、本会の指導員として、1年以上の指導経験がある者

- (3) 上級

中級指導員の資格をもち、本会の指導員として3年以上の指導経験がある者
- 3、前項に定める指導員とは、年次登録終了者をいう。
- 4、理事長が特に認めた場合は、前項までに定める者以外であっても、これを受講することができる。

第14条（受講手続等）

学校の受講手続は、学校開催要項に基づき、所定の受講申込書を、学校責任者へ提出する。
2、初級指導員養成学校の受講者は、本会主催または本会が委嘱した学校のいずれについても受講することができる。

第15条（委嘱手続等）

地方スキー協が学校を開催するときは、事前に所定の「学校開催計画書」（以下計画書という）を理事長に提出し、委嘱をうける。
2、前項の委嘱には、講師、認定員の委嘱、テキストの指定、または承認を含むものとする。
3、計画書の提出期限は毎年9月末日までとする。ただし、3月以降に実施するものについては1月末日まで認めることがある。
4、計画書提出後に変更を生じたときは、直ちに変更届けを提出する。
5、学校が終了したときは、終了後2週間以内に、学校開催報告書（以下報告書という）を理事長に提出しなければならない。

第3章 認 定

第16条（認定基準）

指導員の認定基準は次のとおりとし、各科目について認定を受ける。

(1) 初級指導員

- クラブにおいて、スキー技術、理論、組織等について指導にあたれる者。
 - ① スキー指導法理論
本会の定めるスキー教程（以下教程という）に基づく指導法全般にわたる理解。
 - ② 実技
指導法技術までの指導。
 - ③ スキー技術
別途定める細則による。
 - ④ 安全対策および救急法
安全対策の心得と救急法についての一定の知識。
 - ⑤ 民主スキー（スポーツ）理論
地方スキー協の方針の理解と実践。

(2) 中級指導員

- 地方スキー協において、スキー技術、理論、組織等について指導にあたれる者。
 - ① スキー指導法理論
教程に基づく指導法全般にわたる深い理解と、山スキー、競技スキーについての一定の理解。
 - ② 実技
教程全般にわたる指導。
 - ③ スキー技術
別途定める細則による。
 - ④ 安全対策および救急法
安全対策と救急法についての広い知識と指導。
 - ⑤ 民主スキー（スポーツ）理論
本会の方針の理解と実践。

(3) 上級指導員

- 本会においてスキー技術、理論、組織等について総合的な指導にあたれる者。
 - ① スキー指導法理論
指導法全般にわたる深い理解と創造、および山スキー、競技スキーについて助言を与える力量。

② 実技

指導法全般にわたる指導。

③ スキー技術

別途定める細則による。

④ 安全対策および救急法

安全対策と救急法についての広い知識と指導。

⑤ 民主スキー（スポーツ）理論

本会の方針の立案に参画できる力量をもつと共に、民主スポーツ運動全体についても一定の理解をもつ。

第17条（認定方法）

認定の方法は、各科目について、レポート、テスト、実技テスト等により判定を行なうものとし、別途定める細則による。

第18条（採点基準）

認定に関する採点の基準は別途定める細則による。

第19条（認定会）

認定会については、第9条、第10条、第14条および第15条を準用する。この場合「学校」を「認定会」とよみかえるものとする。

2、認定会責任者は、第9条に定める学校終了直後、またはこれと同一年度内に、認定会を行なうものとする。

3、学校終了者は、その終了日と同一年度内に行なわれる認定会に参加することができる。

4、同一年度内に2回まで認定会に参加することができる。

5、認定会を受験するには、所属スキー協の推せんを必要とする。ただし、第13条第2項第(1)項により推せんを受けた者についてはこの限りでない。

第20条（認定員）

指導員資格の認定は、理事長から委嘱された認定員がこれにあたる。

2、認定員の構成は、上位の指導員3名以上とする。ただし、うち1名は理事長が認めた者を充当することができる。

3、認定員は第9条に定める学校終了者のうちから、指導員を認定する。

第21条（合格者名簿の提出等）

認定会責任者は、前条により指導員として認定された者（以下指導員合格者という）の名簿を所定の様式に基づき、本会および本人の所属団体に提出する。

2、指導員合格者名簿の提出は、認定終了後2週間以内にこれを行なうものとする。

3、前項の名簿提出と同時に、認定登録料を本会に納入する。

4、認定会責任者は、指導員合格者に対し、認定証、指導員証、指導員バッチおよび指導員（腕）章を交付する。

第22条（委嘱認定）

理事長が特に認めた者については、前条までの規定にかかわらず、指導員として委嘱認定することができる。

第4章 研修

第23条（主催・委嘱等）

指導員研修会（以下研修会という）については、第9条、第10条、第14条および第15条を準用する。

この場合「学校」を「研修会」とよみかえるものとする。

第24条（講師）

研修会の講師は、理事長が委嘱する。

2、基礎技術の講師の構成は上位の指導員又は技術委員2名以上を含むものとする。

第25条（会期・単位）

研修会の会期は2日以上とし取得単位は次の基準以上とする。

2、テキストは本会が指定もしくは承認したものを使用する。

3、外部講習は事前申告を基本とする。

種類	課目	単位(時間)
基礎技術	①スキー教程 ②指導法研究	1(2) 2(4)
	小計	3(6)
理論	①指導法 ②安全対策 ③スポーツ理論	1(2) 1(2) 1(2)
	小計	3(6)
応用技術	①競技スキー ②山スキー ③クロスカントリースキー ④外部講習	2(4)
	小計	2(4)
合計		8(16)

第26条（受講資格）

研修会の受講資格は、指導員の種類ごとに次のとおりとする。

- (1) 初級=初級指導員
- (2) 中級=中級指導員および初級指導員
- (3) 上級=上級指導員および中級指導員

2、前項に定める指導員とは年次登録終了者をいう、ただし資格取得後1年未満の者は認定登録者をいう。

3、理事長が特に認めた場合は、前項までに定める者以外であってもこれを受講することができる。

第27条（研修修了者名簿の提出等）

研修修了者名簿の提出については、第21条を準用する。この場合、「指導員合格者名簿」を「研修修了者名簿」に、「認定会責任者」を「研修会責任者」に、「認定会終了後」を「研修会終了後」に、それぞれよみかえるものとする。

2、研修会責任者は、研修修了者の指導員証に、研修修了の表示を行なう。

付 則

1、(登録料の還元)

本会は登録料のうち、常任理事会が定める額を地方スキー協へ還元する。

2、(研修修了者の特例)

指導員が第13条第2項により、上位の学校を受講したときは、特に常任理事会が認めたときに限り、現在位の研修を修了した者として取扱う。

ただし上位の指導員として認定されたときは、この限りでない。

3、(改・廃)

本規程の改正・廃止は理事会が行なうものとする。

4、(実施日)

本規程は、1994年6月1日から実施する。

全国勤労者スキー協議会

指導員認定規定細則

全国スキー協指導員規定第16条、第17条、第18条に基づき、つぎのように定める。

1. 検定方法

(1) 理論

「表1」のとおりレポートおよびペーパーテストにより採点を行う。

(2) スキー指導法実技

技術指導の範囲において、実技指導を行い採点を行う。

①検定員、または他の受検者が生徒となり受検者1名に対して5分程度とする。

②着眼点は、到達目標と練習順序の確認、練習技術の要領、要点の明確な説明、斜面の選択、安全への配慮、技術師範の表現力、注意とアドバイス、ほめ方と激励のしかた、指導態度、誠実性、言葉使い、声の大きさと明瞭さ。

(3) スキー技術

「表2」の種目について検定を行う。実技要領、着眼点等は「表3」による。

2. 採点基準

採点は、各種目100点満点とし、理論、スキー指導法実技、指導法技術、応用技術の4課目において、それぞれ、初級指導員は65%以上、中級指導員は70%以上、上級指導員は75%以上をもって合格、ただし、女子及び45歳以上のものについては一定の配慮ができる。

(1) 理論の満点は200点（レポート100点、ペーパーテスト100点）とする。

(2) 指導法技術の満点は、初級・中級・上級指導員とも400点（4種目）とする。

(3) 応用技術の満点は、200点（2種目）とする。

1981年10月制定

1983年11月一部改正

1994年10月一部改正

〈表1〉

方 法	項目	種別	初 級 指 导 員	中 級 指 导 員	上 級 指 导 員
レ ポ ー ト	民主スポーツ（スキー）理論	○	○	○	
	スキー指導法理論	○	○	○	
ペーパーテスト	民主スポーツ（スキー）理論	○	○	○	
	スキー（技術）指導法	○	○	○	
	スキー技術	○	○	○	
	安全対策および救急法	○	○	○	
	一般スキー知識	○	○	○	
	競技スキー	○	○	○	
	山スキー・歩くスキー	○	○	○	

1、レポートは800～2,000字とする。

2、ペーパーテストは10問程度とし、時間は1～2時間程度とする。

(表2)

	指導法技術	応用技術
初級指導員	●ブルークボーゲン	●総合滑降
中級指導員	●パラレルターン（初步）	●不整地小回りターン
上級指導員 とも共通	●パラレルターン（洗練） ●小回りターン（洗練）	

(表3)

指導法技術

	条件	要領	着眼点	注意点	
ブルークボーゲン	地形 斜度 距離 回転数	よく踏みならされた平らな斜面 ごくゆるい斜面（5度以下） 約40m 4回転	●「スキー教程」22～23Pで目標とされている滑りを行なう ●「スキー教程」ビデオのブルークボーゲンの最初に使われている滑りを手本とする	●ブルークのスタンスの保持と適切なポジショニング ●立ち上がる方向と滑らかに円弧を描く回転 ●山回り後半の外スキー荷重と角づけ	●後傾や上体のかぶり過ぎ ●制動の掛け過ぎや急激な方向変え ●スタンスの変化 ●F・L手前からの過度な回し込み操作
パラレルターン 初歩	地形 斜度 距離 回転数	よく踏みならされた平らな斜面 緩斜面（5～10度） 約80m 4回転	●「スキー教程」40～41Pで目標とされている滑りを行なう ●「スキー教程」ビデオのパラレルターン（初步）の最初に使われている滑りを手本とする	●開脚によるターン後半のエネルギーのためと滑らかな横滑りによる谷回り ●リラックスしたフォームと適切なポジショニングの確保 ●立ち上がる方向と滑らかに円弧を描く回転	●後傾やターン後半の内倒 ●過度なターン前半の押しすぎ ●腰の回し過ぎ ●真上の伸び上がりや消極的な切換えと乗り遅れ ●切換え時のスタンスの変化
パラレルターン 洗練	地形 斜度 距離 回転数	よく踏みならされた平らな斜面 中斜面（10～20度） 約120m 4回転	●「スキー教程」56～57Pで目標とされている滑りを行なう ●「スキー教程」ビデオのパラレルターン（洗練）の最初に使われている滑りを手本とする	●洗練された正確で質の高いパラレルターン ●ターン後半の横ずれを止める操作とスキーの走り ●ターン後半のエネルギーのためと蓄えられたエネルギーの解放 ●スピードに乗っていてコントロールされたターン	●角づけの不足 ●適切でないポジショニング ●腰立ちや身体のひらき過ぎ ●狭すぎるスタンス ●著しく無駄な動作 ●多すぎる横ずれと運動の途切れ
小回りターン 洗練	地形 斜度 距離 回転数	よく踏みならされた平らな斜面 中斜面（10～20度） 約100m 自由	●「スキー教程」58～59Pで目標とされている滑りを行なう ●「スキー教程」ビデオのパラレルターン（洗練）小回りの最初に使われている滑りを手本とする	●洗練されたスピードでリズミカルな小回りターン ●素早く確実な角づけ操作と最適ポジションへの乗り込みと丸い弧が連続するようなターンの上げ ●ターン後半のエネルギーのためとタイミングよい解放 ●F・Lに絡んだ滑り	●バランスとスピードコントロール ●後傾、乗り遅れ ●過度な上体の振り込みや腰の回し過ぎ ●回転弧の乱れやリズムの中断 ●スキーの振り過ぎやターン後半を仕上げる操作の不足

応用技術

	条件	要領	着眼点	注意点	
総合滑降	地形 斜度 距離 回転数	不整地を含む総合斜面 急・中・緩斜面（約25度から5度の範囲） 約300m 自由	●パラレルターンを基本として、2回以上のリズム変化を織り込んで地形・雪質・斜度・スピードに対応した滑りをスピードで乗り、自在に滑り降りる ●停止ゾーン手前で確実に停止する	●自らの能力に応じたスピードの中での自在なコントロールとリカバリー能力 ●斜面の変化に合ったターン弧の構成とリズム変化 ●滑走の楽しさ・素晴らしさの表現	●スピードの出し過ぎや制動の掛け過ぎ ●著しいバランスの乱れやターンの流れるリズムの中斷 ●消極性や乗り遅れ ●リズム変化が見られない单调な滑降
不整地小回りターン	地形 斜度 距離 回転数	不整地（コブ、新雪、悪質等未整備の斜面） 中急斜面（約15～25度） 約100m 自由	●斜面状況に合わせた小回りターンをF・Lに絡めて滑り降りる ●切り換め方法は自由で良い ●できるだけ一定した回転弧のリズムを保つように心がける ●停止ゾーン手前で確実に停止する	●斜面に応じた自在性と応用性 ●軽快なリズムとスピードコントロール ●安定性とリカバリー能力 ●滑走の楽しさ・素晴らしさの表現	●回転弧の乱れやリズムの中斷 ●後傾、乗り遅れ、スキーの回し過ぎ、身体の開き過ぎや振り込み ●スキーの振り過ぎやターン後半を仕上げる操作の不足

全国勤労者スキー協議会

山スキーリーダー規程

第1章 総 則

第1条（目的） 全国スキー協議会（以下本会という）は、安全で楽しい山スキーの普及と技術の向上及び自然環境保護への貢献をめざし、規約に基づく山スキーリーダー資格を設ける。

2 山スキーリーダーに関する事項についてはこの規程による。

第2条（山スキーリーダーの任務） 山スキーリーダーは、民主的スキー運動のリーダーとしての自覚と誇りをもち、人の命をあずかる責任を認識し、目的を遂行するために主に次の活動を行なう。

1) 本会（都道府県スキー協議会（以下地方スキー協といふ）、クラブを含む）の主催又は共催する山スキー行事（山スキーの実践、山スキー教室、養成学校、研修会、学習会など）にリーダー又は講師として参加する。

2) 本会が他の団体等から、山スキーリーダーの派遣を要請された場合、本会（地方スキー協を含む）の求めに応じて、その行事に参加する。

3) 山スキーリーダー及び講師としての能力の向上をめざし、必要な資質、知識、技術を高める努力をする。

第3条（資格の付与） 山スキーリーダーの資格は、本規程による認定試験に合格した者に与えられる。

第4条（認定登録） 山スキーリーダーとして認定された者は、本会に登録される。

2 認定登録料は3,000円とする。但し指導員登録をしている者は

1,000円とする。又ネームプレート、バッヂ代については別に定める。

第5条（山スキーリーダーの義務） 山スキーリーダーは2年に1回、本会の主催する山スキーリーダー研修会（以下研修会といふ）を受講し、修了証を取得しなければならない。

2 山スキーリーダーは、住所を変更した場合、遅滞なく、地方スキー協を通じて本会へ届出しなければならない。

第6条（年次登録） 山スキーリーダーは2年次以後、毎年その資格を更新するため登録しなければならない。停止期間中であっても登録は行なう。

2 年次登録料は2,000円とする。但し指導員年次登録をしたもののは

1,000円とする。

3 登録期間は毎年6月1日から9月30日迄とし、所定の様式により、地方スキー協を経由して本会に登録する。

第7条（資格の停止、喪失） 山スキーリーダーは本人が申し出た時、その資格を停止又は喪失することができる。

2 山スキーリーダーは、次の場合、常任理事会の議を経て、その資格を停止、又は喪失されるものとする。

1) 年次登録の義務に違反したとき。

2) 研修会の受講義務に違反したとき。

3) 本会山スキー部、又は所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。

4) その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

第2章 養 成 学 校

第8条（主催） 本会は、この規程の定めにより、山スキーリーダー養成学校（以下学校といふ）を開催する。

第9条（講師） 学校の講師は、理事長が委嘱する。

第10条（会期・課目） 学校の会期は、座学2日、実技2日とし、課目は次のものとする。

[座学]

- 1) 民主スポーツ論
- 2) スキー指導法
- 3) 山スキーリーダー論
- 4) 読図
- 5) 気象
- 6) 救急法

[実技]

- 7) 積雪（雪崩）
- 8) 山スキー登高及び滑降技術と伝達法
- 9) ビバーク・雪中生活技術
- 10) 技術
- 11) スキー実践

2 テキストは、本会が指定、もしくは承認したものを使用する。

第11条（受講資格） 学校の受講資格は次のとおりとする。

- 1) 受講日現在満25才以上の者
- 2) 山スキー実践経験5年以上の者

第12条（受講手続き） 学校の受講手続きは、学校開催要項に基づき、所定の受講申込書を、学校責任者に提出する。

第3章 認定

第13条（認定課目と基準） 山スキーリーダーの認定課目は次のとおりとする。

- 1) 山スキー経験
 - ①実践年数及び同日数
 - ②リーダー又はサブリーダー担当回数
 - ③実践コース
- 2) 知識
 - ①民主スポーツ論
 - ②スキー指導法
 - ③山スキーリーダー論
 - ④山スキー一般
 - ⑤気象
 - ⑥積雪（雪崩）
 - ⑦読図
 - ⑧救急・搬出法
 - ⑨山スキー用具
- 3) 山スキー技術
 - ①滑降
 - ②登高
 - ③コースガイド
 - ④ルートファインディング
(磁石、高度計、地図の利用)
 - ⑤ビバーク・雪上生活
 - ⑥山スキー用具の応急修理・調整
 - ⑦無線機の使用
- 4) 適性
 - ①山スキー計画及び計画書の作成
 - ②パーティ一統率力
 - ③状況判断力
 - ④緊急時対処力
 - ⑤体力

2 認定基準については、別途定める細則による。

第14条（認定方法） 認定の方法は、各課目について、レポートもしくはペーパーテスト、及び実技テスト等により判定を行なうものとし、別途定める細則による。

第15条（採点基準） 認定に関する採点の基準は、別途定める細則による。

第16条（認定会及び受験資格） 山スキーリーダーの認定試験は、理事長から委嘱された3名の認定員による認定会が行なう。認定会の運営は別途定める細則による。

2 受験資格は次のとおりとする。

- 1) 山スキーリーダー養成学校終了後2年以内であること。

- 2) 山スキーリーダー研修会に2回以上参加していること。
- 3) 本会の会員で所属スキー協及び本会山スキー部の推薦があること。

第4章 研修

第17条（研修会） 山スキーリーダー研修会については、第11条を除き、山スキーリーダー養成学校についての定めを準用する。但し会期は1泊2日とする。

第18条（受講資格） 研修会の受講資格は、次のとおりとする。

- 1) 山スキーリーダー
- 2) 本会山スキー部で、受講を認めたもの。

付 則

1 (特別認定) 本規程制定に伴う経過措置として、初めての認定会が開催されるまでの間、次の各号に該当する者の内から、本会山スキー部が推薦をして、理事長が認定する。

- 1) 山スキー実践10年以上であること。
 - 2) 本会又は地方スキー協に於いて、山スキーに関する役職を経験していること。
 - 3) 毎年1回以上リーダーを担当し、5年以内に、自己の責めに帰すべき重大事故を起こしていないこと。
- 2 (改・廃) 本規程の改正・廃止は理事会が行なうものとする。
- 3 (実施日) 本規程は、1996年6月9日から実施する。

全国勤労者スキー協議会

山スキーリーダー規程 細則

全国勤労者スキー協議会(以下本会という)山スキーリーダー規程に於いて、「別途定める細則による」とした事項について、細則を定める。

1 認定基準について（規程第13条2項）

1) 山スキー経験

- ①実践年数及び同日数 実践年数は5年以上、実践日数は80日以上
- ②リーダー又はサブリーダー担当回数 10回以上。
- ③実践コース数 20以上。

2) 知識

- ①民主スポーツ論 テキストを理解している。
- ②スキー指導法 本会の定める教程を理解している。
- ③山スキーリーダー論 「実践的山スキーリーダー心得」及び「リーダースタッフの・山スキー行事成功のために」を理解している。
- ④山スキー一般 山スキーの全体像をよく認識している。
- ⑤気象 天気図の判読、観天望気ができる。
- ⑥積雪（雪崩） 雪崩の危険、スキーの滑走性、ラッセルの程度などに関連する雪の状態について知っている。
- ⑦読図 2万5千分の1地図が判読でき、地図上でコース設定ができる。

⑧救急・搬出法 テキストを理解している。

⑨山スキー用具 板、締め具、衣服、ビバーク用具などについて知っている。

3) 山スキー技術

①滑降 本会の指導員、又は技術検定60点(緑バッジ)以上の保有者であること。

②登高 シール着脱が手際よくでき、急斜面の登高ができる。

③コースガイドパーティーを安全に目的地に引率するコース設定ができる。

④ルートファインディング (磁石、高度計、地図の利用) 現在位置をよく確認し、ミスルートを適切に修正することができる。

⑤ビバーク・雪上生活 ツェルト、テント設営、幕営生活(炊事、睡眠など)ができる。

⑥山スキー用具の応急修理・調整修理用具を携行し、応急修理・調整ができる。

⑦無線機の使用 資格の保有、又は使用の知識がある。

4) 適性

①山スキー計画及び計画書の作成 目的に応じた山スキー計画の立案及び計画書の作成ができる。

②パーティー統率力 パーティーの一体性を確保し、安全に目的地に引率することができる。

③状況判断力 天候の変化、コース状況、パーティーメンバーの状態など各般の状況を判断し、山スキーの中止、コースの変更、緊急避難など、パーティーの安全確保のための適切な処置をとることができる。

④緊急時対処力 「緊急事態対処マニュアル」(1989年9月2日)に則って対応することができる。

⑤体力 山スキー実践に必要な体力がある。

2 認定方法について (規程第14条)

1) 山スキー経験について

受験者の申告に基づき判定する。

2) 知識について

認定課目毎に、レポート及びペーパーテストにより判定する。ただし、本会の指導員は、民主スポーツ論、スキー指導法及び救急法については、受験を免除されるものとする。

3) 山スキー技術について

①滑降 本会の指導員、又は技術検定60点(緑バッジ)以上の保有者であること。

②滑降以外の技術 認定会に於いて山スキーを実践し、認定課目毎に判定する。

4) 適性について

認定会に於いて山スキーを実践し、認定課目毎に判定する。

3 採点基準について (規程第15条)

1) 認定課目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、山スキー経験については全体を1課目とみなすこととする。

2) 合格点は、認定員3名による平均とする。

3) 山スキー経験の60点を超える得点から、民主スポーツ論、スキー指導法、山スキーリーダー論及び滑降を除く認定課目にたいして、1課目10点を限度として加算して60点になる場合には、その課目を合格とすることができます。

4 認定会の運営について (規程第16条)

1) 理事長が委嘱する3名の認定員の内、2名は山スキーリーダーを当てる。

2) 認定会責任者を認定員の互選によって選任する。

3) 認定会責任者は、認定に関する一切の事務手続きを、認定員の合議と援助のもとに執行する。

5 付 則

1) (改・廃)

本細則の改正・廃止は常任理事会が行なうものとする。

2) (実施日)

本細則の実施は、本会山スキーリーダー規程の実施日と同一とする。

全国勤労者スキー協議会

スキー技術検定制度規程

第1条 (名称)

全国勤労者スキー協議会（以下本会という）が実施するスキー技術検定制度は「スキー技術検定制度（略称テクニカルテスト）」英文名称「Ski Technical Test（略称S.T.T.）」と呼ぶ。

第2条 (目的)

テクニカルテストの目的は次の通りとする。

- 1 技術到達度の判定と評価。
- 2 スキー技術上達の目標と課題を与え意欲向上を促す。
- 3 スピードとコントロールを両立させた質の高い技術の追及と普及に役立てる。

第3条 (実施)

本会が主催するテクニカルテストはブロック協議会または、加入団体で主管（以下主管団体という）して行なうことができる。

但し主管団体が認めた場合、加入クラブ及び常設スキー学校に運営を委嘱することができる。

第4条 (検定の申請と公示)

テクニカルテストの申請は、主管団体は所定の申請用紙に必要事項を記入し、11月30日までに本会に申請する。

本会が認めたテクニカルテストの公示は本会が行う。

第5条 (検定員)

検定員は本会の指導員3名以上がこれにあたる。但しその内1名以上は上級または中級指導員を含むものとする。

検定員は本会が認めた検定員研修を修了した者でなければならない。

検定員研修会は指導員研修会の日程の中に組み入れて実施するものとする。

本会は検定員研修修了者に研修修了カードを発行する。

なお検定員研修の有効期限は研修修了日より2年間とする。

第6条 (種類・評価)

採点は100点満点とし、60点未満・60点以上65点未満・65点以上70点未満・70点以上75点未満・75点以上の5ランクに分けてバッジを交付することができる。

バッジの種類は、60点未満「桃」・60点以上65点未満「緑」・65点以上70点未満「白」・70点以上75点未満「青」・75点以上「赤」をベース色とする。

本テストの結果は、資格の永続性を持たないものとする。

第7条（テクニカルテスト基準及び、実施要領）

テクニカルテスト基準及び、実施要領については細則に定める。
なお、主管団体は、必要に応じて事前講習会を開くことができる。

第8条（テクニカルテストの申込み）

テクニカルテストを申し込むものは、所定の申込用紙に必要事項を記載し、検定料を添えて主管団体長に申し込むものとする。
受検資格は問わない。
なお、検定料は2,000円とする。

第9条（結果の発表と交付）

テクニカルテストの結果は、本会の発行する得点記録カードに記入して受検者に交付する。
受検者は、得点に該当するランクのバッジの交付を受けることができる。
なお、バッジの料金は一律600円とする。

第10条（結果の報告）

テクニカルテストを実施した主管団体長は、所定の報告用紙に必要事項を記入の上、テクニカルテスト終了後2週間以内に本会理事長まで報告しなければならない。

第11条（特典）

本会の指導員認定会を受検する者は、テクニカルテストの得点に該当する指導員資格の実技検定応用技術の単位を免除することができる。なお、この有効期限はテスト後1年間とする。

付則

1 (検定料の還元)

検定料のうち本会が決めた額を、主管団体に還元する。
還元の方法は、得点記録カードを有料とし、検定料から得点記録カードの代金を引いた金額を還元金とする。
なお、得点記録カードの代金は1枚500円とする。

2 (改・廃)

本規程の改・廃は全国理事会が行うものとする。

3 (実施日)

本規程は、1995年11月12日から実施する。

1996年4月28日一部改正

1997年6月14日一部改正

全国労働者スキー協議会

スキー技術テスト規程細則

本会の定めるスキー技術テスト規程第7条に基づき次のように定める。

1 種目

テストの種目は次の3種目とする。

(1) ロングターン

- (2) ショートターン
- (3) コンビネーション

2 要領

- (1) 定められた地点からスタートし、種目の要求するターンで滑り、所定の停止ゾーンで停止する。
- (2) 滑走する技術の形態及び、回転数は自由とする。

ただし、コンビネーションは回転のリズム変化を最低2回以上織り込まなければならない。

3 使用する斜面

使用する斜面はつきのとおりとする。

ロングターン	幅30 m	× 距離120~150 m	中急斜面
ショートターン	幅10~20 m	× 距離100~120 m	中急斜面
コンビネーション	幅50 m	× 距離150~200 m	中急斜面

ただし、コンビネーションの停止ゾーンは緩斜面とする。

斜面選定の目安は、安全性を確保し、固く平滑な斜面が望ましい。

但し、この条件が確保できない場合は、できるだけ滑りやすい条件を確保して行う。

検定員は滑走条件の難度により採点基準を考慮する。

4 採点の目安

0~30点未満	初級クラス
30~40点未満	初中級クラス
40~50点未満	中級クラス
50~60点未満	中上級クラス
60~65点未満	一般上級クラス
65~70点未満	初級指導員クラス
70~75点未満	中級指導員クラス
75~80点未満	上級指導員クラス
80点~100点	最上級クラス

5 採点方法

- (1) 採点員は各種目に対し100点を満点として採点するものとする。
- (2) 得点の集計は、各採点員の3種目得点の総合計を100点満点になるよう平均して出すものとする。
なお端数処理は小数点第2位まで計算し、小数点第2位を4捨5入して小数点第1位まで表示する。
- (3) 採点は、各々の検定員が独自に判定して行う。
ただし、検定開始当初は合議による採点基準の協議を認めるものとする。なお、採点の発表は採点即時掲示を原則とする。
- (4) 安全なスキー技術普及の観点から、転倒した場合1転倒に対し5点、停止ゾーンを守れなかった場合5点の減点とする。

付則

1 (改・廃)

本規程の改・廃は全国常任理事会が行うものとする。

2 (実施日)

本規程は1995年11月12日より実施する。

1996年4月28日一部改正

全国勤労者スキー協議会 傷害対策基金規定

第1条 目的

この制度は、全国スキー協、地方スキー協、加入クラブの主催する行事中にスキー傷害などの事故にあった場合の、相互共済扶助を目的とするものである。

第2条 名称

この制度の名称は、全国勤労者スキー協議会（全国スキー協）傷害対策基金という。

第3条 加入資格

- (1) 全国スキー協会員は正会員となることができる。
- (2) 全国スキー協会員以外の全国スキー協、地方スキー協、加入クラブ主催の行事参加者は、一時会員となることができる。

第4条 共済期間

(1) 正会員

3年会員：加入日より3年間とし、いつでも加入できる。
1年会員：加入日より1年間とし、いつでも加入できる。

(2) 一時会員：一行事期間中のみ有効。

第5条 出資金

- (1) 3年会員は大人1,500円：子供・障害者は1,000円。
- (2) 1年会員は600円：子供・障害者は400円。
- (3) 一時会員は1行事、2日迄100円、3日目より1日につき100円。

第6条 加入手続き

- (1) 出資金を指定口座に振り込む。
- (2) 指定様式に正会員、一時会員別に記載した申込書を全国スキー協事務所に郵送する。

第7条 効力

第6条の手続きが完了した時から効力を発する。

第8条 共済範囲

第1条で規定するスキー等の行事中（往復の交通機関を除く）に発生した事故。

第9条 共済給付金

- (1) 死亡または廃疾20万円～50万円。
- (2) 損傷5千円～7万円。
- (3) 入院及び通院時の支給（入院、及び通院の証明書が必要）。
 - イ) 入院1日につき2,000円（30日打切り）。
 - ロ) 通院1日につき1,000円（20日打切り）。

ハ) 入院が20日以上でその後通院した場合——合計30日まで。

ニ) 入院が20日未満でその後通院した場合——合計20日まで。

ホ) 自宅療養1日につき500円——合計6日まで。

第10条 請求手続き

事故発生後30日以内に、スキー行事責任者が次の書類を提出して行う。

- ①傷害基金申請書 ②医療機関の証明書 ③入院及び通院証明書
- ④についてはその行事の責任者又は所属クラブの代表者が責任を持ってこれを証明する事とし、事故発生後90日以内に提出するものとする。

第11条 会員証

正会員には会員証を交付する。

第12条 給付

環境・安全対策局において書類等確認審査の上、議を経て決定し、常任理事会に報告する。

第13条 給付

第12条で決定されたときはただちに事故者に送金するとともに、申請者には書面で通知する。

第14条 規定の改廃

この規定は1975年11月16日より実施し規定の改廃は全国理事会が行う。

1978/06/05 一部改正

1980/07/12 一部改正

1982/10/03 一部改正

1984/04/15 一部改正

1989/06/18 一部改正

1995/05/21 一部改正

全国勤労者スキー協議会

常設スキー学校 規程

第1条 目的

全国勤労者スキー協議会（以下本会という）のスキー教習に基づくスキー技術の指導を、いつでも希望する時に受けられるようにすることは、本会の運動の前進にとって重要なことであり、初心者から上級者のレベルアップ要求に至るまで、受講者の便をはかるため本会公認の常設スキー学校（以下学校という）を設置する。

2 学校は、本会の公認学校であることを明示し、その普及に務めると共に、内容の充実をはかり受講者の信頼を得るように努力する。

第2条 主催・委嘱

本会はこの規程の定めにより学校を開設する。

2 ブロック協議会または都道府県スキー協議会（以下地方スキー協という）は本会の委嘱を受けて、本会公認の学校を開設することができる。

第3条 公認基準

学校の公認基準は次のとおりとする。

- (1) シーズンを通して常時開設しているか、これに準ずること。
- (2) 本会の定めるスキー教習を基本とする指導を行うこと。
- (3) 学校の講師は本会の指導員資格を有すること。
- (4) 適切な安全対策をはかること。

2 準公認学校は、前項第2号から第4号の基準を満たし、かつ定期的に開催することを条件とする。

第4条 開校手続

学校の開設は次の手続によるものとする。

- (1) ブロック協議会または地方スキー協が学校を開設するときは、事前に所定の「学校開校申請書」を2部、本会理事長に提出し、委嘱を受ける。
- (2) 前項の委嘱には講師の承認を含むものとする。
- (3) 第1号の申請書の提出期限は毎年9月30日までとする。
- (4) 第1号の申請書提出後に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出するものとする。
- (5) 学校が終了したときは、終了後1か月以内に「学校開催報告書」を本会理事長に提出する。

第5条 登録等

- 学校として公認されたときは、本会に登録され、公認証が交付される。
- 2 公認登録料は、公認学校・年間20,000円、準公認学校・年間5,000円とする。
 - 3 指導料は学校が定め、これを明示する。
 - 4 指導時間は、年間・午後各2時間を目安とする。

第6条 公認停止・取消

学校が次の各号の一つに該当する場合は、常任理事会の議を経て、その公認を停止または取り消すことができる。

- (1) 学校の所属するブロック協議会または、地方スキー協から、公認の停止・取消または不適格の申出があったとき。
- (2) 学校が本会の方針に違反し、またはこの規程に著しく違反したとき。
- (3) 今回特に不適格と認めたとき。

第7条 公認の復活

前条第1号により公認を停止した学校が、その復活を申請するときは第4条によるものとする。

第8条 保険

学校受講者は、原則として本会の定める傷害基金に加入させるものとする。

但しその受講者がスキー傷害に関する一般の保険に加入しているときは、学校がこれを確認のうえ受講させることができる。

第9条 指導員規程との関係

学校が本会の指導員規程に基づく指導員の養成・認定・研修を行う場合は、指導員規程に従うものとする。

第10条 施行日

この規程は、1983年11月6日から施行する。

全国勤労者スキー協議会

山スキー捜索・救出基金規程

(1989年6月18日第16期代表者会議で制定)

第1条 (目的)

この制度は、全国勤労者スキー協議会(以下全国スキー協という)、地方スキー協、加入クラブが認めた山スキー行事中の事故による捜索・救出のための多大な経済的負担を軽減するための相互共済扶助を目的とする。

第2条 (名称)

この制度の名称は「全国勤労者スキー協議会捜索・救出基金」という。

第3条 (加入資格)

全国スキー協の会員であること。

第4条 (加入金)

加入にあたっては、加入金1,000円を納付する。

第5条 (出資金)

1口1,000円として3口以上10口を限度とする。但し、加入初年度は5口を限度とし、継続加入年数1年増加ごとに加入口数を1口づつ増加できるものとする。

第6条 (共済期間)

加入した日から1年間とする。

- 2 有効期間終了後に再加入する場合には、加入金を納付する。

第7条（加入手続き）

加入金と出資金を指定口座に振りこみ、指定様式の申込書に記入して、全国スキー協事務所に郵送する。

第8条（効力）

第7条の加入手続きが完了した時から効力を発揮する。

第9条（共済給付金）

給付にあたっては実費とし、その限度額は、初年度は払込金の60倍とし、継続加入1年経過するごとに10倍づつ追加し、6年目以降はすべて110倍とする。

第10条（計画書提出の義務）

所定の山スキー計画書を、出発の1週間前までに全国スキー協会山スキー部に提出しなければならない。

第11条（請求手続き）

事故発生後30日以内に、当該行事の責任者が次の書類を提出する。

- ① 捜索・救出基金給付申請書
- ② 捜索・救出費用明細・証明書
- ③ 現場確認者の証明書

第12条（給付制限）

加入者が、第10条に抵触する場合、または別に定める「山スキー規範」に基づいていない場合は、給付を受ける資格を失うものとする。

第13条（認定手続）

傷害対策部が書類等の確認審査を行ない、安全対策局の議を経て決定し、常任理事会に報告する。

第14条（給付）

第13条で決定された時は、ただちに申請者に送金するとともに、書面をもって加入者に通知する。

第15条（時効）

事故発生から30日以内に申請がない時は、給付の義務は時効によって消滅したものとする。

但し、正当な理由があり、期間内に安全対策局に連絡があった場合には、このかぎではない。

第16条（規程の改廃）

この規程は1989年6月18日より実施し、この規程の改廃は全国スキー協理事会が行なう。

「出資金額と給付金限度額」一覧表（単位 円）

出資金額	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
3,000	180,000	210,000	240,000	270,000	300,000	330,000
4,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000	440,000
5,000	300,000	650,000	400,000	450,000	500,000	550,000
6,000	360,000	420,000	480,000	540,000	600,000	660,000
7,000	420,000	490,000	560,000	630,000	700,000	770,000
8,000	480,000	560,000	640,000	720,000	800,000	880,000
9,000	540,000	630,000	720,000	810,000	900,000	990,000
10,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000

全国勤労者スキー協議会

「山スキー」規範

1989年6月18日制定

- 1 所定の「山スキー計画書」を、出発の1週間前までに所属クラブ代表者及び都道府県スキー協議会担当者と全国スキー協議会スキー部へ提出しなければならない。
- 2 「計画書」には次の項目を記入する。(別紙の計画書用紙を使用)
①報告者指名 ②所属団体名 ③リーダー名 ④コース ⑤日程(予備日) ⑥参加者(氏名、性別、年齢、住所、電話、職業、緊急連絡先、血液型、保険加入と検索救出基金、傷害基金加入の有無) ⑦ルート図 ⑧エスケープルート ⑨主な携行品 ⑩予備食の有無 11トランシーバーの周波数 12留守本部(氏名、住所、電話など)
- 3 計画書を受け取ったクラブ代表者、都道府県スキー協議会担当者及び全国スキー協議会スキー部会責任者は、検索救出基金加入会員の提出した「山スキー計画書」を充分に検討し、適切な助言と指導を行なわねばならない。
- 4 計画の変更の場合には、直ちに計画書提出先に文書で変更を通知する。緊急の場合には電話連絡も行なうものとする。
- 5 下山報告は、下山後速やかに計画書提出先に対して行なう。「山スキー計画書」に記載された「最終下山予定日(時間)」を24時間以上経過しても連絡のない場合は、緊急事故発生とみなし、下山連絡待機者(留守本部等)は検索対策活動を開始する。
- 6 全国スキー協議会「緊急事態発生時の対処法(案)」にもとづいて対処し、事故等の被害が最小限にとどまるように、最大限の努力を行なう。

全国勤労者スキー協議会

指導員派遣規程

1975年11月制定

1. 本会は規約にかかる目的を達成するため、本会所属の指導員を都道府県スキー協議会及びその加入クラブ、または本会の目的と活動に理解ある団体等から派遣の要請があった場合、本規程に基づき派遣する。
2. 指導員派遣の実務は本会が行うが、要請者等の状況に応じ、本会より都道府県スキー協議会に委嘱して行うものとする。
3. 指導員派遣の際の旅費・宿泊費・食費経費・派遣費は下記のとおりとする。
 - (1)旅費・列車・汽船・航空機・バス・タクシー等すべて実費
 - (2)宿泊費 各地における協定料金
 - (3)食費 宿泊費に含まれない場合は実費
 - (4)経費 1日につき2,000円(昼食・リフト代を含む)
 - (5)派遣費 1日につき2,000円~5,000円(都道府県スキー協議会などの派遣費一人500円を含む)

1981年6月一部改正

年表

1964年	
2月	第1回全国青年スキーまつり（長野・黒岩）
1965年	
2月13～15日	第2回全国青年スキーまつり（長野・黒岩）1200人
6月21日	全国青年スポーツ祭典実行委員会柳田謙十郎会長名で新日本体育連盟（仮称）発起人への参加を呼びかけ。
11月12日	新日本体育連盟創立、「スポーツは万人の権利」の創立宣言。
1966年	
2月19～21日	第3回全国青年スキーまつり（長野・黒岩）1300人
1967年	
1月21～23日	第4回全国青年スキーまつり西日本会場（兵庫県・葛畠）1000人
2月11～13日	同上 中部日本会場（長野・黒岩）1600人
2月25～26日	同上 北日本会場（北海道・札幌）500人
1968年	
1月6～8日	第1回新体連中央スキー学校（長野・黒岩）17都道府県62人 ブルーク斜滑降にはじまる初心者指導法の伝達
2月3～5日	第5回全国青年スキーまつり（長野・黒岩）828人
2月28日	総括会議でスキー愛好者の全国組織を作る事を意志統一、クラブづくりを約束
11月	新体連都本部スキー部を全国にさきがけて結成
12月21～23日	スキー愛好者を結集する全国組織をつくるための第1回準備会（東京） 第2回新体連中央スキー学校（長野・高天ヶ原）14都道府県100人 東京、長野、神奈川、愛知、京都、埼玉でサークルづくりの取組み始まる
1969年	
2月9～11日	第6回全国青年スキーまつり（長野・小谷）20都道府県1152人
2月10日	全国勤労者スキー協議会結成、会長 相沢今朝雄（長野・小谷村峰上館）
2月21日	全国勤労者スキー選手権大会
7月18～20日	新体連夏期スキー学校（長野・乗鞍）43人
12月20～22日	第3回中央スキー学校（長野・志賀高原）
1970年	
2月8～10日	第七回全国青年スキーまつり（長野・大町）20都道府県880人
2月10日	全国スキー協第2回総会（長野・大町）50人
7月18～20日	夏期スキー学校（長野・乗鞍岳）43人
11月29日	全国スキー協第3回総会
12月	全国スキー協通信創刊
12月18～21日	第4回中央スキー学校（長野・志賀高原）
1971年	
2月12～14日	第8回全国青年スキーまつり（長野・大町）20都道府県800人
3月6日	新体連、労山、スキー協で「民主スポーツ団体連絡会議」を結成し、「明るい革新都政をつくる会」に参加
7月17～19日	第3回夏期中央スキー学校（長野・乗鞍）
9月27日	全国スキー協第4回総会
11月	全国スキー協通信No.2発行
12月17～18日	第5回中央スキー学校（長野・奥志賀） 若栗ロッジ建設
1972年	
2月11～13日	第9回全国スキーまつり（長野）1630人
4月	第1回技術・理論研究集会
9月23～24日	全国スキー協第5回総会 全国スキー協指導員規程制定 機関運営委員会 事務局長 丸山 加入団体、神奈川、大阪、京都、長野、東京、群馬、埼玉

12月23～24日 1973年	第6回中央スキー学校（長野・北志賀）
2月10～12日 2月9日	第10回全国勤労者スキーまつり、初のスキー競技大会100名参加（長野・小谷） 全国スキー協ツアースキー実行委員会を設置
富山雪だるまスキークラブ加入、会長窪田治喜 小千谷スキークラブ加入、会長田辺吉雄（新潟） メトコススキークラブ加入、会長豊岡健治（新潟） 広島雪だるまスキークラブ加入、会長中江博	
3月1日 3月23～26日	労山と定期協議会設置 早春スキーまつり（長野・北志賀）
4月14～20日 5月17日	アラスカスキーツアー（アリエスカスキー場） 「小選挙区制反対スポーツ連絡会議」を新体連、労山、スキー協、労剣の4団体で結成
6月 7月21～23日	東京スキー協・ツアースキーグループ発足 中央スキー学校、指導員研修（長野・乗鞍）
7月28～8月5日	第10回世界青年学生祭典に参加（ドイツ・ベルリン）
10月21～22日	全国スキー協第6回総会、11都府県2000人を組織、10道県で加入準備中新体連への団体加盟を決定
機関 総会に次ぐ機関として理事会を設ける 理事長 丸山 加入団体、東京、神奈川、長野、京都、大阪、群馬、新潟、埼玉、広島、富山、茨城	
12月8～10日 12月25日	第7回中央スキー学校（長野・志賀） ラッセルスキークラブ加入（千葉）
1974年	
1月10日	石川県連盟スキー協会加入、会長山次喜康 湖南スキークラブ「どんぐり」加入（滋賀）
2月8～12日	第11回全国スキー祭典（長野・信濃平）700人 一般教室、ツアースキー教室、競技教室と6分科会にわかれ交流討論
4月5～7日 5月3～6日	第2回全国スキー技術研究集会（長野・志賀） 中央スキー学校（群馬・尾瀬）
7月20～22日	サマースキー・全国交流集会（長野・乗鞍高原）
9月1日 10月27～28日	第1回全国技術委員会、委員長 長尾正二（東京・新宿） 技術教育担当 長尾 全国スキー協第7回総会 初級指導員養成学校を全国スキー協の委嘱で都道府県スキー協が開催できる事を決定
11月19日 11月23～25日	初級指導員養成学校を全国スキー協の委嘱で都道府県スキー協が開催できる事を決定 北九州市勤労者スキークラブ加入、代表高野和夫 「新スキー教程（案）」発表会（長野・志賀）
11月25日	
12月1日 12月13～15日	和歌山市スキー協会加入、代表和田英美子 新潟県スキー協加入、5クラブ、会長中野七郎 中央スキー学校、第1期中級指導員養成学校（長野・志賀）
12月21～23日	中央スキー学校、第2期中級指導員養成学校（長野・北志賀）
1975年	
2月5日	旭川勤労者スキークラブ加入、代表田中克皓 三重スキー協加入、4クラブ、代表山本善信
2月22～23日	第1回全国スキー競技大会（長野・白馬乗鞍）
3月21～23日	第1回全国ツアースキー研究集会（長野・白馬山麓）
3月22日 4月28～5月5日	第3回早春スキーまつり（長野・北志賀） 全国ツアースキー研究会準備会発足、労山と共同で 北アルプススキー縦走、東京ツアースキー研究部
6月21～22日	全国スキー協第8回総会、機関紙コンクール、写真コンクール行う 指導員年次登録、研修制度制定

6月22日	岐阜スキー協加入、会長松井英介
7月12日	第1回関東ブロック会議、埼玉、群馬、神奈川、東京（埼玉・浦和）
7月20～22日	サマースキー全国技術研究集会（乗鞍・肩の小屋） 「楽しく早くうまくなろう」新教程案による解説書発行
9月25日	青森県スキー協加入、理事長生田義三 秋田県スキー協準備会加入、代表者半田実
11月12日	新体連創立10周年記念祝賀会（東京・青年会館）
11月16日	全国スキー協傷害対策基金制度創設
11月23日	第6回技術委員会、雪不足のため急拠会場変更（東京・高田馬場）
11月25日	シャンツエスキークラブ加入、会長高山忠男（福島）
12月5～7日	中央スキー学校、第1期（長野・志賀）
12月6日	ブルーマウンテンスキークラブ加入、代表者茅野嘉巳
12月19～21日	中央スキー学校、第2期（長野・北志賀）
1976年	
2月7～11日	全国交流スキー（岩手・網張）
2月20～21日	第2回全国スキー競技大会（長野・白馬乗鞍）
3月13～14日	第1回新体連クラブ代表者会議（東京・オリンピック記念青少年総合センター）
3月19～21日	第2回国ツアーフロー、研究集会（長野・梅池） 全国早春スキーまつり（長野・北志賀）
4月16日	常盤平スキークラブ加入、会長和泉雅志（千葉）
6月6日	第1回東北ブロック会議、議長生田義三
6月26～27日	全国スキー協第九回総会
7月16～18日	中央研修会、段階別練習法の発表（長野・乗鞍高原）
9月25～26日	第1回全国スキー協幹部学習会（群馬・猿ヶ京）
10月	理念テキスト発行
12月	「楽しく早くうまくなろう」77年度版発行 「スキーを安全に」稻垣元博著活用 長野県大町「常設スキー学校」開設 「福島スキー協」結成 3クラブ 中央スキー学校（岩手・網張）
12月17～19日	
1977年	
1月21～23日	中央スキー学校（長野・北志賀）
2月11～13日	東北交流田沢湖スキー（岩手）
3月5～6日	第3回全国スキー競技大会、長野スキー協主管、二部制導入（長野）
3月19～21日	早春交流全国スキーまつり（長野・北志賀）
3月20～21日	新体連第11回全国総会（東京・自治労会館） 勞山加盟を確認
4月2～3日	第1回全国ツアースキー研修会（新潟・苗場）
5月	オートルートスキー縦走
5月19～21日	中央研修会、ツアーカラーニング、ポール教室（長野・梅池高原）
6月	全国スキー協・映画「楽しく早くうまくなろう」完成
7月16～17日	全国スキー協第10回総会 理事長 長尾正二、技術委員会委員長 萩原正治、教育技術担当 対比地英功
9月23～25日	第2回幹部学習会（長野・小谷）
10月30日	第1回スキーシンポジウム 「スキー協指導法の根源と未来」（東京・ふたき旅館）
12月9～11日	中央研修会、関東ブロック主管（長野）
12月17～18日	中央スキー学校、関西ブロック主管（長野・八方）、東北ブロック主管（秋田・乳頭）
12月20日	全国スキー協・機関誌「スキーメイト」創刊

12月27～1月5日 1978年	全国スキー協・イタリア交流スキー、代表団5名、その他10名（アオスタ他） 中央スキー学校、関東ブロック主管（苗場） 第2回岐阜スキー祭典、497名参加（岐阜・莊川高原） 第4回全国スキー競技大会（長野・白馬乗鞍） 早春交流全国スキーまつり、ポール教室、ツアーレッスン（長野・北志賀） 全国スキー協第1回中級指導員認定会（長野・北志賀） 第4回全国ツアーリーダー研修会（長野・梅池山荘付近） 全国スキー協北アルプススキー縦走 立山一薬師岳一双六岳 中央研修会、ポール教室、ツアーレッスン（長野・梅池） 全国スキー協第11回総会 1 新体連の種目組織として、2 総会2年に1回とし、代表者会議を開催 3 加入団体をクラブから都道府県スキー協に改正 結成10周年記念パーティ（東京・秩父宮ラグビー場大会議室）
7月17～18日 8月 9月23～25日 10月21日 11月 12月10日 12月15～17日 12月16～17日 1979年	中央スキー学校 「スキーメイト債券」募集 1口1万円（2年間無利子） 全国スキー協第3回幹部学習会、「クラブ運営の理念と実際」（新潟・妙高高原） 第2回スキーシンポジウム、「指導の実際と問題点」（東京・長栄旅館） 新「リーダーテキスト」発行 「中・上級へのアプローチ」B C項の練習法、発刊 全国スキー協・第11期中央スキー学校（長野・八方） 東北ブロック（山形・蔵王） 全国スキー協・指導員中央研修会（長野・八方）
1月6～8日 1月20日 1月28～2月4日 2月18日 2月20～3月1日 2月24～25日 3月3～5日 3月4～5日 3月30～4月1日 5月3～5日 5月25～27日 6月9～10日 7月1日 9月23～24日 10月20～21日 10月27日 11月16日 11月28日 12月1日 12月8～9日 1980年	全国スキー協・第1回技術委員会合宿（長野） 79年版「楽しく早くうまくなろう」発刊 「スキーディレクター教科書」 第11回インターナショナルスキー見学取材派遣、9名（日本・蔵王） 「新体連千葉スキー友の会」入会 第3回国際交流スキー研究集会、スキー協代表派遣、理事長他2名（フランス） 全国スキー協第2回中級指導員認定会 全国スキー協「10周年スキーフェスティバル」（長野・白馬乗鞍） 研修会、ツアースキー、ポールスキー、記念講演 第5回新体連全国スキー競技大会（長野・白馬乗鞍） 第5回ツアーリーダー研修会、主任講師植木毅（新潟・妙高国際） 八甲田全国ツアーレッスン、100名参加 第3回中央研修会（長野・梅池高原） 全国スキー協代表者会議 「鳥海山北東斜面開発構想」にたいする反対決議 新体連機関誌「月刊民主スポーツ」を「スポーツのひろば」に改題 第4回幹部学習会、「文化・スポーツ要求の增大と運動の課題」木津川計（大阪） 第3回スキーシンポジウム、「スキーに必要な運動能力」松野敏広（東京・本郷館） 「千葉スキー協」準備会発足 山形「山愛スキークラブ」加入 競技委員長に宮沢寿男（技術委員会副委員長）決定 「ツアースキー」発刊 全国スキー協上級指導員養成学校
1月 2月2～3日	静岡「雪んこスキークラブ」加入 全国技術委員会合宿（長野・北志賀）

	3月1～2日	第6回全国スキー競技大会（新潟・八海山麓）
	3月28～30日	全国スキー協第4回ツアーリーダー研集会（新潟・妙高）
	3月29～30日	中、上級指導員認定会（長野・戸隠）
	5月23～25日	全国スキー協第6回指導員研修会、ツアーや競技スキー班設置（長野・梅池）
	5月25日	新体連がモスクワ五輪不参加問題で声明
	5月31日	「千葉スキー協」結成総会（5クラブ）
	7月12～13日	全国スキー協第12回総会（埼玉・浦和）
	10月28日	「みんなのスポーツシリーズ」の「レッツ・スキー」刊行（青木書店）
	10月11～12日	第4回スキーインボジウム（埼玉・浦和）
	10月17日	スキー教程「楽しく早くうまくなるSKI」刊行（ユニ出版）
	11月2～3日	全国スキー協リーダー学習会 東日本会場（山形・面白山） 「スポーツの技術指導の原則」久保健
	11月23～24日	全国スキー協リーダー学習会 西日本会場（愛知・名古屋） 「今日からあなたは名コーチ」西條修光
	12月20～22日	拡大技術委員会「教程講習会」（長野・北志賀）
	12月28～1月7日	全国スキー協ヨーロッパスキー、団長他21名参加（イタリア・フランス）
1981年	2月7～8日	「深雪教室」 奈良光義講師
	2月28～3月1日	第7回全国スキー競技大会（新潟・八海山麓）
	3月5～8日	第1回北海道交流スキーまつり（ティネオリンピヤスキー場） ふらぬいスキー愛好会、札幌スキーフレンド加入
	3月7日	「北海道スキー協」準備会結成
	3月28～30日	全国スキー協第7回ツアースキー研修会、講師植木毅（長野・妙高）
	3月21～22日	第12期上級指導員養成学校
	5月22～24日	全国スキー協指導員研修会（長野・梅池）
	6月20～21日	全国スキー協代表者会議
	6月21日	全国スキー協「子ども・障害者リフト割引き制度の実現を」決議
	7月5日	「山形スキー協」結成（月山・志津）
	7月20日	日本スキー教師連盟「社団法人・日本職業スキー教師協会」と法人化
	8月22～23日	技術委員会合宿（長野・北志賀）
	9月19～20日	全国スキー協第8回スキーインボジウム（群馬・猿ヶ京） 「これからのスポーツ指導者のあり方」森川貞夫
	10月17～18日	全国スキー協第4回スキーインボジウム（東京・長栄館） 「スキー技術を高めるには何が必要か」村里敏彰
	12月26～27日	「北海道スキー協」結成総会
	12月18～20日	中央研修会、技術委員会、段階別指導法C項「踏みつけターン」を提起（北志賀）
1982年	1月9～20日	第3回全国スキー協ヨーロッパスキー、団長長尾他19名参加（シャモニ、セストラ）
	2月12～14日	全国スキー協指導員養成学校（北海道）
	3月6～7日	第8回全国スキー競技大会（長野・信濃平）
	3月20～22日	第2回新体連全国スキーフェスティバル
	3月8～20日	第8回全国ツアースキー研修会、講師奈良光義（八甲田）
	5月3～5日	第2回国際身体障害者スキー大会、日本23名の選手団（スイス）
	5月10日	中央研修会（新潟・三俣）
	5月30日	栃木「日光シーハイルスキークラブ」加盟
	6月9～10日	事務所移転 飯田橋から池袋に
	7月23～25日	全国スキー協第13回総会 サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）

9月18～19日	全国スキー協第9回リーダー学集会（栃木・日光） 「これからスキー界と指導者のあり方」吉田智与士、「大きなサークルの問題」増岡敏和
9月28日	静岡「浜演スキークラブ」加入
10月2～3日	第5回スキーシンボジウム
11月	「スキー用具と技術」早川武彦、「スキーがうまくなるには」見谷昌輔
12月11～13日	「全国スキー場安全対策協議会」加入
12月17～19日	中、上級指導員研修会（長野・北志賀） 中央スキー学校（長野・黒姫）
1983年	
1月14～27日	「第12回インターラスキー」視察にメイト局長小林を派遣（イタリア・セクステン）
1月22～24日	全国スキー協第2作映画、管平でクランクイン
2月11～13日	第2回新体連スキーフェスティバル（長野・北志賀）
3月	常設スキー学校「信濃平スキー学校」開設
3月5～6日	第9回全国スキー競技大会（長野・信濃平） 「秋田スキー協」結成総会（秋田・わらび荘）
3月26～27日	中、上級指導員認定会（長野・戸隠）
4月2～3日	技術委員会合宿「教程書改正（案）の発表」（長野・北志賀）
4月2～4日	第9回全国ツアースキー研修会（長野・梅池）
5月3～5日	中央研修会、教程映画撮影（長野・梅池）
5月3～6日	北アルプススキー縦走 10名参加
6月18～19日	全国スキー協代表者会議（東京・長榮館）
7月22～24日	第2回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍高原）
7月23日	全国競技委員会発足
9月16日	「奈良県スキー協」準備会発足
9月29日	全国スキー協教程映画「白のエチュード」完成祝賀会（東京・渋谷）
10月	「リーダーテキスト」改訂
10月1～2日	全国スキー協第10回リーダー学習会（静岡・伊東） 「活力ある組織づくりのポイント」増岡敏和
10月20日	「ツアースキー運動10周年」記念集会
11月6日	教程解説書「スキー上達へのアプローチ」発行
12月3～4日	「全国勤労者スキー協議会常設スキー学校規程」制定・全国理事会
12月24～25日	「スキー用品等の物品税反対」決議、全国理事会 東北ブロック、リーダー学習会（秋田・田沢湖） 全国中央研修会（長野・北志賀）
1984年	
3月2～4日	全国スキー協15周年記念スキーフェスティバル 第10回全国スキー競技大会、都道府県代表によるデモンストレーション（信濃平）
3月10～12日	「第1回教程委員会」開催（長野・野沢）
3月24～25日	中、上級指導員認定会（長野・戸隠）
3月24～26日	第6回ツアースキー講習会（新潟・妙高）
4月21～22日	全国技術委員会合宿（長野・野沢）
4月24～5月7日	ツアーコミッショナー会議、ヨーロッパオートルートスキー縦走（シャモニー～ツエルマット）
5月4～5日	全国中央研修会（長野・志賀）、技術委員長荻原正治、技術教育局長松浦七郎
6月3日	栃木「宇都宮ボーゲンスキークラブ」加入
6月23～24日	全国スキー協第14回総会
6月24日	全国スキー協15周年記念レセプション（東京・新宿）
7月27～29日	第3回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍高原）
9月15～16日	関越ブロック「第1回スポーツ交流会」（新潟・石打）

10月 10月5～7日	東京スキー協「スキーリーダー創刊」 スキンシングボジウム、リーダー学習会（静岡・熱海） 「スキー技術のとらえ方とターンのメカニック」奥田英二、「指導の心理」西條修光
11月30日	「スキーエチュードスキークラブ」加入（岩手）
12月8～9日	東北ブロックリーダー学習会（岩手・八幡平）
12月15～16日	全国技術委員会合宿（長野・北志賀）
1985年	
1月5日	信濃平スキー場で雪崩発生1名死亡
3月1日	全国競技委員会主催「ポール教室」（長野・信濃平）
3月2～3日	第11回全国スキー競技大会（長野・信濃平）
3月3～10日	第5回国際スキーパトロール連盟総会（長野・車山）
3月21～23日	第11回全国ツアースキー研修会、講師降旗義道（長野・梅池天狗原）
3月23～24日	中、上級指導員認定会（長野・戸隠）
5月17～19日	全国中央研修会、シュープの研究（長野・乗鞍）
6月1日	つい談「スキー事故の絶滅を」小野塚昭治、田中昇、長尾正二（スキーメイトNo.31）
6月22～23日	全国スキー協代表者会議
6月23日	「スキー事故絶滅のための行動宣言」採択（全国スキー協代表者会議）
7月5～7日	サマーレーシングキャンプ、講師海和俊宏（長野・乗鞍高原）
9月28～29日	第6回関西ブロックリーダー学習会（兵庫・西宮市）
10月	「新体連スキー教程」発刊
10月26～27日	リーダー学習会（東京・葛飾）
11月17日	「スキー事故と法的諸問題」坂東克彦、「現情勢とスキー協の任務」長尾正二
12月7～8日	新体連結成20周年記念集会、レセプション（東京・新宿） 新体連第16回総会、新理事長に長尾正二就任
1986年	
2月25日	全国スキー協「スキー場の安全点検調査」活動開始
3月1～2日	第12回全国スキー競技大会（長野・信濃平）
3月21～23日	第12回全国ツアーワークショップ（長野・乗鞍）
3月22～23日	中、上級指導員認定会（長野・戸隠）
4月5日	全国スキー協「第1回デモンスト레이ター選考会（長野・戸隠）
5月16～18日	全国中央研修会（山形・月山）
5月31日	全国スキー協セッター養成講習会（長野・乗鞍）
7月12～13日	国民平和行進、新体連として初参加
7月18～20日	全国スキー協第15回総会、事務局長石川正三
8月30～31日	サマーレーシングキャンプ、講師海和俊宏（長野・乗鞍高原）
8月31日	技術委員会「技術検定規程案の検討」（長野・北志賀）
9月12日	兵庫スキー協10周年記念レセプション
10月18～19日	浅川秀次氏逝去
12月	全国スキー協「第1回組織担当者会議」（東京・目白） 広島「雪ん子スキークラブ」加入 「スキーを安全に」発行
1987年	
1月17～24日	「第13回インターナショナルスキー」公式観察団派遣、代表4名他5名（カナダ・バンフ）
2月8～10日	中国、九州交流技術講習会（広島・芸北国際）
2月19日	「第13回インターナショナルスキー視察団」報告会（東京・新宿）
2月21～22日	第1回セッター養成講習会（長野・信濃平）
2月28～3月1日	ワールドカップ富良野大会
3月7～8日	第13回全国スキー競技大会（新潟・石打）
3月20～22日	第13回全国ツアーワークショップ、リーダー、コーチを目指す人（長野・乗鞍）

4月3～4日	技術委員会合宿（群馬・鹿沢）
4月4日	全国スキー協第2回デモンスト레이ター選考会（長野・鹿沢） 全国スキー協、売上げ税反対で全日本スキー連盟に申入れ
4月25～26日	全国中央研修会（長野・志賀）
5月29～31日	全国中央研修会（山形・月山）
6月20～21日	全国スキー協代表者会議
6月20日27日	来年度予算要求で文部省、農林水産省、運輸省に交渉
7月17～19日	サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）
7月24日	「福井SEFスキークラブ」加入
8月5日	ヒロシマ・スポーツマン集会
10月11～12日	第8回スキーシンポジウム、第12回リーダー学習会（東京・日比谷） 「組織を創るリーダーと大きくするリーダー」増岡敏和
10月24～25日	「愛知での拡大の経験から」洞井孝雄
11月1日	第3回北信ブロック学習交流会（長野・小谷） 「栃木スキー協」結成総会 4クラブ
1988年	
1月2～31日	北海道スキー協常設スキー学校に1873名参加
1月22～24日	第1回全国スキー協公認セッター認定会（長野・北志賀）
2月21日	「スポーツ権の確立を目指して」新体連テキスト発行
3月5～6日	第14回全国スキー競技大会（新潟・石打）
3月19～21日	第14回全国ツアースキー研修会（新潟・妙高）
6月12日	全国中央研修会、上級指導員認定会（長野・戸隠）
6月18～19日	「水泳ハンドブック」出版記念パーティー（東京・池袋）
7月15～17日	全国スキー協第16回総会、長尾会長、石川理事長を選出
9月3～4日	第6回サマーレーシングキャンプ、講師海和俊宏（長野・乗鞍）
9月23日	東京スキー協「クラブ交流学習会」（千葉・大網）
9月24～25日	全国スキー協第2回組織担当者会議（長野・白馬乗鞍） 「組織はそのリーダーを超えることが出来るか」長尾正二 「スキーの安全のために」宮沢健
11月	全ブロックにてブロック会議開催
11月30日	加藤太郎氏逝去、元全国スキー協顧問
1989年	
1月19日	「新体連奈良スキークラブ」加入
1月29～31日	中級指導員養成学校、認定会（岩手・八幡平）
2月5日	川端絵美、世界選手権女子滑降で5位入賞（アメリカ・コロラド）
3月3～6日	第15回全国スキー競技大会、全国スキー協20周年フェスティバル 北海道・ニセコアンヌプリスキー場、24都道府県330名参加
3月8～11日	ワールドカップ最終戦（長野・志賀）
3月18～21日	第15回全国山スキー研修会（新潟・妙高）
3月19～21日	中央研修会、上級指導員認定会（長野・戸隠）
4月2日	滋賀スキー協「会員100名突破記念レセプション」
6月17～18日	全国スキー協代表者会議
6月18日	全国スキー協「山スキー搜索・救出基金制度」を制定 中国政府の「天安門・弾圧事件に抗議」の決議・代表者会議
7月10日	日本職業スキー教師協会（SIA）創立20周年記念式典、祝賀会（東京・赤坂）
7月14～16日	第7回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）
9月3日	第1回全国スキー協山スキー担当者会議（東京）
9月23～24日	第9回スキーシンポジウム、第15回リーダー学習会（山梨・河口湖） 第10回関西ブロック学習交流会（奈良・明日香村） 「生涯スポーツをどう考えるか」唐木国彦、「わたしの指導觀」野沢巖

11月19日	全国スキー協・会長、副会長、常任理事より「日本のスキー界に責任をもつたために」の訴えを発表
12月	シリーズⅡ「山スキー、競技スキー、クロスカントリースキー」発刊
12月8～10日	全国スキー協指導員養成学校、認定会（山梨・エコーバレー）
12月26日	労山、長野五輪滑降コース建設に、大規模な自然破壊になるとして、意見書を招致委員会に送付
1990年	
1月19～21日	第2回全国スキー協公認セッター養成、認定会（長野・信濃平）
2月3～4日	上級指導員養成学校（長野・戸隠）
2月9日	松清三船氏逝去
2月16日	石川スキー協「河内村スキー場の安全対策について」村長に申入れ
3月3～4日	第16回全国スキー競技大会（長野・小谷村）
3月23～25日	全国中央研修会、上級指導員認定会（長野・戸隠）
3月24～26日	第12回山スキー講習会（新潟・杉の沢）
4月7～8日	第2回全国スキー協会長・副会長会議（東京・目白）
4月14日	「山梨スキー協」発足総会
5月10日	新体連は、JOC堤会長自らの企業利益優先の姿勢を批判され辞任したことについて「JOC新体制の出発にあたって」の理事長談話を発表
5月12日	日本勤労者山岳会創立30周年記念レセプション（東京・日本青年館）
6月	全国スキー協「菅平スキーセンター」建設構想断念
7月13～15日	第8回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）
7月16～17日	全国スキー協第17回総会
8月5日	ヒロシマスポーツマン集会
9月8～9日	第11回東海ブロックスキー交流学習会（三重・専修寺）
9月22～23日	第16回全国リーダー学習会（福島・猪苗代）
10月	「スキー界の現状と未来」土岐良次、「リゾート法と自然保護」星一彰 指導員ハンドブック「よりよい指導法をめざして Skilfull Skiing Tecnic」を発刊 「スキーリーダーテキスト」改訂
11月11日	インタースキー派遣代表団会議
11月23～24日	全国技術委員会合宿（埼玉・狭山）
12月21日	千葉スキー協再建にむけて懇談（千葉・新体連会議室）
1991年	
1月12～19日	第14回インターフルスキー取材団派遣、石川理事長他4名（サンアントン）
2月2～3日	第1回全国スキー協選抜スキー競技大会（長野・信濃平）
	上級指導員養成学校（長野・白馬乗鞍）
2月15～17日	第3回全国スキー協公認セッター養成、認定会（長野・信濃平）
2月20日	新体連、湾岸戦争について「スポーツは平和のために貢献しよう」の談話を発表
3月2～3日	第17回全国スキー競技大会（長野・黒姫）
3月22～24日	全国中央研修会、山スキー、競技スキーコース設ける（長野・乗鞍）
4月20日	全国スキー協顧問と三役の懇談会（東京・池袋）
4月21日	全日本レクリエーションリーダー会議15周年レセプション（東京・新宿）
5月26日	「静岡スキー協」創立
6月15～16日	全国スキー協代表者会議
6月	愛知スキー協「スキー場の安全管理など」で菅平・大松山スキー場に申入れ
6月20日	長野スキー協「長野オリンピック開催決定にあたって」を発表し、オリンピック招致委員会に申入れ
7月5～7日	第8回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）
7月20～21日	第3回全国山スキー委員会（長野・御岳）
8月8～9日	ナガサキスポーツマン平和集会
9月7～8日	第12回東海ブロックスキー交流学習会（岐阜・海津町）

9月21～23日	第17回全国リーダー学習会（富山） 「長野オリンピックとスポーツ運動」広畠成志
11月	第1回「新教程制作委員会」発足
11月24～25日	全国技術委員会合宿（長野・熊の湯）
12月21～23日	山スキーリーダー、指導員研修、講習会（長野・妙高）
12月27～1月3日	シーハイルスキークラブ（葛飾盲学校卒）「海外交流」（フランス・ティーニュ）
1992年	
2月1～3日	全国スキー協「中国・九州ブロック初・中級指導員養成、研修、認定会」（広島）
2月1～2日	第2回全国選抜スキー競技大会（長野・信濃平）
2月15～16日	上級指導員認定会（新潟・石打）
2月26～3月1日	ワールドカップ零石大会
2月29～3月1日	第18回全国スキー競技大会（長野・戸狩）
3月20～22日	全国中央研修会、基礎、山、競技、クロスカントリースキーの4班（長野・戸隠）
3月20～22日	全国山スキー研修会（秋田・田沢湖）
4月18～19日	全国技術委員会合宿（長野・北志賀）
5月9～10日	第2回教程制作委員会（群馬・万座）
6月13～14日	全国スキー協第18回総会
6月21日	「奈良県スキー協」設立総会
7月10～12日	第10回サマーレーシングキャンプ（長野・乗鞍）岩谷高峰講師
8月	全国スキー協「対人・対物賠償責任保険」取扱い開始
8月29～30日	インターラー委員会（長野・野沢）
8月30日	全国技術委員会
9月12～13日	第3回教程制作委員会（東京）
10月	資料ビデオ「カービングへの近道」制作
10月3～4日	北信ブロック学習交流会（新潟・妙高）
10月9～10日	全国組織担当者会議（神奈川・鎌倉）
10月10～11日	第18回全国リーダー学習会（神奈川・鎌倉）
11月21～23日	「インターラーの歴史とスキー指導法の役割」福岡孝純
12月17～19日	「新体連のめざすもの」永井博、「地球環境破壊を考える」本谷勲
1993年	第4回教程制作委員会、技術委員会合同会議（長野・熊の湯）
	全国山スキーリーダー研修会
2月6～7日	第3回全国選抜スキー競技大会（長野・信濃平）
2月3～14日	アルペンスキー世界選手権大会（岩手・零石）
2月13～14日	北海道スキーフェスティバル（旭川）
2月28日	第1回クロスカントリースキー講習会（栃木・奥日光）
3月	資料ビデオ「みんなで試そうカービング」制作
3月6～7日	第19回全国スキー競技大会、年齢別（長野・戸狩）
3月12～15日	全国山スキーリーダー研修会（北海道・十勝岳）
3月13～14日	神奈川スキー協主催「障害者のスキー指導者養成、研修会」（長野・白馬乗鞍）
3月19～21日	全国中央研修会「新教程（案）の実践、検証」（長野・戸隠）
4月	第5回教程制作委員会
4月16～18日	全国技術委員会合宿「教程制作委員会提案の検証・実践」（長野・志賀）
5月	第6回教程制作委員会
6月12～13日	全国スキー協代表者会議
7月9～11日	第11回サマーレーシングキャンプ、講師岩谷高峰（長野・乗鞍）
7月17～18日	東北ブロック会議（宮城・鳴子）
8月7日	ナガサキスポーツマン集会
9月	第7回教程制作委員会

10月16～17日	第19回全国リーダー学習会、スキーシンポジウム（山梨・石和） 「スポーツの質的向上とフェアープレー」和食昭夫、「ターンの秘密」市野聖治 「プロのスキー指導から学ぶ」北村芳則
11月 11月7日	スキーブーツ等破損実態調査開始 「民主主義とスポーツ精神に相入れない小選挙区制に反対する」 「言論の自由を著しく損なう郵便料金の大幅値上げに反対する」特別決議・全国理事会
11月20～22日	第8回教程制作委員会、技術委員会合同会議（長野・志賀）
11月～12月	新教程伝達講習会（4会場）
12月19～21日	全国山スキーリーダー研修会（新潟・妙高）
1994年	
1月8～9日	新教程デモンスト레이ター選考会、6名誕生（長野・夜間瀬）
2月	「スキー靴の突然破壊について」調査開始
2月5～6日	第2回奥日光「歩くスキー講習会」（栃木）
2月12～17日	第4回選抜スキー大会（長野・信濃平） リレハンメルオリンピック取材団派遣（ノールウェイ）
3月	第9回教程制作委員会
3月3日	「スキークラブ・スノーモンスターNAGASAKI」加入
3月6～7日	第20回全国スキー競技大会（長野・戸狩） 記念講演、片桐幹雄氏「競技の楽しさ、長野五輪を展望する」
3月7日	北海道スキー協、奥尻島の子供達にスキー20セットをプレゼント
3月11～12日	障害者スキーシンポジウム（長野・白馬乗鞍）
3月19～21日	全国中央研修会「新教程（案）の実践、検証」（長野・戸隠） 講演「やさしいバラレルスキー」渡辺政子
5月	第10回教程制作委員会 労山と共同で「ゴールデンウイークの山スキー事故防止」を掛け
5月5日	尾瀬至仏山、山スキー教室参加者一時行方不明事故発生
5月24日	五十嵐謙氏逝去、全国スキー協顧問
6月8日	新体連は、文部省、スポーツ議員連盟、JOC、日本協、Jリーグなどに、サッカーライブ法案上程反対の申入れ
6月11～12日	全国スキー協第19回総会
7月1～3日	第12回サマーレーシングキャンプ・岩谷高峰講師（長野・乗鞍）
9月	第11回教程制作委員会
9月23～24日	第20回リーダー学習会、スキーシンポジウム（長野市） 「長野オリンピックに期待するもの」バネラー・丸山仁也、伊東公、栗岩恵一 「新体連運動とオリンピック」伊藤高弘、「オリンピック憲章に学ぶ」伊藤公 「世界の技術と新教程」栗岩恵一
10月22日	「全国スキー協・スキー教程」カリキュラムビデオ完成発表会（東京・目黒）
11月～12月	全国中央研修会「新教程の伝達」、北海道、御岳、志賀、田沢湖（4会場で）
12月23～25日	山スキーリーダー研修会「救急、搬出訓練」実施（長野・乗鞍高原）
1995年	
1月17日	阪神、淡路大震災発生
1月21～27日	第15回インスタースキー（長野・野沢） 全国スキー協、新教程の発表など外国代表との交流・懇談
2月4～5日	第5回全国選抜スキー大会
2月11～12日	第5回奥日光「歩くスキー講習会」（栃木） 第2回レーシングキャンプ（長野・戸狩）
2月21日	神奈川スキー協、秋田県乳頭山で山スキー遭難事故、全員無事確認
3月4～5日	第21回全国スキー競技大会（長野・戸狩）
3月15日	兵庫スキー協理事長「事務所再建、被災クラブ員救援カンパ」の訴え
3月19～21日	全国中央研修会、初の技術検定を実施（長野・戸隠）

3月25～26日	東北ブロック交流スキー（八幡平）
3月31～4月2日	兵庫スキー協「少年、少女スキー」を取組み、被災地の子供を招待
5月6～7日	全国技術委員会合宿（長野・熊の湯）
6月17～18日	全国スキー協代表者会議
6月18日	林野庁の「森林環境整備推進協力金」制度導入の即時撤回をもとめる決議、代表者会議
7月7～9日	第13回サマーレーシングキャンプ、矢重田、馬木講師
7月21～8月1日	海外レーシングキャンプ（オーストリア・ヒンタ・トウークス）
8月8日	ナガサキスポーツマン集会
9月9日	新体連は「フランスの核実験に断固抗議する」声明を発表、シラク大統領に送付
9月9～10日	全国山スキー一部会（長野・戸隠）
9月22日	全国スキー協常任理事会に「協力金」対策委員会を設置
10月2日	決議にもとづき各スキー団体に制度導入撤回で申入れ
10月8日	新体連新名称「新日本スポーツ連盟」に決定、「新日本スポーツ連盟出発宣言」を採択
10月21～22日	第21回全国リーダー学習会（長野・野沢） 「民主スポーツ運動の理論、歴史、実際」長尾正二
11月12日	「長野オリンピックを終点検する」伊藤公、「野沢温泉村とスキー」片桐匡 「スキー技術ニカルテスト」規程制定（全国理事会）
11月13日	新体連創立30周年記念集会（東京・新宿） 「入山料、協力金、林野行政を考える」緊急シンポジウム（労山会議室）
12月2～3日	関東、関越、北信ブロック合同研修会（長野・志賀）
1996年	
1月26～28日	全国山スキー研修会、「深雪、雪崩回避」（北海道・ニセコ）
1月31日	全国スキー協、林野庁へ「協力金」徴収中止の申入れ
2月3～4日	第6回全国選抜スキー大会、豪雪のため中止
2月10～12日	第2回レーシングキャンプ、矢重田、馬木講師（長野・戸狩）
3月1～3日	ワールドカップ白馬大会
3月9～10日	関西ブロック氷の山、山スキー（兵庫）
3月2～3日	第22回全国スキー競技大会（長野・戸狩）
3月16～17日	第4回奥日光歩くスキー講習会（栃木）
3月22～24日	第1回国際スキー技術選手権大会（長野・野沢）
4月6～7日	全国中央研修会「教程の理解を深める」（長野・戸隠）
4月21日	東海山スキー交流会（御岳）
4月23日	山岳4団体、プラスチック靴の突然破壊でシンポジウム
4月24～5月5日	窪田治喜氏逝去、富山スキー協元事務局長、元全国理事 愛知スキー協「オートルート」全員完走、13名参加（スイスアルプス）
6月8～9日	第20回全国スキー協総会
6月9日	「山スキーリーダー制度」制定（総会）
7月12～14日	第14回サマーレーシングキャンプ、講師八重田（長野・乗鞍高原）
8月5日	ヒロシマスポーツマン集会
8月31～9月1日	全国山スキー一部会（長野・乗鞍）
9月1日	東北ブロック会議（岩手・盛岡）
9月21～22日	第22回リーダー学習会、スキーインボジウム（東京・代々木）
10月26～27日	九州・中国ブロック学習交流会（福岡・築穂町）
11月22～24日	全国技術部会（長野・志賀）
12月29日	生田義三氏逝去、全国スキー協元副会長、名誉会員
1997年	
1月26～28日	全国山スキーリーダー研修会（北海道・ニセコ）

1月3～9日	「視覚障害者のための基礎スキー技術」葛盲シーハイル（サンモリッツスキースクール）
	第7回全国選抜スキー競技大会、大雪のため中止
2月1～2日	第6回レーシングキャンプ（長野・戸狩）
2月8日	全国競技部会（長野・戸狩）
2月28～3月2日	第23回全国スキー競技大会（秋田・田沢湖）
3月8～9日	第5回奥日光歩くスキー講習会、「テレマークスキー」（栃木）
3月8～9日	ワルドカップスキー男子大回転、回転（長野・東館）
3月21～23日	全国中央研修会（長野・戸狩）
3月21～23日	第2回国際スキー技術選手権大会（長野・野沢）
3月27～31日	兵庫スキー協、第21回春休み少年少女スキー（長野・木曾）
4月	「サッカーくじ法案」反対の抗議運動展開
4月12～13日	全国スキー協公認セッター研修会、講師河野政男（長野・野沢）
4月19～20日	全国技術部会（長野・志賀）
5月	長野オリンピック「滑降スタート地点問題で」見解を発表
6月14～15日	全国スキー協代表者会議（東京・渋谷）
6月20日	「福井スキー協」結成総会、3クラブ、会長大石隆章
7月6日	東北ブロック会議、ブロック役員選出（岩手・盛岡）
7月11～13日	第15回サマーレーシングキャンプ、大雨のため中止
8月30～31日	全国山スキー部会（長野・戸隠）
9月13～14日	第18回東海ブロック交流学習会（静岡・方広寺）
9月25日	第1回対政府交渉、文部省、消防庁、運輸省、建設省、警察庁
9月28日	西日本ブロック代表者会議（広島）
10月19日	関西ブロック会議（大阪）
10月24～26日	第1回クラブ活動交流セミナー（長野・南箕輪村）
	「クラブ活動とリーダーの役割」増岡敏和、「労山はなぜ今元気なのか」野口信彦
11月	「山スキーリーダー」養成学校テキスト発行
11月23～24日	第1回山スキーリーダー養成学校、座学（東京・豊島）
12月6～7日	全国中央研修会、「基礎技術研修と応用技術」（長野・志賀）
1998年	
2月7～21日	第18回冬季オリンピック開催（長野）
2月14～15日	中・上級指導員認定会（新潟・石打）
2月28～3月1日	レーシングキャンプ（長野・信濃平）
3月5～日	第7回冬季パラリンピック長野大会開催
3月13～15日	第24回全国スキー競技大会（長野・戸狩）
4月10～12日	第1回全国山スキーリーダー養成学校（長野・木曾）
6月13～14日	第21回全国スキー協総会

オリンピック憲章抜粋 (1991年度版)

根本原則

1. 近代オリンピックの生み親は、ピエール・ド・クーベルタンであった。氏の提案にもとづて、1894年6月に、「パリ国際アスレチック会議」が開催された。
国際オリンピック委員会(IOC)が発足したのは、1894年6月23日であった。
2. オリンピック精神は、肉体と意志と知性の資質を高揚させ、バランスのとれた全人のなかにこれを結合させることを目指す、人生哲学である。オリンピック精神が求めるのは、文化や教育とスポーツを一体にし、努力のうちに見出されるよろこび、よい手本の教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重、などをベースにした、生き方の創造である。
3. オリンピック精神の目標は、スポーツを、あらゆる場で、人間の、調和のとれた発育に役立てるにある。またその目的は、人間の尊厳を保つことを大切に考える平和な社会の確立を促進することにある。
4. IOCが率いる「オリンピック運動」は、近代オリンピック精神にその端を発している。
5. 「オリンピック運動」は、最高機関IOCの下で、各種組織、選手、その他の人たちを統括する。彼らは、「オリンピック憲章」によって導かれることに同意した人々である。
「オリンピック運動」に所属するための基準は、「IOCによる承認」である。
6. 「オリンピック精神」は、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯感、フェア・プレーの精神をもって相互に理解しあうことを要求する。「オリンピック運動」の目的は、「オリンピック精神」にもとづいておこなわれるスポーツを通して青少年を教育することによって、平和で、よりよい世界をつくることに貢献することにある。
7. 「オリンピック運動」の活動は、恒久的かつ普遍的なものである。その頂点に立つのが、世界中の選手を一堂にあつめて開催される、偉大なスポーツの祭典、「オリンピック競技大会」である。
8. 「オリンピック憲章」は、IOCが採択した基本原則、規則および細則を成文化したものであり、「オリンピック運動」の組織および運営を支配し、「オリンピック競技大会」開催のための諸条件を規定するものである。

第Ⅰ章 オリンピックムーブメント

1 最高機関

- 1-IOC（国際オリンピック委員会）は、オリンピックムーブメントの最高機関である。
- 2-いかなる資格においてでも「オリンピックムーブメント」に参加する個人もしくは団体は、「オリンピック憲章」の規定の拘束を受け、IOCの決定に従わなければならない。

2 IOCの役割

IOCの役割は、「オリンピック憲章」に従い、率先して「オリンピック精神」を普及させることにある。この目的のために、IOCは：

- 1-競技および競技大会の調整、開催、育成を奨励する。
- 2-正当な権限をもつ、公共団体や民間の機関、政府当局と協力して、スポーツを人類のために役立てるよう、努力する。
- 3-「オリンピック競技大会」が確実に定期的に開催されるようにする。
- 4-「オリンピックムーブメント」に悪い影響を及ぼすいかなる形の差別とも闘う。
- 5-スポーツ道徳の普及を支援し、奨励する。
- 6-スポーツの場では、確実に、フェア・プレーの精神が勝ち、暴力は締め出されるよう、努力を捧げる。
- 7-スポーツにおけるドーピング（麻薬・興奮剤の投与）と、率先して闘う。
- 8-選手の健康を危険にさらすことのないよう、その防止を目的とした手段を講じる。
- 9-スポーツや選手が、いかなる形でも、政治もしくは営利に、濫用されることに反対する。
- 10-環境問題への責任ある関心を示す、という条件で「オリンピック競技大会」が開催されるよう、取り計らう。
- 11-IOC（国際オリンピック・アカデミー）をサポートする。
- 12-その他の機関で、オリンピック教育に専念するものをサポートする。

体育・スポーツ国際憲章

ユネスコ第20回総会（1978年11月21日）

ユネスコ総会は、パリで第20回総会を開き、1978年11月21日国際憲章において、人民は基本的人権と人間の尊厳および価値への信念を宣言し、社会的進歩と生活水準の向上とを促進する決意を確認したことを想起し、世界人権宣言によって、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別をも受けることなく、そこに掲げられているすべての権利と自由を享有していることを想起し、人権の効果的な行使のための基本的条件の一つは、すべての人は肉体的、知的、道徳的能力を自由に発達させ保持すべきであること、したがって体育・スポーツをおこなうことがすべての人びとに保障されるべきであることを確信し、人間の肉体的、知的、道徳的能力を保持し発展させることは、国民的および国際的レベルで生活の質を向上させることを確信し、体育・スポーツは、諸国民の豊かな発達の基礎である基本的な人間に価値を説くことに、より効果的に貢献すべきであると信じ、したがって体育・スポーツは、フェアな競争、連帯と友情、相互の尊敬と理解、人間の高潔と尊厳を完全に尊重しながら、諸国民間および個々人間の親密な交流の促進を図るべきであることを強調し、工業国と発展途上国は、その間に存在し続いている、体育・スポーツの自由で普遍的な享受にかんする格差の縮小のための責任と義務を負っていることを考慮し、体育・スポーツを自然環境のなかで一体化することは体育・スポーツを豊かにし、地球資源の尊重と、人類全体のより大きな幸福のために保存し使用する関心とを呼び起こすことを考慮し、世界に存在するトレーニングと教育の形態の多様性を考慮し、しかし諸国間のスポーツ構造の相違にもかかわらず、体育・スポーツは健全な身体と健康だけでなく、全面的でバランスのとれた人間の発達にも貢献することは明白であることに注目し、さらに、体育・スポーツにたいする権利が全人類にとって現実のものとなるには、非常に大きな努力が必要であることを考慮し、人民間の平和と友好のための、体育・スポーツに責任をもつ世界の政府組織および非政府組織の協力の重要性を強調し、体育・スポーツの発展が人類の進歩になり、その発展を促進し、政府、関係の非政府組織、教育者、家庭および個人の導きとなり、広め、実践することを促すためのものとして、この国際憲章を宣言する。

第1条 体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である。

1・1 すべての人間は、人格の全面的発達にとって不可欠な体育・スポーツに親しむ基本的権利を持っている。肉体的、知的、道徳的能力を伸ばす自由は、教育的体系および社会生活の他の側面においても保障されなければならない。

1・2 すべての人は、自国のスポーツの伝統にしたがって、自己の身体的適応性を高め能力に応じたスポーツ水準を達成するよう、体育・スポーツの十分な機会を持たねばならない。

1・3 学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、身体障害者がその要求に合致した体育・スポーツプログラムにより、その人格を全面的に発達させるための特別の機会が講ぜられなければならない。

第2条 体育・スポーツは全教育体系において生涯教育の不可欠の要素を構成する。

2・1 体育・スポーツは、教育と文化の不可欠の要素として、社会の完全な構成員としてのすべての人間の能力、意志力および自律心を発達させなければならない。身体活動の継続とスポーツの実践は、全世界的な、生涯にわたる民主化された教育によって生涯を通じて保障されなければならない。

2・2 個々人のレベルでは体育・スポーツは健康維持と増進に貢献し、健全な余暇へのとりくみを提供し、現代生活の欠点の克服を可能とする。社会的レベルでは、それは社会関係を豊かにし、スポーツだけではなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレイを発達させる。

2・3 あらゆる総合的教育体系は体育・スポーツに不可欠の地位と重要性を与え、身体的活動と教育の他の要素のバランスを確立し、結びつきを強化しなければならない。

第3条 体育・スポーツプログラムは個人および社会の要求に合致しなければならない。

3・1 体育・スポーツのプログラムは、各国の制度的、文化的、社会経済的、風土的条件とともに、体育・スポーツをおこなう人びとの要求と特徴に一致するよう計画されなければならない。それは社会的に恵まれないグループの要求に優先権を与えないなければならない。

3・2 一般に教育の過程では、体育・スポーツプログラムはその内容と計画表双方によって個々人の十分な発達に役立つ習慣と行動様式をつくりだすのを助けるものでなければならない。

3・3 競技スポーツは、たとえそれが華々しい様相を呈していても、オリンピックの理想にしたがって、それを最高の典型としている教育的スポーツの目的につねに役立つとして利潤を追求する商業的関

心に影響されてはならない。

第4条 体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は有資格者によって行わなければならない。

4・1 体育・スポーツに専門的な責任を負うすべての人は、適切な資格と訓練を必要とする。彼らは多数のなかから慎重に選ばれ、十分な専門的レベルに到達するよう初步的および高度な訓練を与えられなければならない。

4・2 適切な訓練と指導を受けたボランティアの人びとは、総合的なスポーツの発展に非常に貢献をし、住民が体育・スポーツ活動の実践と組織に参加するのを励ますことが出来る。

4・3 体育・スポーツのための指導者をトレーニングするための適切な機構が設置されなければならない。そのような訓練を受けた人びとは、その遂行している任務にふさわしい地位が与えられるべきである。

第5条 十分な施設と設備は体育・スポーツに不可欠である。

5・1 学校内および学校外双方の体育・スポーツに関係したプログラムへの密度濃くかつ安全な参加という要求に合致するように、適切で十分な施設と設備が供給され、設置されなければならない。

5・2 あらゆる段階の政府、公的機関、学校および適当な私的機関は、協力し、ともに計画し、体育・スポーツの施設、設備、用具を提供し、最適な条件で利用できるようにする義務がある。

5・3 自然環境によって与えられた機会を考慮しながら、農村や都市の開発計画は体育・スポーツの施設、設備、用具にかんして長期的必要への対策を含むことが必須である。

第6条 研究と評価は体育・スポーツの発展に不可欠の要素である。

6・1 体育・スポーツにおける研究と評価はあらゆる形態のスポーツの進歩に役立ち、トレーニング方法、組織、管理手順はもちろん、関係者の健康と安全の改善をもたらすものでなければならない。それによって教育制度は、よりよい教育方法や到達水準を開発するよう計画された改革から恩恵を受けるだろう。

6・2 科学的研究は、この分野との社会的関係を見逃してはならないが、体育・スポーツへの不適当な適用の余地がないような方向に向けられなければならない。

第7条 情報および資料は体育・スポーツの振興を助ける。

7・1 体育・スポーツにかんする情報、資料の収集、準備、普及は大いに必要である。とくにプログラム、実験および活動にかかる研究と評価の結果の情報を普及することが必要である。

第8条 マスメディアは体育・スポーツに積極的影响をおよぼさなければならない。

8・1 情報の自由の権利を侵害することなく、マスメディア関係者すべてが体育・スポーツに具体化されている社会的意義、人間的目標および道徳的価値を顧慮するという責任を十分に認識することが不可欠である。

8・2 マスメディア関係者と体育・スポーツ専門家の間の関係は体育・スポーツに積極的影响を与え、客観的で根拠ある情報を保証するために密接で相互信頼にもとづかなければならない。メディア関係者の訓練が体育・スポーツ関係の要素を含むべきである。

第9条 国家機構は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす。

9・1 あらゆる段階の公的機関および特殊な非政府組織は、教育的価値がもっとも明白な体育・スポーツ活動を奨励することが肝要である。その活動は、法令や規則を実施し、物的援助を提供し、またその他の奨励、激励、既成の措置を講ずることから成り立つ、公的機関はまた、これらの活動を促進する財政措置を保障するものである。

9・2 体育・スポーツに責任あるすべての機関は、一貫した、全面的な、そして地方分権的な活動計画を、生涯計画のワク組みのなかで促進し、義務的な身体活動と自由で自発的におこなわれる身体活動とのあいだの連係および調整を考慮する義務がある。

第10条 國際協力は体育・スポーツの全体的でバランスのとれた振興に必要不可欠である。

10・1 國家および関係国を代表しあつ体育・スポーツに責任をもつ国際的、地域的政府間組織、非政府組織は、国際的な二国間および多国間協力で体育・スポーツにより大きな地位を与えることが肝要である。

10・2 國際協力は、この分野での内からの発展を促し刺激するために、まったく私心のない動機によって推進されなければならない。

10・3 世界共通語としての体育・スポーツにおける協力と相互利益の追求を通じて、すべての人民は恒久平和、互恵、友好の維持に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作りだすであろう。関係する各国機関と国際機関、政府機関と非政府機関のすべては、それぞれの固有の権限の尊重を基礎にして、世界の体育・スポーツの発展をかならず援助するだろう。

【体育・スポーツ国際憲章】新7条加わる

伊賀野 明（新日本スポーツ連盟副理事長）

《スポーツ権シンポジウムを予定》

新日本スポーツ連盟は、ユネスコ総会で1978年に採択された「体育・スポーツ国際憲章」（注1）20周年を記念しての「スポーツ権シンポジウム」の開催を、本年12月13日に東京で予定しています。

この開催の意味は、スポーツ連盟がその創立以来、堅持してきた「スポーツは万人の権利」という目標、理念をいかに我が国において実現しようとしてきたのか、そのことが1978年のユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」の制定20年の歩みと、どのようにかかわるかを検証しようというものです。

《8年前に憲章の改訂が！》

おりしも、このような準備を進めている最中に、ある研究書からひとつの情報がもたらされました（注2）。それは、「体育・スポーツ国際憲章」の一部改訂（条文の新規挿入）が行われていたこと、それも1991のことであり、さらに、内容がスポーツ精神、スポーツの倫理面に関するものであり、92年のヨーロッパスポーツ倫理綱領にも反映されているということです。

《何が「改訂」されたのか？》

20年前の「体育・スポーツ国際憲章」は採択時点では前文および10条の構成でしたが、今回は6条のあとに新7条を新設し、これまでの7条を8条に読み替えし11条になったものです。

挿入条文についての訳文は全文紹介されていますが、ここでは、あえて項目風に紹介します。まず、7条の主文では「体育・スポーツの倫理的道徳的価値を保護することは永遠の関心事である」とし、「倫理的道徳的価値の保護」が中心テーマです。7条の項目は4項にわたって述べられています。

- ①暴力、ドーピング、過度の商業化がスポーツを変質させている事態に特別の対処が必要。
- ②これを実現する場としてスポーツ・体育活動に関する教育計画の重視。
- ③スポーツマンとりわけ子供たちに対して過度なトレーニングや精神的圧迫の危険性に留意すべき。
- ④ドーピングに反対することは、スポーツに参加する権利の擁護と結びついていかなる努力もおしむべきではない。そのためにあらゆる関係機関・関係者がかかわるべき。（_____は筆者、以下同じ）

《「スポーツの変質化」への対応が大問題に》

7条の眼目は、時代的に分析すると88年のソウルオリンピックの100m金メダリストのベン・ジョンソン（カナダ）の過度の商業主義に起因するドーピング、89年11月のベルリンの壁崩壊以降の東ドイツなどの国家ぐるみのドーピングなどにみられる「スポーツの変質化」への対応は「スポーツの倫理的道徳的価値の保護」にあることを明確に述べ、しかもそれには、競技者や国民のスポーツ権の擁護と結合して対応すべきだと述べていることにあるように思われます。

《憲章全体のスポーツの位置付けに対する確信から》

ユネスコは、スポーツの変質化に直面して、憲章をあわてて「改訂」したのではありません。すでに、憲章の前文や各条文にはこの見地は十分に示されています。つまり、「すべての人は肉体的・知的・道徳的力を自由に発達させ保持すべきである」（前文）とし、そのためには、「体育スポーツを行うことがすべての人びとに保証されるべき」、（前文）、「基本的権利」（1条）であるとしているからです。

憲章は、この道徳的力を自由に発達させることの積極的な意義を、「体育スポーツはフェアな競争、連帯と友情、相互の尊厳と理解、人間の高潔と尊厳を完全に尊重しながら、諸国民間および個々人間の親密な交流」を生みだし、「体育スポーツは、教育と文化の不可欠の要素として、社会の完全な構成員としてのすべての人間の能力、意志力および自律心を発達させなければならない」、「社会的レベルでは、それは社会的関係を豊かにし、スポーツだけでなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレイを発達させる」などと、個人のレベルから社会的レベルまで随所にわたって指摘しています。

91年の条文改訂は、憲章全体の意義を今日的にも一層高めているといえるものです。

注1 「体育・スポーツ国際憲章」は1978年11月12日にユネスコ第20回総会で採択された。「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」という条文で有名。

注2 「たのしい体育・スポーツ」（学校体育研究同志会/機関誌・98年7月号）掲載の「体育・スポーツ国際憲章の改訂って本当？」早川武彦氏（一橋大学）執筆。

注3 月刊誌「体育科教育」（96年11月号）の『新ヨーロッパ・スポーツ憲章に学ぼう』・池田勝氏（大阪体育大学）執筆。

1998年8月17日

「スポーツ宣言」(前文のみ抜粋)

1968年10月11日・メキシコ
スポーツ・体育国際評議会

前文

スポーツ

- 1 遊技（プレイ）の性格をもち、自己あるいは他者とのたたかい、あるいは自然の構成要素との対決をともなう身体の活動は、すべてスポーツである。
- 2 この活動が競争をともなう場合には、それはつねにスポーツマンシップの精神によって遂行されなければならない。フェアプレイの理念なくして真のスポーツはあり得ない。
- 3 以上のように定義されるスポーツは、すばらしい教育手段である。

スポーツ・グループ

- 1 競争における誠実さは、競技場でうちたてられる価値の真正さの保証である。それはスポーツの世界に人間性を与える。
- 2 スポーツは、人びとを喜びと誠実さの雰囲気のなかに集わせる。それは人びとが、お互いにより全面的に知り、尊敬できるようにし、連帯の感情、気高い無私の行為への嗜好を目覚めさせる。それは兄弟愛の理念に新しい次元を与える。
- 3 スポーツ・グループは一つの家族である。各人がそこに見いだすであろう思いやりと人間的あたたかさ、スポーツ競技のなかで創造されうる友情が、その結合の秘密である。

スポーツをつうじての人間の発達

- 1 スポーツは、個人のそれぞれの必要と能力に応じて行われるならば、健康とバランスの源となる。
- 2 スポーツは人間を、日常生活の必要の外に広がっている分野で行動し、参加させる。スポーツはその人の能動性と責任感への志向を発達させる。
- 3 スポーツは人間に自分自身を知り、表現し、向上する機会を与える。それは、人間がみずから行動を訓練し、能率を高めることを可能にする。人間をある体力的限界から解放し、そうすることによって、ほとんど顧みられることのないある自由——「身体的自由」を明らかにする。
- 4 スポーツは個人の発達の一要素として、またすべての社会的機構の不可欠の一部として、人類の進歩に貢献する。

すべての人びとのスポーツをする権利

- 1 スポーツはすべての教育制度の不可欠の一部でなければならない。それは若者のバランスと完全な教育のために必要であり、かれらが成人したのちの生活における余暇の健全な利用を準備する。
- 2 人種、政治的あるいは宗教的理由でスポーツの機会を制限しようとしたり、あるいはいかなる種類であっても差別を設けようとしたりすることは、スポーツ精神とは相いれない。
- 3 すべてのスポーツマンは、それぞれの社会的背景に関係なく、スポーツにおいて、その全力を尽くす機会をもつ。
- 4 スポーツ施設は、すべての人びとが、みずから選んだスポーツを良好な条件のもとで行えるようにするものであるべきである。

スポーツマンの義務

- 1 スポーツマンはルールの精神と文面に完全な誠実さでしたががわなければならない。
- 2 スポーツマンは競技前、競技中、競技後に、相手と競技役員を尊重しなければならない。いかなる場合も、スポーツマンは公衆に対して正しい態度を保たねばならない。
- 3 スポーツマンはつねに自己抑制を維持し、平靜さと尊厳を保たねばならない。スポーツマンはそのすべての力を勝利を得るために注ぐが、敗北の後に生じうる落胆や、勝利からときおり起りこりうる虚栄心を避けることができる。スポーツマンの最高の報償は、努力の結果の幸福と喜びである。

スポーツ指導者の義務

- 1 指導者は身体的、精神的教育の使命をもっているのであって、みずからがこの責任にふさわしいことを証明しなければならない。指導者はとくにアマチュアリズム——これなくしてはスポーツはその基本的な徳性の一つを失うであろう一の理念を保持する任務をもっている。
- 2 指導者は余暇スポーツの社会的・文化的性格を認識し、みずからが率いるグループのなかに、単なるスポーツの利害を超えた、広い基盤の連帶をつくりだすよう努めねばならない。

3 指導者はその活動のなかで、つねに、スポーツをつうじての人間の発達という理念を尊きとしなければならない。指導者はフェアプレイが万人に尊重されるよう配慮しなければならず、そうすることで人類と平和に貢献するというスポーツの目標を促進する。

スポーツの人類への貢献

スポーツは、あれこれの形であらゆる文明、最古の文明の中でさえ存在していた。19世紀と20世紀に新しい進化を遂げ、広範に広まった。その実施は、多くは経験的に個人の自発的な行為をつうじて、またクラブやさまざまな国内・国際スポーツ組織をつうじて、発達した。多くの前進が成し遂げられ、多くの問題が解決され、フェアな競技が保証され、スポーツが参加者全員の最良の利益に奉仕するための措置がとられるようになった。

このようにして組織されたスポーツが人類の幸福に実質的に貢献してきたことは疑いない。ピエール・クーベルタン男爵の展望と勇気に励まされ、社会における正当な地位をスポーツ活動に与え、オリンピック大会の意義を高めることに成功した人びとの願いは、十分に正当なものであった。

変化の世界での新しい諸問題

過去50年間、とりわけ最近の25年間に、人類は大きな諸問題に直面してきた。

経済的、ヨーロッパ的変革は人間の生活条件を改善した。しかし同時にそれは人間の健康と、とりわけ心のバランスにあらたな危機をもたらした。こうして、日常生活における身体的運動の要求を減退させ、長時間の緊張、瞬時の反応、複雑な運動調整など、とりわけ神経面にあらたな強制をうみだした。

同時に、世界で起こった変化とそこから生起したあらたな問題により、スポーツはかなり進歩し、さまざまな社会グループのあいだに、そしてすべての国で普及した。

たしかに、スポーツだけですべての問題が解決されるわけではない。しかし、一般的にいって、スポーツは一般に創造されているよりはるかに大きく問題の解決にも貢献する。

今日の変化のなかにはスポーツとともに関係しているものがある——

1 産業の過程の発達は、ある人びとには新しい技術と熟練を求めるとともに、同時にしばしば、高い神経的緊張と細かい単調な仕事を課している。

2 産業化の過程は都市の成長と拡大をもたらした。これが全般的環境と生活スタイルの変化——遠くなつた自然、ゆるんできた家族の絆、支配的になった消費文明、長時間の疲れる毎日の通勤、没個性的な日常生活などの原因である。

3 自己啓発のための余暇時間は不斷に増加しているが、同時に、個人の自発性や創造性をのばす可能性はなにもない、ただ、受動的参加のみが要求されるような余暇時間も増加した。

4 知識が急速に増加し、それへの継続的な順応の必要性から、余暇時間のなかで恒常的な知識の習慣に費やす時間をつねに増やさねばならない。

5 今日では精神活動が肉体活動よりもはるかに重要になっている。力の本質、持久力と機敏さを發揮する機会はいぜんとしてあるにはあるが、それはますます減ってきてている。

6 身体活動——たとえば身体的勇気や活力にあらわれるなんらかの人格の本質は、たとえ現代世界が宇宙や深海や遠隔の地を開拓し、高いレベルの身体的、精神的な質が要求される少数の「開拓者」に新しい展望を切り開くとしても、ほとんどの人にとっては毎日の生活の中での発揮する機会は以前よりも少なくなっている。

以上のあらたな問題の解決へのスポーツの貢献——肉体運動、闘争、ゲームとしての、そして社会活動に参加する機会としてのスポーツは、個人に不可欠の一定の趣味や要求を満たす。これは、スポーツがなぜいつも万人を楽しませているのか、を説明している。しかしながら、現代文明はスポーツにますます重要性を与え、専門の職業もうみだした。

スポーツは、現代生活の緊張に対処するための不可避の要素になりつつある。スポーツは、産業化、都市化、機械化のもたらすものに脅かされた人間の体と心のバランスに貢献する。

それは青年の人間形成の特別な手段である。ほとんどの場合すべてが知識の習得のみに集中される教育制度においては、スポーツは行動の基本となる一定の人格の質を促進し、発展させる、スポーツは、肉体と精神と意志を同時に働かせるというきわめてまれな活動の一つである。

それは参加と自発をうながす能動的な余暇行為でもある。その多様性とそれがもたらす応用の可能性は、だれもがその適正と欲求におうじ自分の資質を表現し、発揮することを可能にするものである。当然その結果、スポーツはくつろぎや楽しみや豊かな人格の成長を与えることによって、余暇問題に有意義な解決を与える。

それは、金銭や職業的成功に基づく位階性とは無縁で、同志愛と兄弟愛の精神がゆきわたった社会グ

ループの創設を可能とし、そして人間関係の新しい次元を実現する。したがって、それは楽しい、地域的、全国的そして国際的な交流の具体的基礎となる。スポーツはそれ自体が文化の必須の要素である。それは、倫理、生活方法、道徳的態度を授け、また同時に自分自身と他者の理解を生き生きともたらす。いくつかの形態で、とりわけ野外での活動で、スポーツは人間の感性を発達させる。

スポーツは科学を活用し、それを支援する。生理学的、社会学的、心理学的、教育学的側面からの身体活動の科学的分析、人間の歴史的、美学的、哲学的本質に関する研究、医学的、技術的分野での応用研究などによって、スポーツ現象はいっそう理解され、なにをなすべきかよりよくわかり、人間科学の大きな発達をうながす。

以上われわれが述べたすべてのこととは、われわれがとりあげた諸変化が発展途上国よりも工業国でのほうにみられるものであっても、工業国だけでなく発展途上国にも関わるものである。しかし、われわれはとくに「第三世界」諸国に関する問題を考えなければならない。この国々にとっては、スポーツの発展は、飢餓、低開発、出生率の増大、あるいは社会的に不適応な行動などとのたたかいに比べれば重要性が低いことは明らかである。それでもなお、スポーツはそれ自身正当性があり、人びとの健康、抵抗力、能率改善、国の統一の強化、国際生活への参加の促進、人種的緊張の緩和などの助けとなり、つまり短く言えば発展の過程を促進するので、スポーツを開発計画に含めなければならない。

したがって、活動としてのスポーツは非常に一般的方法で、現代世界のさまざまな要求にとくに適応される。人間の発展とよりよい社会的な統合において、スポーツは今後、これまで以上に決定的な役割を果たし得るし、果たさなければならない。

今後は、われわれが自由にできるあらゆる手段は、この活動を発展させるために使用されなければならない。いかなる立場であれ、人間と社会の将来に関心をもつ者は、この方向で必要な措置を講ずるようにつとめなければならない。

この宣言の目的はかれらに自己の責任を想起させることであり、スポーツの主要な三つの分野、すなわち、学校でのスポーツ、余暇のスポーツ、競技スポーツ、においてとられるべき行動の種類を確立することである。

(瀬谷 実・訳)

「スポーツの民主的発展のために—日本共産党のスポーツ政策—(1992年6月20日発行、初版)より転載

資料4

新ヨーロッパ・スポーツ憲章

(1992年5月 ギリシャ・ロードス島 / 第7回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議採択)

資料出所=「体協時報」93年2月号（日本体育協会発行）

第1条 憲章の目的

各国政府は、スポーツの振興が人間の発達に重要な要因であるとみなし、「スポーツ倫理綱領」で宣言された諸原則に従って、次に示した目的を達成するために、本憲章の条項を適用するための必要な措置を講ずる。

- i 個人はだれしもスポーツに参加することができる。とくに
 - a すべての青少年が体育の指導を受ける機会と、スポーツの基礎技術を修得する機会を保証する。
 - b だれもが安全かつ健康な環境のもとで、スポーツおよび身体レクリエーション活動に参加する機会を保証する。
- さらに、適切なスポーツ機関と協力して、
- c スポーツに興味と能力をもつ者はだれでも、そのスポーツの競技水準を高め、個人の定めた到達水準、あるいはまた一般に認められた高度な水準にまで究める機会を保証する。
- ii スポーツおよびスポーツ選手を、政治、商業、金銭上の弊害から守り、薬物乱用などスポーツ界の不正かつ品位を低下させる風潮を抑えることによって、スポーツの道徳的倫理的基盤とスポーツに関与する人びとの尊厳と安全を守り、高めていく。

第2条 憲章の定義および範囲

1. 本憲章の目的に関連して
 - a “スポーツ”とは、気軽にあるいは組織的に参加することにより、体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルの競技成績の追求を目的とする身体活動の総体を意味する。
 - b 本憲章は、以下の教程で宣言された倫理的諸原則および政策指針を補完するものである。
 - i スポーツ大会、とくにサッカーの試合における無法・暴力行為に関する協定
 - ii ドーピング禁止協定

第3条 スポーツ振興活動

1. 公共機関はスポーツ振興活動を支援していくことにその主要な役割を担っている。したがって、本憲章の目的を遂行するために、スポーツの振興と協同のために必要な機構の設置など、非政府機関のスポーツ団体との密接な協力が不可欠である。
2. 民間スポーツ団体の活動をとくに支援することにより、ボランティア精神と運動の促進が奨励される。
3. 民間スポーツ団体は、法の下での主体的な意志決定過程を確立する権利を有する。政府およびスポーツ団体は、それぞれの決定に対して相互に敬意を払うことを認める。
4. 本憲章の条項のいくつかの履行は、政府もしくは非政府のスポーツ機関・団体にその任務が委ねられる。
5. 各スポーツ団体が、スポーツおよびスポーツ選手に対する弊害を避けることを保証すると共に、スポーツ団体間相互の、あるいは、スポンサーによるマスコミなどの潜在的パートナーとの相互利益をもたらす協力関係を確立することを、奨励すべきである。

第4条 施設および活動

1. 性別、民族、人種、言語、宗教、政治などの信条、国もしくは社会的出身地、少数民族国家集団、財産、出生状況などにより差別を受けることなく、スポーツ施設の利用とスポーツ活動への参加が認められる。
2. すべての市民がスポーツに参加する機会をもつことを保証し、必要な場合には障害者や社会経済的に恵まれない人びと、さらにまた豊かな才能に恵まれた青少年に対しても、スポーツへの参加を効果的に促す特別な措置を講じる。
3. スポーツへの参加状況は、施設の多様性と利便性にある程度依存している。したがって、施設の全体計画は公共機関の責務と認められる。提供されるべき施設の範囲は、利用可能な公共、民間、商業、その他の施設まで含めて考慮する必要がある。施設の責任は、国、県（州）、市町村それぞれの事情を考慮し、計画の段階で望ましい運営、安全性、最大活用が確保される措置を組み入れる。
4. 身障者や精神障害者など、障害者や恵まれない人びとがスポーツ施設を容易に利用できるように、

スポーツ施設の管理責任者（オーナー）は、適切な対策を講じるべきである。

第5条 スポーツ基盤の形成

青少年の体力の向上、基盤的なスポーツ技術の修得、さらにスポーツ実施を促進するための必要な対策を講じる。とくに、

- i　すべての児童生徒に対して、スポーツ、レクリエーション、体育のプログラムおよび施設が提供され、このための十分な時間があてられる。
- ii　すべての学校において、この分野での資格のある教師の研修を保証する。
- iii　義務教育修了後も、引き続きスポーツに参加できる機会を確保する。
- iv　学校あるいはその他の教育機関と学校スポーツクラブ、地域スポーツ間の望ましい連係関係の発展を促す。
- v　学校および地域社会のスポーツ施設の共同活用を推進する。
- vi　両親、教師、コーチ、指導者が青少年に働きかけて、彼らが規則的に身体運動に取り組むような風潮を助長する。
- vii　初等教育の段階から、児童に対してスポーツ倫理の教育を施す。

第6条 参加の促進

1. スポーツの参加の目的がレジャー・レクリエーションのため、あるいは健康づくりや競技力の向上を目的として実施されるにしても、適切な施設とプログラムすべてを提供し、また資格のあるインストラクター、指導者、“アニメーター”を配属することにより、あらゆる層の人びとにスポーツ参加を呼びかける。
2. 職場におけるスポーツ参加の機会を促すことは、バランスのとれたスポーツ施策にとって不可欠であるとみなされる。

第7条 競技力の向上

高度なレベルのスポーツ活動に関しては、関係スポーツ団体の協力のもとに、適切かつ特別な方法で支援し、奨励される。このための支援として、才能ある選手の発掘と相談指導（カウンセリング）、望ましい施設の提供、スポーツ医科学による支援と監督（ケア）、科学的コーチングおよびコーチ教育など指導体制の奨励、適切な運営組織と競技の場を提供するスポーツクラブへの援助などが含まれる。

第8条 トップレベルおよびプロ・スポーツへの支援

1. 顕著なスポーツ資質を発揮するスポーツ選手に対して望まれる。直接もしくは間接の支援の方法に関しては、選手個々の人格、身体、道徳のすべての面で、彼らのスポーツおよび人間的な能力を最大限に高めていく機会を与えるために、スポーツ団体と協力してその方法を検討する必要がある。そのような支援の方法として才能の発掘、トレーニング施設機関でのバランスのとれた教育、優秀なスポーツ選手としての活躍期間中および現役引退後における生活基盤（キャリア）の準備による、社会への円滑な適応などが含まれる。
2. プロスポーツの組織および運営は、適切かつ法的資格を有する組織体によって推進される。プロとしてスポーツに関わる人びとに対してはそれ相応の社会的地位と保障、さらにあらゆる弊害から守る倫理的な防衛手段が与えられるべきである。

第9条 人的資源

1. スポーツ振興のすべての側面を担う指導者の資格および学位（diplomas）を与えるために、適切な機関による研修養成コースの開設が奨励される。そのような研修コースは、各種、各レベルのスポーツ・レクリエーション参加者のニーズに合致しており、さらにボランティアあるいは専門職として働く指導者の両者（リーダー、コーチ、監督、審判員、ドクター、建築家、技術者など）にも適したものでなければならない。
2. スポーツ活動の指導や監督に関わる者は、彼らが責任を負う人びとの安全と健康の保持にときに留意した適切な資格をもたなければならない。

第10条 スポーツと環境保全

何世代にもわたって、人びとの身体的、精神的、社会的健康状態を確保し高めていくためには、都市、野外地域、水辺地域でのスポーツ活動は、地球上の限られた資源に順応し、かつ環境の保全と調和のとれた管理の諸原則に基づいて実施することが求められる。このことは次のことを含んでいる。

——スポーツ施設の計画および建設に際して、自然および環境の価値を考慮する。

——自然と環境の保護に努めるスポーツ団体を支援し、奨励する。

——スポーツと環境保全との関係についての人びとの知識と自覚を高め、自然に対する理解を深める。

第11条 情報および研究活動

地方、国家、国際レベルでのスポーツ関連の情報収集と伝達のための適切な組織と手段を開発する。スポーツに関するあらゆる分野の科学的研究を推進する。市町村、州（県）、国家、国際それぞれのもっとも適切なレベルでの情報と研究結果の伝達、交換を実施する条件を整備する。

第12条 財源

本憲章の目標および目的を遂行するために、公共基金（中央、州（県）、市町村レベルでの）からの適切な支援と財源が必要とされる。スポーツに対する公共ならびに民間の両面からの財政援助が奨励される。これには将来の発展に必要なスポーツ部門それ自体による財源の創出も含まれる。

第13条 国内および国際協調

1. 本憲章の目的を達成するために、中央、州（県）、市町村レベルにおいて、スポーツ事業に関係する公共諸機関の間および公共と民間部門間での、スポーツの発展と振興のために足並みをそろえる適切な連絡調整機関が存在しない場合には、そのような機関を開設する。これらの連絡調整機関は、教育、保健、社会福祉、都市ならびに国土計画、環境、芸術などのレジャー事業の領域にみられる政策決定や計画についても留意し、スポーツが社会的文化的な発展に不可欠であることを保証する。

2. 本憲章の目的遂行のためにはまた、ヨーロッパおよび国際レベルでの協調が必要とされる。

（訳；池田 勝）

資料 5

ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領

—フェアプレイ勝利への道—

1992年5月ギリシャ・ロードス島
第7回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議採択

序文

1. ヨーロッパ評議会（CE）の「スポーツ倫理綱領・フェアプレイ勝利への道」は、ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議において採択されたひとつの意思表明である。
2. 本綱領の基本原則は、フェアプレイの精神を尊く倫理的考査が、すべてのスポーツ活動、スポーツ政策、管理において不可欠な要素であり、それはただ単に任意に決定されるものではなく、また、競技スポーツだけでなく、レクリエーション・スポーツにおいても含まれ、競技水準とスポーツへの関わり方の如何を問わずすべてのレベルに適用される。
3. 本綱領はフェアプレイ、スポーツマンシップ、ボランティア・ムーブメントに対し、これまで築いてきた伝統的なスポーツ基盤が浸食されている現代社会を鑑み、その切迫した状況を克服するための望ましい倫理的な枠組み（フレームワーク）を与えるものである。

本倫理の焦点

4. 本綱領の主たるねらいは、青少年のフェアプレイに向けられる。というのは、今日の青少年は、明日の成人としての参加者であり、スター選手でもありうるからである。しかしながら、本綱領は青少年のスポーツへの関わり方や参加に直接もしくは間接的に影響を与える機関（団体）と成人にとくに照準をあてて定めている。
5. 本綱領がスポーツに参加し、楽しむ青少年の権利と、フェアプレイを助長し、青少年の権利を尊重するための機関と成人の責任の2点について言及する。

フェアプレイの定義

6. フェアプレイは、ルールの範囲内でプレイすること以上のものとして定義される。すなわち友情、他者への尊厳、終始正しく振る舞う精神といった概念をも包含している。したがって、ひとつの思考様式（a way of thinking）として定義される。フェアプレイは、不正、ルール違反まがいの行為、ドーピング、暴力（身体的および言葉による）の行使、機会の不平等、行き過ぎた商業主義化と腐敗を排除する問題を含んでいる。
7. フェアプレイはひとつの奨励すべき（positive）概念である。本綱領では、スポーツをひとつの社会的、文化的な活動としてとらえ、スポーツがフェアに実施された場合には、社会を豊かなものにし、国家間の親善を深めていくと確信する。スポーツはまた個人の活動としてとらえることができ、フェアプレイされた場合には、個人の能力などに対する自己認識、自己表現と充足感、達成感、技術

の修得、能力の発揮、社会的相互作用、楽しみ、健康を高める機会を与える。また、スポーツはボランティアとして活躍するスポーツクラブの広範囲な人びとや指導者に対して、社会との関わりと責任感を助長する。さらにスポーツ活動の中には、責任をもって実施することによって、環境への配慮を助長することができる。

フェアプレイに対する責任

8. 本綱領において、青少年のスポーツの関わり方や、参加は、広範囲な社会環境の中で行われたものと認識する。フェアプレイは、現在では周辺部の問題としてとらえているが、それが核心部分の問題になった時はじめて、社会および個人に対するスポーツの潜在的な利点が最大限にもたらされると理解する。また、フェアプレイは青少年のスポーツ経験に直接、間接に何らかの影響を与えるすべての人びとが最優先事項として受取るべきであると認識する。責任をもつべき機関、人びとは次のとおりである。

8.1. 行政機関：地方、国家を問わずすべてのレベルの行政機関と行政関係機関が含まれる。公教育に関する機関は特別な責任を有している。

8.2. スポーツ団体およびスポーツ関係団体：スポーツ連盟および統轄団体、学校体育協会、コーチング協会およびセンター、医学・薬学専門機関、マスコミ機関など含まれる。スポーツ業界およびマーケッティング業界などの商業部門もまた、フェアプレイの推進に貢献する責任を有している。

8.3. 個人：両親、教師、コーチ、審判、役員、スポーツ指導者、管理者、ジャーナリスト、医師、薬剤師さらに役割モデルとしての過去の有名選手など。本綱領はボランティアおよび専門指導者の両者に摘要される。個人はまた観戦者（spectator）としての立場においても責任を有する。

9. 以上の機関・団体および関係者は、プレイに付する役割と責任を担っている。本綱領はこうした機関、団体、関係者にとくに提唱するものである。本綱領で確認された責務を、スポーツに関与するすべての関係者、機関が果たす場合にのみ、その効果をあげることができる。

行政機関

10. 行政機関は以下のような責任を担っている。

10.1. スポーツが行われる社会のあらゆる分野において、高い倫理基準が受け入れられるよう働きかける。

10.2. スポーツに関与する団体および個人が、倫理上の望ましい諸原則を示したことに対して支援し、奨励する。

10.3. スポーツ振興とフェアプレイを、体育カリキュラムの中心として位置づける専門教育を奨励する。

10.4. 青少年に対してとくにスポーツのフェアプレイを最優先で取り組む先例的な活動を支援する。

10.5. 青少年のスポーツ参加に関連した複雑な諸問題に対する理解を深め、まちがった行動や、フェアプレイを助長する機会を確認するための、全国的および国際的な研究を奨励する。

スポーツおよびスポーツ関係団体

11. スポーツおよびスポーツ関係団体は以下のような責任を担っている。

11.1. 何が倫理的かまたは非倫理的かを判断する明白な指針を作成し、スポーツへの参加や関わり方の如何を問わず、共通の適切な奨励方法や制裁方法が与えられるようにする。

11.2. 各団体の倫理綱領において、本ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領が生かされ、各団体の倫理綱領に基づいてすべての決定がなされるよう保証する。

11.3. フェアプレイの自覚を促すために、スポーツ団体ができる範囲で、キャンペーン活動や表彰制度、教材、研修機会を活用する。スポーツ団体はまた、そのような実践活動によってもたらされる結果を明らかにし、評価を行うべきである。

11.4. 競技での勝利に対してと同様に、フェアプレイや個人的なレベルでの達成に対しても賞賛を与える制度を確立する。

11.5. 望ましい行動を推進するマスメディアを支援する。

11.6. 青年および発育期の子どもに対して、とくに考慮すべき競技のあり方を理解し、レクリエーションのレベルから高度な競技レベルまで、段階をもたせたスポーツへの参加の機会を提供する。

11.7. 低年齢層の子どもたちの特別なニーズに合わせて、ルールの変更を促し、勝利よりもフェアプレイに重点をおく。

11.8. 発育期から高度な競技能力を発揮することによる、子どもたちへの弊害を除去する安全対策を確保する。

11.9. 青少年に責任をもつ団体の関係者すべてが、彼らの監督、指導、トレーニング、コーチに必要

な、適切なレベルでの資格を有していること。とくに、子どもたちの成長発達に伴う生物学的、心理学的变化を理解する。

個人

12. 各個人は以下のような責任を担っている。

12.1. 青少年に対して望ましい役割モデル、模範となるように振る舞う。すなわち、単に誉めるだけでなく、自らが範を示し、また不正なプレイを見逃すことなく、まちがった行動に対しては適切な制裁手段を与える。

12.2. 子どものニーズがスポーツへの関わり方の段階と共に変化していくことに対処し、研修および資格枠人もそれに合わせて高めていくように努める。

12.3. 青少年アスリートの健康、安全、福祉を最優先し、そのような配慮が学校やスポーツクラブあるいはコーチや親の名誉や業績以前のこととして優先するように努める。

12.4. 健康に関連した身体活動に生涯にわたって取り組めるように、子どもたちにスポーツ経験を与えていく。

12.5. 子どもたちを単に小さな大人としてみなすのではなく、成長発育期に起こる心身の変化と、スポーツ実施による心身への影響について理解する。

12.6. 子どもの能力に関係のない、過剰な期待感をいだかせてはならない。

12.7. 参加者の楽しみを優先し、参加を選択する子どもの権利を侵すようなプレッシャーを与えてはならない。

12.8. 才能のある子どもだけでなく、才能に恵まれない子どもに対してと同様に、子どもひとりひとりのレベルでの達成や技術の習得を強調し、そのことを評価する。

12.9. 子どもたちに、自分たちのルールに基づいてゲームを工夫し、参加者であると同時に、コーチや審判の役割も経験するように奨励する。また、フェアプレイや不正な行為に対する励ましや制裁を子どもたち自身が工夫し、自分たちの行為に対して責任をとるように仕向けていく。

12.10. 青少年および家族に対して、高度な競技水準の追求に潜んでいる功罪が理解できるように、できる限り多くの情報を提供する。

むすび

フェアプレイは、スポーツの振興、発展にもっとも大切で、中心的な位置を占めるものである。フェアプレイによって、個人、スポーツ団体、そして全体として社会に勝利をもたらすことになる。われわれは「フェアプレー--勝利への道」の理念の普及に責任を担っている。

(訳: 池田 勝)

「体協時報」'93年2月号より転載

新日本スポーツ連盟の出発宣言

1995年10月8日開かれた、新日本体育連盟第21回臨時全国総会で採択した『新日本スポーツ連盟の出発宣言』は、次の通りです。

新日本体育連盟は、第21回臨時全国総会において、創立以来30年かけてきた「新日本体育連盟」という名称を『新日本スポーツ連盟』と改称することを決定し、11月12日の創立30周年記念日をもって実施に移します。わが国のスポーツ界にあって、スポーツという言葉を団体名に冠するスポーツ組織は、新日本スポーツ連盟をもって嚆矢とします。

わが国においては、戦前・戦中にスポーツが敵性文化、自由主義的として排斥されました。このような経験から、スポーツという言葉を団体名称に用いることは、スポーツ関係者が長年にわたり成し得なかつたのです。時あたかも戦後50年、この歴史的時点に新名称『新日本スポーツ連盟』を宣言することは、わが国のスポーツの歴史に新しいページを開く瞬間だといわなければなりません。

この歴史的な船出にあたり、創立宣言の「体育・スポーツが少数の人の独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」という基本理念を想起し、スポーツを国民の権利として確立するために奮闘することを改めて誓うものです。

スポーツは人間だけがもつ文化です。そして今やスポーツは大きな広がりと進歩を遂げ、国民生活にとって不可欠なものとなっています。それは何よりも、スポーツが健康と人格形成にとって欠くことのできないものであり、普遍的価値である人権、自由、平和、民主主義、社会進歩の貢献することのできる文化であるということに根ざしています。

しかし一方において、今日スポーツを商業主義的に利用したり、政治的に利用したりする動きも強められています。スポーツのもつ本質的な価値とわが国のスポーツの現状はスポーツを民主的に、また文化的に発展させる運動とそれを推し進める組織の必要性を要請しています。

私たちは、この時代の要請にこたえて30年間「新日本体育連盟」として、スポーツを国民の権利として確立するために運動を展開してきました。そして、本日この30年の歴史と伝統をふまえ、21世紀を展望するにふさわしい名称として『新日本スポーツ連盟』を決定しました。

私たちは、日常的なスポーツ活動の規模と水準を大きく発展させ、国民のスポーツ要求実現とその組織化のために活動します。第20回全国スポーツ祭典は、広範なスポーツ関係者の賛同の広まりのもとに成功をおさめました。また、日常的なスポーツ活動においても、新しい種目への挑戦、組織の前進など新たな発展がはかられています。

同時に私たちは、スポーツを国民の権利として確立するために、広範なスポーツ関係者、国民各層との協力共同を発展させます。いまもたたかわれている「サッカーくじ」導入反対のたたかい、反核平和マラソンのとりくみ、スポーツの文化的荒廃を許してはならない、「スポーツは平和とともに」なければならないという、共通の願い、目的のもとに展開された国民共同の運動として大きな成果をあげて前進してます。

こうした活動、組織、運動が前進、高揚するなか、私たちは創立30周年という節目を迎え、新しい名称を確定しました。これを契機に、スポーツを国民の権利として確立するために、スポーツの民主主義的文化的発展を大いに促進し、21世紀に向けて大きく羽ばたくことを、新日本体育連盟第21回臨時全国総会の代議員、参加者のすべての意思として内外に宣言するものです。

新日本体育連盟創立宣言

本日、ここにわたしたちは新日本体育連盟を結成し、体育・スポーツを愛好する日本のすべてのみなさんに呼びかけます。

体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません。

長い間、日本の大衆はこの権利を享受することをはばまれてきました。体育・スポーツをもっと必要とする勤労青年が、こんにちなお、体育・スポーツからはなはだしく遠ざけられているという一事をみても明らかです。

それどころか、近年は体育・スポーツを軍国主義の推進の道具としたり、民主的諸運動への対抗物として利用しようとする動きさえでています。

しかしいまや各地にサークルや自主的競技会を組織するという根強い運動が、劣悪な条件を克服して勤労大衆自身の手によってすすめられています。専門家、研究者のあいだには大衆と結合してみずからを発展させ、また、普及に奉仕しようという動きが生まれています。これは民主的体育・スポーツ運動の新しい夜明けをつげるものです。指導者、研究者、教師、選手、クラブやサークルの活動家の皆さん、今こそ手を結ぼうではありませんか。わたしたちの力を大きく結集しようではありませんか。

新日本体育連盟（新体連）は真に自主的な組織として体育・スポーツの普及と発展を願うすべての人を対象とした個人加盟の全国組織です。それは大衆の体育・スポーツ活動の発展のために必要な指導と援助を行い、関係者みずからの生活と権利を守り、研究と実践を発展させることを目的としています。したがって、既成の体育・スポーツの組織・団体への所属・加入をなんら妨げるものではありません。また体育・スポーツの新しい働き手としてこれから伸びようとする青少年の加入を歓迎するものです。

体育・スポーツを愛好する日本のすべての皆さん、団結して大衆の新しい体育・スポーツの時代を開きましょう。

1965年11月12日

指導員認定会開催計画書

全国勤労者スキー協議会 殿

年 月 日
勤労者スキー協議会

代表者

印

検定員責任者

担当者名

電話

当会では、指導員規定第三章および「指導員認定規定」細則にもとづき、**※初・中・上級指導員認定会**を下記により開催したいので開催の委嘱を申請いたします。

名 称			種類※ 筆記試験・実技試験	
日 程	年 月 日 から	会 場		
	年 月 日 まで			
検定項目	【レポート】民主スポーツ（スキー）理論 スキー指導法理論			
	【筆記】民主スキー理論 スキー（技術）指導法 スキー技術 安全対策及び救急法 一般スキー技術 競技スキー 山スキー・歩くスキー			
	【実技】スキー指導法実技 指導法技術 応用技術			
検定員名	資 格	所属県・クラブ	研修修了年月日	担当検定項目内容
【レポートテーマ】				
【備考】				

上記計画を承認し、開催方を委嘱します。

年 月 日

全国勤労者スキー協議会

印

- 1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。
- 2、この計画書は1回（筆記試験と実技試験もそれぞれ別に）開催ごとに2部提出する。
1部は承認後返送します。
- 3、認定会の検定員は上位の指導員3名以上（うち1名は理事長が認めた者でも可）。
- 4、開催内容に変更のある時は、直ちに文書で通知のこと。

指導員研修会開催計画書

全国勤労者スキー協議会 殿

年 月 日

勤労者スキー協議会

代表者

印

講師責任者

担当者名

電話

当会では、指導員規定第四章にもとづき、**※初・中・上級指導員研修会**を下記により開催したいので開催の委嘱を申請いたします。

研修会名			種類※ 理論・基礎技術・応用技術	
日程	年 月 年	日 月	から	会場
課目種類	【理論】指導法（2 h）・安全対策（2 h）・スポーツ理論（2 h） 【基礎技術】スキー教程（2 h）・指導法研究（4 h） 【応用技術】競技スキー・山スキー・クロスカントリースキー・外部講習 （どれか4 h）			
講師名	指導員資格	所属県・クラブ	研修修了年月日	担当課目内容
【備考】				

上記計画を承認し、開催方を委嘱します。

年 月 日

全国勤労者スキー協議会

印

- 1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。
- 2、この計画書は1回（理論、基礎技術、応用技術毎にそれぞれ別に）開催ごとに2部提出する。1部は承認後返送します。
- 3、研修会の講師は上位の指導員2名以上を含むものとします。
- 4、開催内容に変更のある時は、直ちに文書で通知のこと。

※初級・中級・上級

指導員養成学校（座学・実技伝達）受講申込書

勤労者スキー協議会 殿
 (年 月 日受講者記入)

受 講 者	氏 名	ふりがな		※ 男 ・ 女	生年月日	年 月 日
		認定番号			勤務先	
	住 所	電話				
学校名				種類※ 座学・実技伝達		
開催年月日	年 月 日 ~			年 月 日		
会 場						
全国・地方・所属クラブの役職または任務						

所属クラブ推薦欄（初級指導員受講の場合必要です）

上記の者を、初級指導員の候補者として推薦します。

推薦理由：

地方スキー協名（所属クラブ）	代表者名	捺印
	(年 月 日署名)	

【学校事務局事務処理欄】

受付番号	受付確認日	受講確認	備考

注1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。

※初級・中級・上級
指導員認定会受講申込書

勤労者スキーアクセス会 殿

(年 月 日受講者記入)

受 檢 者	氏 名	ふりがな	※ 男 ・ 女	生年月日	年 月 日
				勤務先	
	認定番号	電 話			
住 所	〒 電話				
認定会名				種類※ 筆記試験・実技試験	
開催年月日		年 月 日 ~ 年 月 日		【レポート提出日】	
会 場					
全国・地方・所属クラブの役職または任務					

所属地方スキーアクセス（または所属クラブ）推薦欄

上記の者を、指導員規程にもとづき、※初・中・上級指導員の候補者として推薦します。
推薦理由：

地方スキーアクセス名（所属クラブ名）	代表者名
	(年 月 日署名)

【学校事務局事務処理欄】

受付番号	受付確認日	受講確認	備考

注1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。

様式 6 号

※初級 中級 上級 (理論・基礎技術・応用技術)

指導員研修会受講申込書

勤労者スキー協議会 殿

(年 月 日受講者記入)

受 講 者	氏 名	ふりがな		※ 男 ・ 女	生年月日	年 月 日
		認定番号	一		勤務先	
	所属クラブ					
住 所	〒 _____ 電話 _____					
研修会名				※ 種 類	理論・基礎技術 応用技術(競技スキー・ 山スキー・クロカン・外部講習)	
開催年月日		年 月 日 ~ 年 月 日				
会 場						
全国・地方・所属クラブの役職または任務						
【備考】◆研修会受講にあたっての要望など						

【学校事務局事務処理欄】

受付番号	受付確認日	受講確認	備 考

注1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。

養成学校（座学・実技）
指導員 検定会（座学試験・実技試験）
研修会（理論・基礎技術・応用技術）
スキー技術カルテスト（S T T）

開 催 報 告 書

全国勤労者スキー協議会殿

スキー協議会
クラブ

代表者

姓

姓

学校名					報告者	報告者
※種類	養成学校・座学・実技				S T T	
	検定会・座学試験・実技試験					
	研修会・理論・基礎技術・応用技術					
開催期日	年	月	日	時から	開催場所	
	年	月	日	時まで		
内 容（受講者のレベル・課題・問題点・特徴点など）						

【全国スキー協事務処理欄】

N0		報告受付日	年	月	日	
----	--	-------	---	---	---	--

- 注1、※印のところは該当するものを○印で囲んで下さい。
 注2、研修修了者（合格者）名簿（様式8号）を添付のこと。
 注3、S T Tの場合は採点用紙（様式17号）を添付のこと。

初級 中級 上級 指導員 研修修了者名簿

認定登録年月日	主催(スキ-協)名	行事(学校)
研究理論・基礎・応用技術名	担当者	責任者

認定登録年月日	性別	生年月日	住 所	電 話	職 員 名	現 会 員	所 在 地	会 員 会 員	会 員 会 員
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			
	男	年 月 日		電話		電話			
	女	年 月 日		電話		電話			

注1. この名簿とともに、所定の認定期を認定金(研修金)を交付後14日以内に全国スキ-協へ提出し、本人の所属するスキ-協へ送ること。
 2. 初、中、上級いずれかに○印を、指導員合格者、研修修了者いずれかに○印をつける。認定金責任者は、認定登録の最後をさけるため全国スキ-協と連絡をとること。
 3. 学校開催認定会(様式7号)を添付のこと。
 4. 認定する研修内容(理論、基礎技術、応用技術)の枠内に○印を記入すること。

樣式9号 全国労働者又ギ一協議会 指導員認定会採点表

年 月 日実施

スキー指導員年次登録名簿

〔 年 月 日 提出 〕

都道府県名	年次登録担当者氏名	ク ラ ブ 名	クラブ年次登録担当者氏名
停止申請	認定番号	氏名	印
1	-	男・女	年月日 年月日 〒
2	-	男・女	年月日 年月日 〒
3	-	男・女	年月日 年月日 〒
4	-	男・女	年月日 年月日 〒
5	-	男・女	年月日 年月日 〒
6	-	男・女	年月日 年月日 〒

注1、この名簿はクラブから2部提出、1部は地方スキー協の控えとなります。各県はとりまとめ所定の登録料を添えて全国スキー協へ提出して下さい。期限は9月30日です。

注2、今年度停止申請者は停止申請のワク内に○印を付ける。その際指導員資格停止申請書(様式12号)を必ず添付すること。

注3、研修修了年月日の理論は「理論研修」、基礎は「基礎技術研修」、応用は「応用技術研修」の事です。

(2部提出して下さい)

スキー協指導員派遣要請書

年 月 日

スキー協議会殿

要請団体等の名称・所在地・電話番号

代表者等の氏名

性別

このたび下記のとおりスキー行事(教室)を行いますので、貴会所属指導員の派遣を
要請いたします

スキー行事 (教室)の名称						
日 程	年 月 日～			年 月 日 泊 日		
規模と指導員 参 加 者 数	参加者数	名	派遣指導員数	名		
開 催 場 所 (スキー場)						
宿泊施設名	電話					

スキー指導員派遣要請承諾書

殿 年 月 日

指導員派遣スキー協名称・所在地・電話番号

スキー協印

代表者等の氏名

上記の指導員派遣要請を受諾し、別添名簿のとおり本会所属指導員を派遣します。
条件は別途打ち合せのとおりとします。

派遣 指 導 員 数 名

様式12号

指導員資格停止申請書

年 月 日

全国勤労者スキー協議会殿

都・道・府・県スキー協議会

代表者氏名

印

クラブ名代表者氏名

印

指導員規程第五条、第六条にもとづき、下記の者を今年度の指導員資格の停止として申請いたします。

認定番号		勤務先		
所属クラブ		電話		
指導員 氏 名		自	〒	
生年月日	年 月 日生	連	絡	先
		電話		

【資格停止を申請する理由】

資格停止を 希望する期間	年 6 月 1 日 ~	年 5 月 31 日までの 1 年間
【本人からの希望、意見】		

受付No	受付年月日	処理年月日	備考
		資格停止 年 月 日から 期 間 年 月 日まで	

様式13号 指導員資格喪失申請書

年 月 日

全国勤労者スキー協議会殿

都・道・府・県スキー協議会

代表者氏名

印

クラブ名代表者氏名

印

指導員規程第八条にもとづき、下記の者を今年度の指導員資格の喪失として申請いたします。

認定番号		勤務先	
所属クラブ		電話	
指導員 氏 名		自 連 絡 先	〒
生年月日	年 月 日生		電話

【資格喪失を申請する理由】

- 1、本人申出
- 2、年次登録義務
- 3、研修受講義務
- 4、その他

【本人からの意見】

受付No	受付年月日	処理 年 月 日	備 考
		資格喪失 年 月 日	

様式14号

指導員資格復活申請書

年月日

全国勤労者スキー協議会 殿

勤労者スキー協議会

代表者

印

下記により、指導員資格停止期間が満了するので、研修会受講申込書（様式6号）をそえて、資格の復活を申請します。

資格停止期間	年月日～	年月日まで
認定番号	一	勤務先
所属クラブ		電話
氏名		自宅
生年月日	年月日	電話
停止理由		

【指導員資格復活にあたっての本人意見】

受付NO	受付年月日	備考

注1. 必ず研修会受講申込書をそえること。

スキーテクニカルテスト開催計画書

全国勤労者スキー協議会 殿

年 月 日

スキー協議会

代表者

印

採点責任者

担当者名

電話

当会では、スキーテクニカルテスト規定もとづき下記により行事を開催したいので開催の委嘱を申請いたします。

行 事 名				
日 程	年 月 日	会 場		
検 定 員 名	指導員資格	所属県・クラブ	研修修了年月日	
【備考】				

上記計画を承認し、開催方を委嘱します。

年 月 日

全国勤労者スキー協議会

印

- 1、この計画書は1回開催ごとに2部提出する。1部は承認後返送します。
- 2、検定員は指定する研修会を修了し、検定員証を携帯すること。
- 3、開催内容に変更のある時は、直ちに文書で通知のこと。

※準常設・※常設 スキー学校開催申請書

全国労働者スキー協議会殿

年 月 日申請

学校名				開校期日			
主催県名				主催県責任者			
学校所在地				スキー場名			
学校長 氏名			住所〒	TEL			
講師登録者氏名	指導員資格	その他資格	研修年月日（理論・基礎・応用）				
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
			理: (/ /) 基: (/ /)	応: (/ /)			
上記の通り※準常設・※常設 スキー学校開校を申請しますので公認されるようお願いいたします。							
通信欄 <small>（ご意見、ご要望等の提出用欄）</small>							
受付NO	受理年月日	公認年月日	<small>（ご意見、ご要望等の提出用欄）</small>				

指導員養成学校受講証明書

スキー協議会殿

【所 属】

協議会

クラブ

【受講者氏名】

【受講指導員種類】 初・中・上級養成学校（座学・実技）

【座 学：受講年月日】 年 月 日～ 年 月 日

【受 講 会 場】

【実 技：受講年月日】 年 月 日～ 年 月 日

【受 講 会 場】

上記にもとづき指導員養成学校を修了したことを証明します。

主 管：

担 当 者：

印

他都道府県スキー協所属クラブの受講者が他都道府県主管の学校に受講する場合は必ずこの「証明書」に現地主管担当者に記入してもらい、速やかに所属スキー協に提出して下さい。

連絡先変更届

スキー協議会 殿

下記のように変更しましたので変更手配をお願いします。

適用（該当するものに○をして下さい）
クラブ代表者 クラブ郵送者 クラブ事務局長 メイト読者 指導員 その他（ ）
変更事項（変更該当するところに記入して下さい）
所属クラブ
新所属クラブ
氏名（フリガナ）
新氏名（フリガナ）
住所〒
新住所〒
自宅電話
新自宅電話
会社電話
新会社電話
備考

年 月 日

クラブ名

連絡者名

連絡者電話

※上記内容で変更がある時は遅滞なく所属地方スキー協に提出して下さい

指導員年次登録申請書

(所属クラブ提出用)

指導員氏名

印

下記のとおり指導員年次登録を申請します。

認定番号	一	自宅	〒		
所属クラブ			電話		
クラブ内役柄					
資格取得	年	月	会社	電話	
生年月日	年	月	日	性別	男 女
前回研修修了年月日、会場、内容					過去1年間の指導状況
【理論】	年	月	日	会場	延べ 日
【基礎】	年	月	日	会場	延べ 名
【応用】	年	月	日	(競技 山スキー 外部講習)	
スポーツのひろば購読	有	無	スキーメイト購読	有	無
過去1年を振り返り(反省・まとめ)					
活動の抱負・計画・決意など					

※年次登録は指導員規程第5条(年次登録の義務)にもとづき、毎年6月1日から9月30日までの期間に行うものです。この申請書は、クラブ所属指導員は所属クラブへ、提出して下さい。

指導員研修（応用技術）修了報告書

(地方スキー協用)

年 月 日

殿

指導員氏名

印

下記のとおり指導員規定応用技術を修了したことを報告します。

認定番号	-	自宅	〒
所属クラブ			
参加場所		電話(自)	(職)
参加年月日	19 年 月 日	参加行事名	
応用技術課目	<input type="checkbox"/> ①競技スキー <input type="checkbox"/> ②山スキー <input type="checkbox"/> ③クロスカントリー <input type="checkbox"/> ④外部講習		

【レポート】

（複数行用）

※応用技術受講後この報告書を15日以内に所属地方スキー協に提出して下さい。

指導員研修（応用技術）外部講習申告書

スキー協議会殿

年 月 日

【指導員氏名】

印 電話(自)
(職)

【住 所】 〒

【所属クラブ】

【指導員番号】

下記内容を研修会（応用技術）外部講習として認めていただくことを申告します。

【外部講習内容】

【開催日】 年 月 日～ 年 月 日

【開催場所】

【開催団体】

【行事名】

- ※必要事項を記入の上、開催日 15日前までに所属地方スキー協に申告して下さい。
- ※応用技術外部講習受講後「指導員研修（応用技術）修了報告書」を15日以内に所属地方スキー協に提出して下さい。（それを持って修了とします）
- ※内容によっては認めることができないこともあります。

指導員研修（応用技術）外部講習承認書

指導員殿

年 月 日

スキー協議会

代表者

印

貴殿より申請された研修会（応用技術）外部講習を承認します

【参加行事名】

【外部講習内容】

【開催日】 年 月 日～ 年 月 日

【開催場所】

指導員認定会成績証明書

スキ協議会

殿

貴殿に対し初級指導員認定会に係わる下記のことについて証明する。

1. 養成座学終了

学校名：

日 程： 年 月 日

会 場：

主 管：

2. 実技伝達終了

学校名：

日 程： 年 月 日～ 年 月 日

会 場：

主 管：

3. 初級指導員認定会

学校名：

日 程： 年 月 日～ 年 月 日

会 場：

主 管：

理論検定結果

レポート（理念 点）（技術 点）

筆記試験 点

平均 点

年 月 日

指導員研修修了証明書

スキー協議会殿

【所 属】 スキー協議会 クラブ

【認定番号】 一

【受講者氏名】

【受講内容】 初・中・上級研修会
(理論・基礎・応用)

【開 催 年月日】 年 月 日～ 月 日

【開 催 会 場】

【学 校 名】

上記にもとづき指導員研修会を修了したことを証明します。

主 管 :

担当者 : ㊞

電 話 :

指導員が所属地方スキー協以外で全国、他道府県主管研修会に参加したときは必ずこの「証明書」に現地で主管担当者に記入してもらい、所属スキー協に提出して下さい。

全国スキー協指導員転籍証明書

下記にもとづき _____ において全国スキー協指導員として登録されていたことを証明します

氏 名：

在籍していた所属クラブ名：

性 別（男・女） 生年月日： 年 月 日

指導員取得（初・中・上） 年 月 日

認定番号： —

最終年次登録： 年 月 日

最終会費（分担金）納入 年 月 日

最終研修会終了日 理論研修 年 月 日

基礎技術研修 年 月 日

応用技術研修 年 月 日

【付記】

年 月 日

新日本スポーツ連盟・

代表者

印

*本証明書を移籍先県スキー協に提出して移籍手続きを行って下さい

*本証明書発行をもって現在所属している地方スキー協での会員・指導員登録を抹消します

様式1号

指導員養成学校開催計画書

全国勤労者スキー協議会 殿

年 月 日
勤労者スキー協議会

代表者

印

講師責任者

担当者名

電話

当会では、指導員規定第二章にもとづき **※初・中・上級** 指導員養成学校を下記により開催したいので開催の委嘱を申請いたします。

学校名				種類※ 理論・実技	
日程	年 月 日 から 年 月 日 まで	会場			
課目	【理論】民主スキー理論（2h）スキー指導法（2h）安全対策及び救急法（2h） 【実技】スキー指導法、実習（6h）スキー技術（2h）救急法（2h）				
講 師 名	資 格	所属クラブ	研修修了年月日	担当課目内容	
【備考】					

上記計画を承認し、開催方を委嘱します。

年 月 日

全国勤労者スキー協議会

印

- 1、※印のところは該当するものを○で囲んで下さい。
2、この計画書は1回（理論と実技もそれぞれ別に）開催ごとに2部提出する。
1部は承認後返送します。
3、開催内容に変更のある時は、直ちに文書で通知のこと。

あとがき

今回の改訂にあたって執筆者で話し合ったことは、スポーツの役割や良さ、積極面を前面に出そうということでした。スポーツ活動をするものにとって、スポーツに関わる不祥事が起こることほど、心を痛めることはないからです。

執筆者の理解度や思いいれのある文のために、寄せられた意見を表すには限界があるものと思います。が、これまでになく打合せなども行いました。

主な執筆・編集者は次のとおりです。

「スキー協とは（歴史・活動と理念）」「いきいきしたクラブ活動のために」「魅力あるスキー指導のために」…………石川正三

「スポーツ情勢。そしてそれをきり拓くために」…………長尾正二

「スポーツ連盟の役割と活動」…………和食昭夫

「種目組織紹介」…………それぞれの種目組織に依頼

「スポーツの発展をめざして」…………牧野国久

「年表」…………大塚哲男

尚、「魅力あるスキー指導のために」の項では、田中昇顧問の助言をいただき、「申請書式」では東京スキー協・酒井宏氏の協力をいただきました。お礼申し上げます。

このテキストを活用し、ご意見をお寄せください。

クラブ・スキー協発展のために

——スキーリーダーテキスト——

発行責任者 石川 正三

編集

スポーツ連盟・全国労働者スキー協議会

リーダーテキスト執筆者会議

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-9-15

ワイムティハイム 2 F

電話 03-3971-4145

定価 800円

1983年11月5日初版発行

1984年2月25日第2版発行

1986年10月15日第3版発行

1990年10月10日改訂発行

1998年9月23日改訂発行

全国スキー協

スキー教程

1994年発行

A4版 124ページ

定価 2,500円

全国勤労者スキー協議会発行

新体連

スキーシリーズ II

山スキー

クロスカントリースキー
競技スキー

1989年発行

B5判 192ページ

定価 2,000円

全国スキー協発行

テキスト

スキーを安全に

1986年発行

医学博士 稲垣 元博

全国スキー協安全対策委員会

定価 500円

全国勤労者スキー協議会発行

〔季刊〕

全国スキー協機関誌

スキーメイト

400円

年4回発行／年間予約(送料共) 2,000円

スポーツ ひづば

(唯一の月刊総合スポーツ雑誌)

定価500円 (年間6,900円送料共)

発行 新日本スポーツ連盟

〒170-0013 豊島区東池袋3-9-15 TEL.03(3968)5401
ワムティハイム 2F FAX.03(0986)5403

申込・問合先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-9-15 ワムティハイム 2F

全国勤労者スキー協議会 ☎03(3971)4145／FAX 03(3986)5403

(郵便振替 00180-7-82138 全国勤労者スキー協議会)